

南阿蘇村こども計画

【素案】

令和6年12月

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 策定の趣旨.....	1
2 国の動向.....	1
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の対象.....	6
6 計画の策定体制と方法.....	6
第2章 こども・若者を取り巻く状況	7
1 統計からみる南阿蘇村の現状.....	7
2 アンケート調査結果.....	13
第3章 第2期計画の実施状況及び本村の課題	55
1 第2期計画の実施状況.....	55
2 本村の課題.....	68
第4章 基本理念、基本目標、施策の体系	71
1 基本理念.....	71
2 基本目標.....	72
3 施策の体系.....	73
第5章 施策の展開	74
基本目標1 安心してこどもを生き育てることができるむらづくり.....	74
1 親と子の健康づくりに向けた支援.....	74
2 乳幼児期の教育・保育の充実.....	76
3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実.....	77
基本目標2 こどもが成長できるむらづくり.....	79
1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進.....	79
2 居場所づくり.....	81
3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供.....	82
4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育.....	83
基本目標3 若者が自立できるむらづくり.....	85
1 未来へ踏み出す若者応援.....	85
2 出合いや結婚への支援.....	86

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるむらづくり.....	88
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	88
2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援.....	89
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	90
4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	91
5 こども・若者の権利の尊重.....	93
6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	94
基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるむらづくり.....	96
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	96
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	98
3 共働き・共育ての推進.....	99
第6章 事業計画.....	100
1 提供区域.....	100
2 量の見込み及び確保方策の概要.....	100
3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策.....	103
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	107
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	114
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	115
7 放課後児童対策.....	115
第7章 計画の推進と進行管理.....	116
1 計画の推進体制.....	116
2 計画の進捗管理.....	116

第1章 計画策定の概要

1 策定の趣旨

本村では、令和2年3月に「第2期南阿蘇村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、こどもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、こどもの虐待、こどもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

このような中、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に「南阿蘇村こども計画」を策定します。

2 国の動向

(1) これまでのこどもに関する福祉行政の取組

近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

【こども支援を取り巻く主な法令等】

☆ 少子化社会対策基本法（H15.9.1 施行）→同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定

☆ 次世代育成支援対策推進法（H17.4.1 施行）

※当初10年間の時限法として成立したが、令和6年度まで有効期限が延長（現在は計画策定は任意化）

☆ 子ども・若者育成支援推進法（H22.4.1 施行）

→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」（H22.10）策定

☆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（H26.1.17 施行）

→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（H26.8）策定

☆ 子ども・子育て支援法（H27.4.1 施行）

(2) こどもを取り巻く環境の現状

我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立等のこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

(4) 「こども大綱」の閣議決定

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

また、令和5年12月22日には「こども未来戦略」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」などもあわせて閣議決定されています。

【「こども大綱」概要】

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

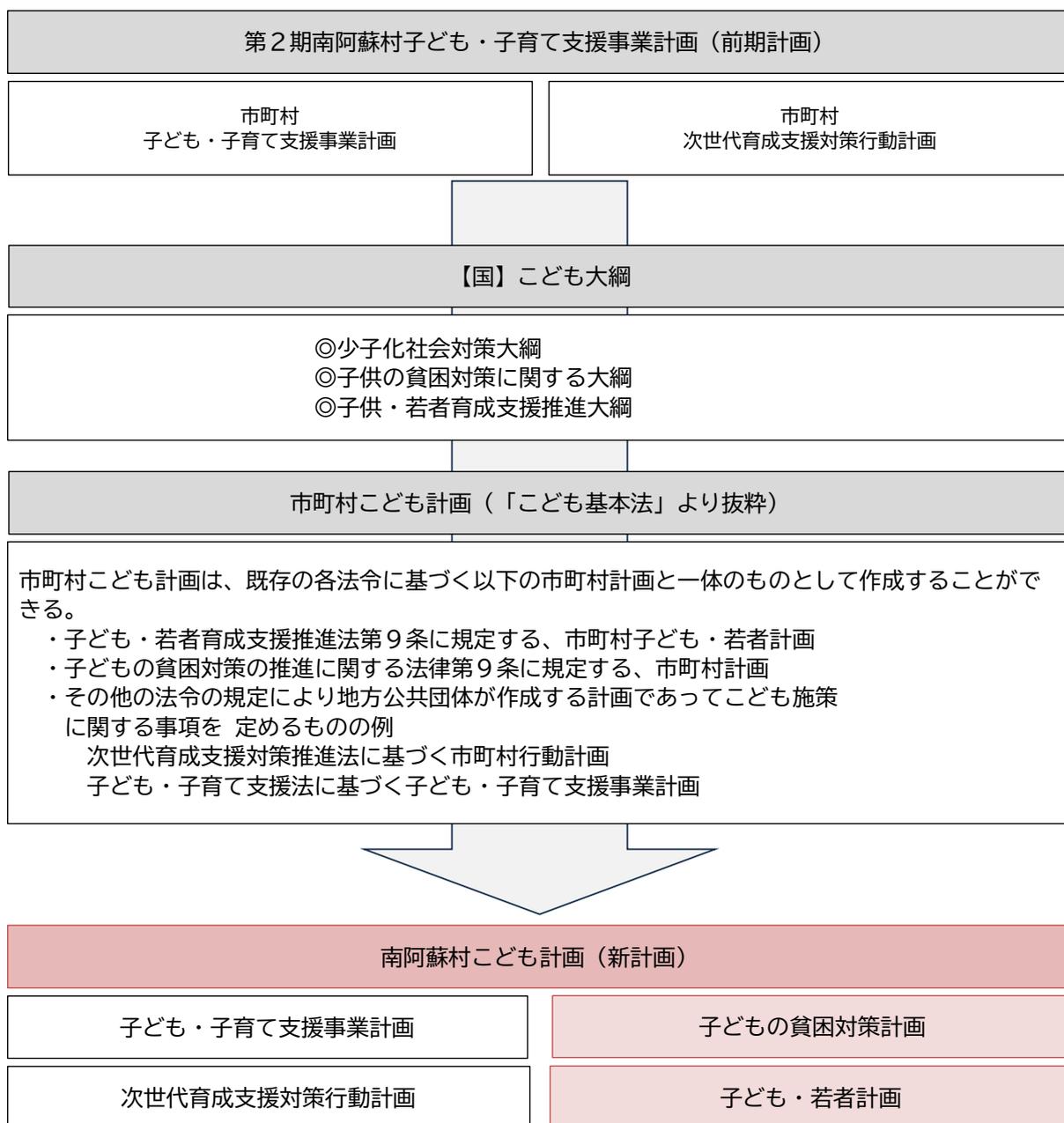
こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。) 2

3 計画の位置付け

前期計画である「第2期南阿蘇村子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援対策行動計画として策定していました。

新たな計画となる「南阿蘇村こども計画」では、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、現行計画に新たに子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する市町村計画や子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画を包含し、こども施策を総合的に推進するものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や村の状況の変化、こども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

国の「こども基本法」では、心と身体の成長段階にある人を「こども」としていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

6 計画の策定体制と方法

(1) 南阿蘇村こども・子育て会議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本村におけるこども・子育て・若者支援施策をこどもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、「南阿蘇村こども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため以下のアンケート調査を実施しました。

調査種類	対象者	調査実施時期
子ども・子育て支援に関する調査 就学前児童保護者用	0歳から5歳までの子を持つ保護者	令和6年9～10月
子ども・子育て支援に関する調査 小学生保護者用	小学1年生から6年生までの子を持つ保護者	
こどもの生活状況調査（小学生票）	小学4～6年生の児童	
こどもの生活状況調査（中学生票）	中学1～3年生の生徒	
こどもの生活状況調査（保護者票）	中学1～3年生の保護者	
こども・若者の意識と生活に関する調査	16歳から39歳までの村民	

(3) 南阿蘇村こどもワークショップの開催

本計画に、こどもの意見を聴取し反映させるため、令和6年12月7日に「南阿蘇村こどもワークショップ」を開催しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和7年●月●日から●月●日までパブリックコメントを実施しました。

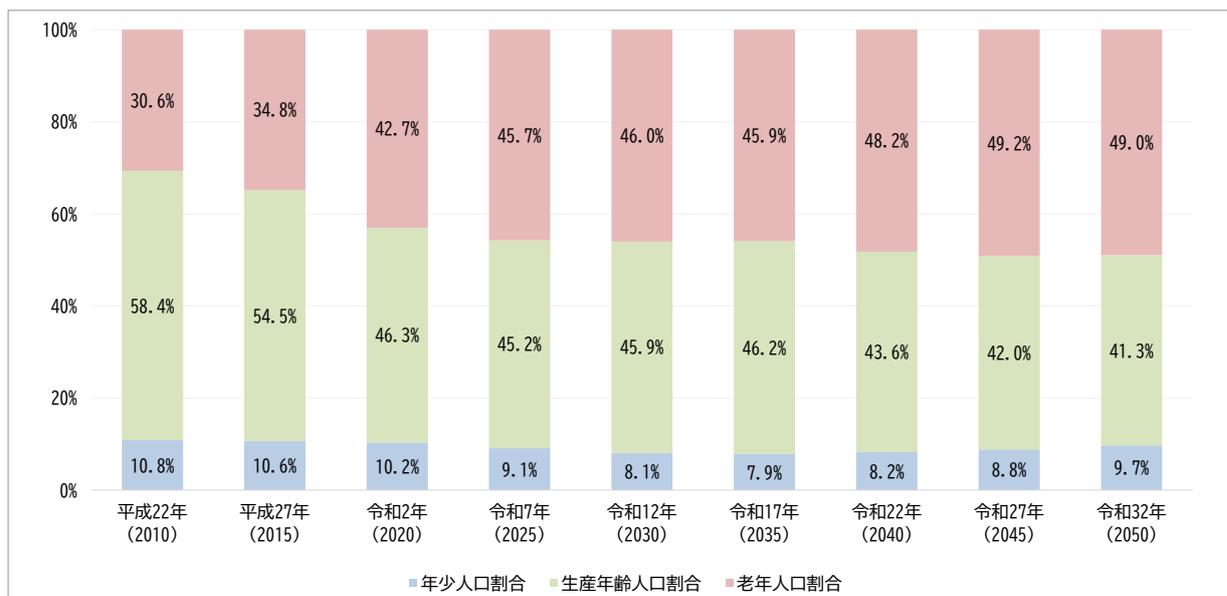
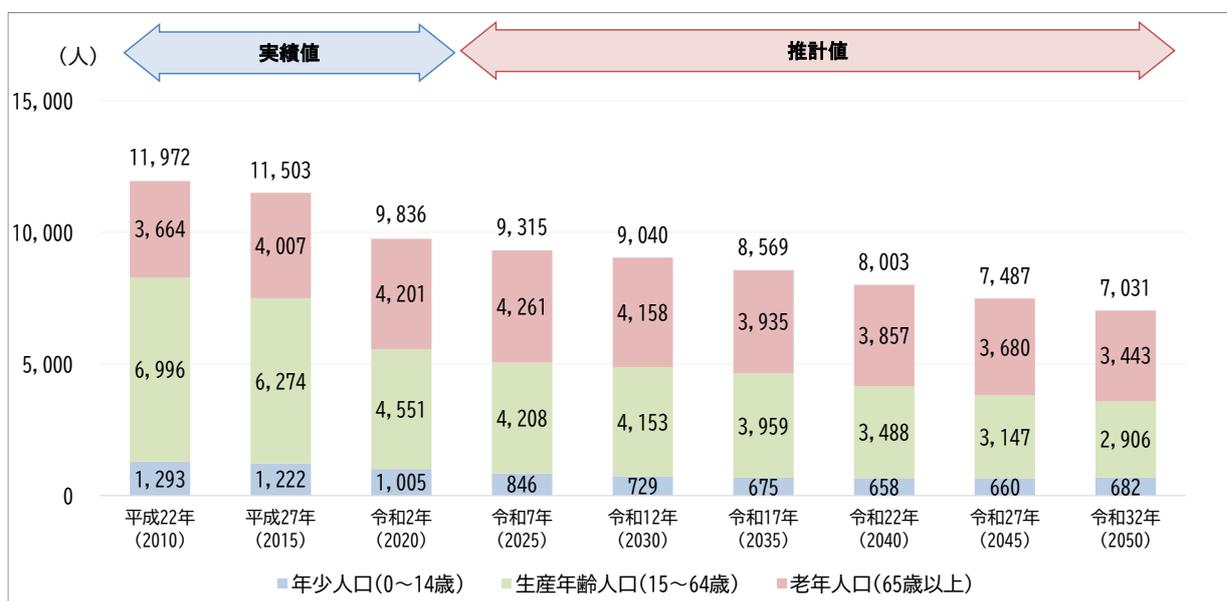
第2章 こども・若者を取り巻く状況

1 統計からみる南阿蘇村の現状

(1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成22年の11,972人が令和2年には9,836人となり、2,136人の減少となっています。

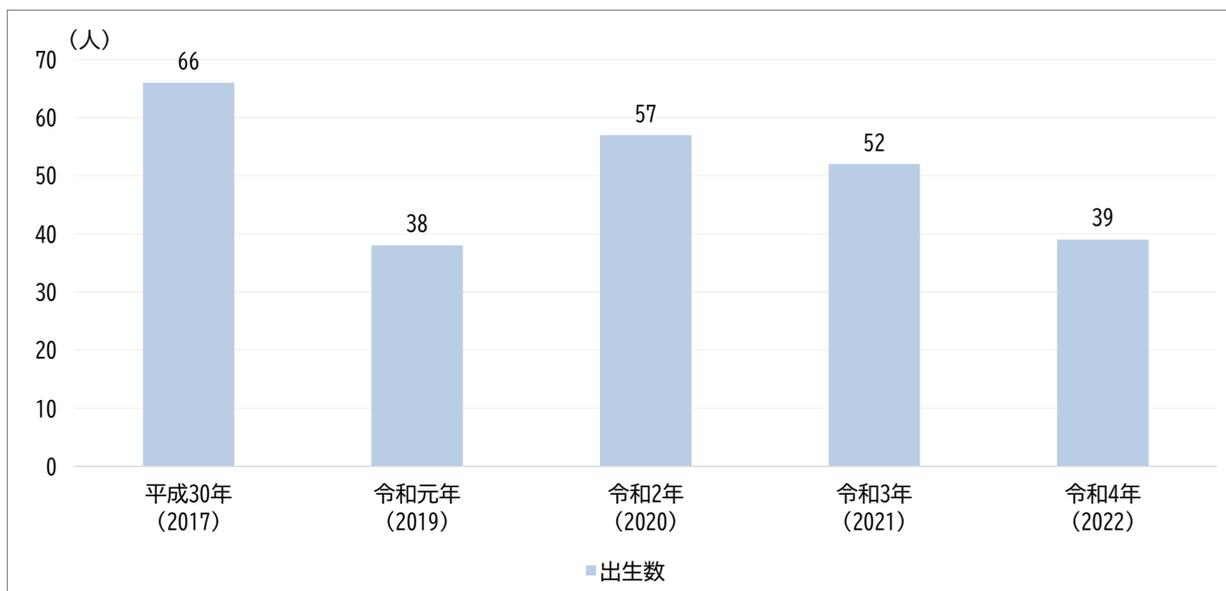
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後総人口は減少する予測となっており、令和32年の総人口は7,031人、年少人口（0～14歳）は682人、総人口に占める年少人口割合は9.7%となる見込みとなっています。



出典：国勢調査（平成22年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～令和32年）

(2) 出生数の推移

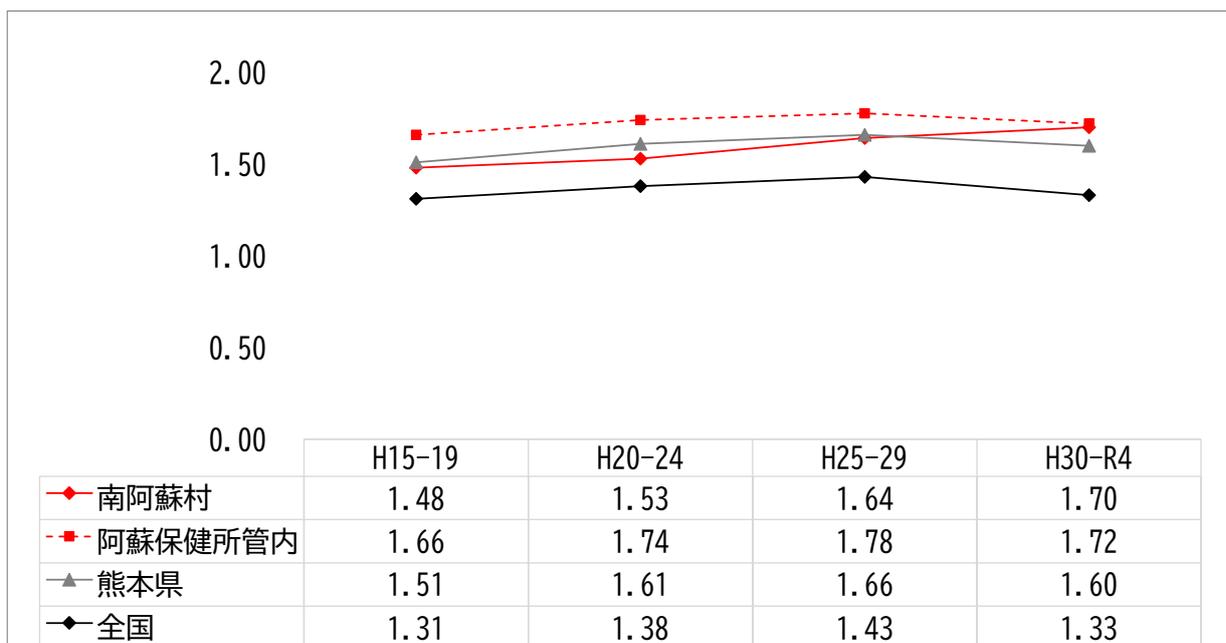
出生数は近年減少傾向で推移しており、令和4年は39人となっています。



出典：熊本県人口動態調査

(3) 合計特殊出生率の推移

平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.70で、全国、熊本県平均を上回っています。



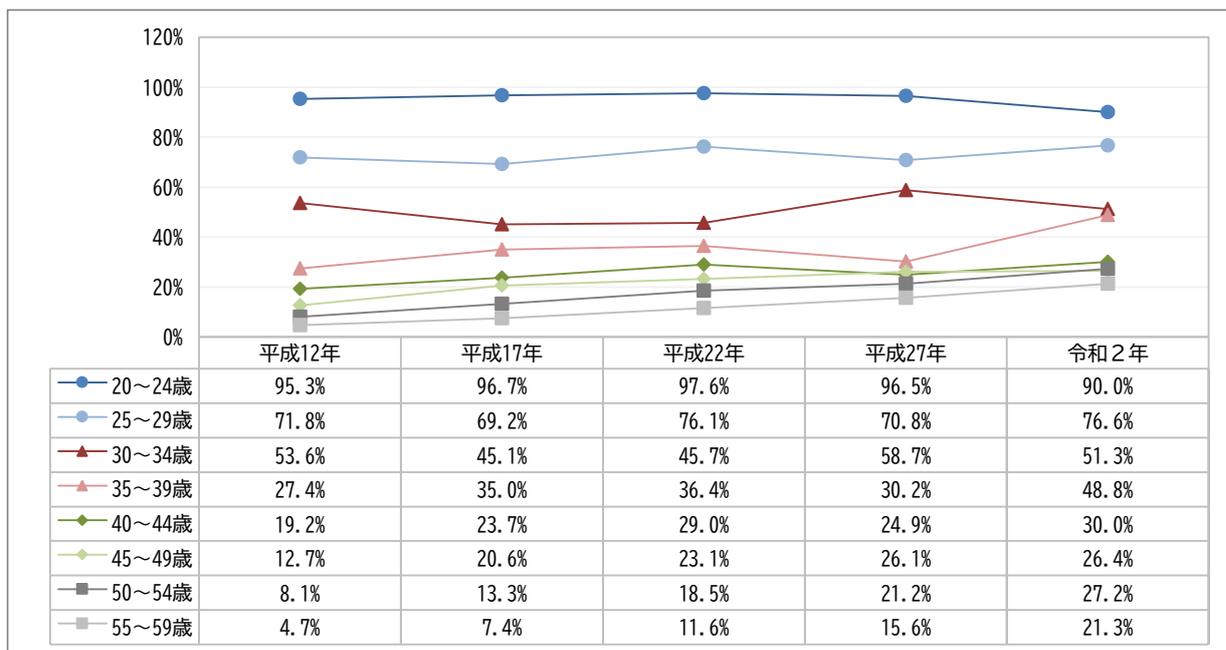
出典：人口動態保健所・市区町村別統計

(4) 未婚率の推移

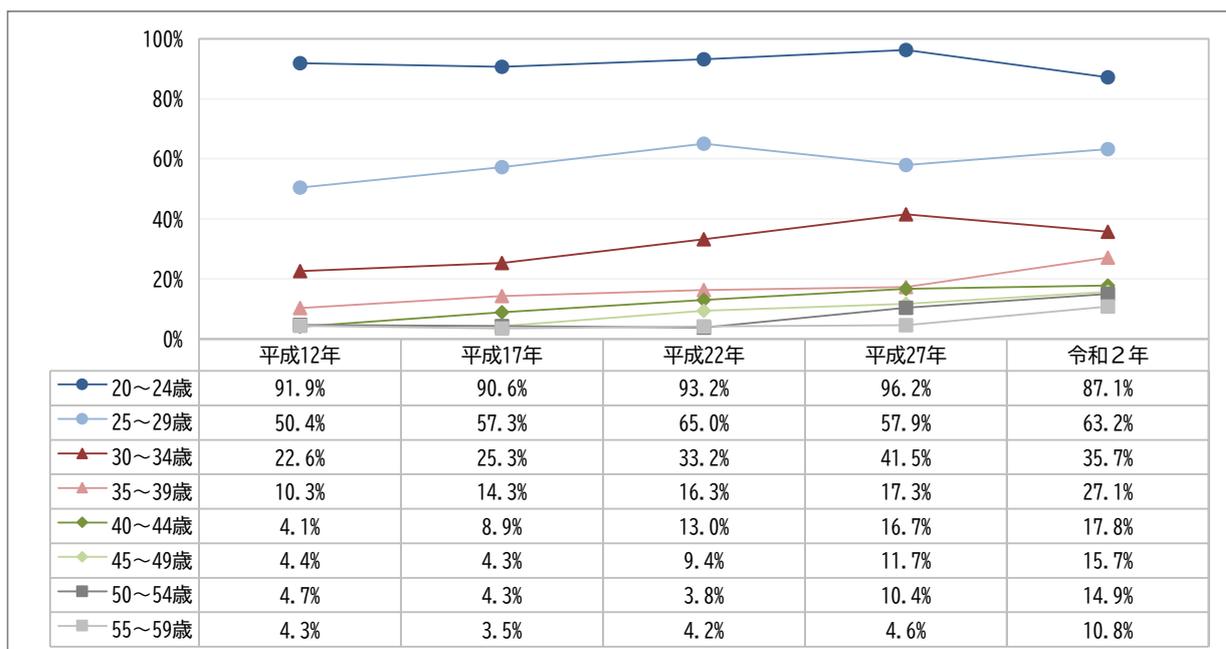
男性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、20～24歳、30～34歳以外の年代で増加しています。

女性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、男性と同様に、20～24歳、30～34歳以外の年代で増加しています。

【年代別未婚率の推移（男性）】



【年代別未婚率の推移（女性）】

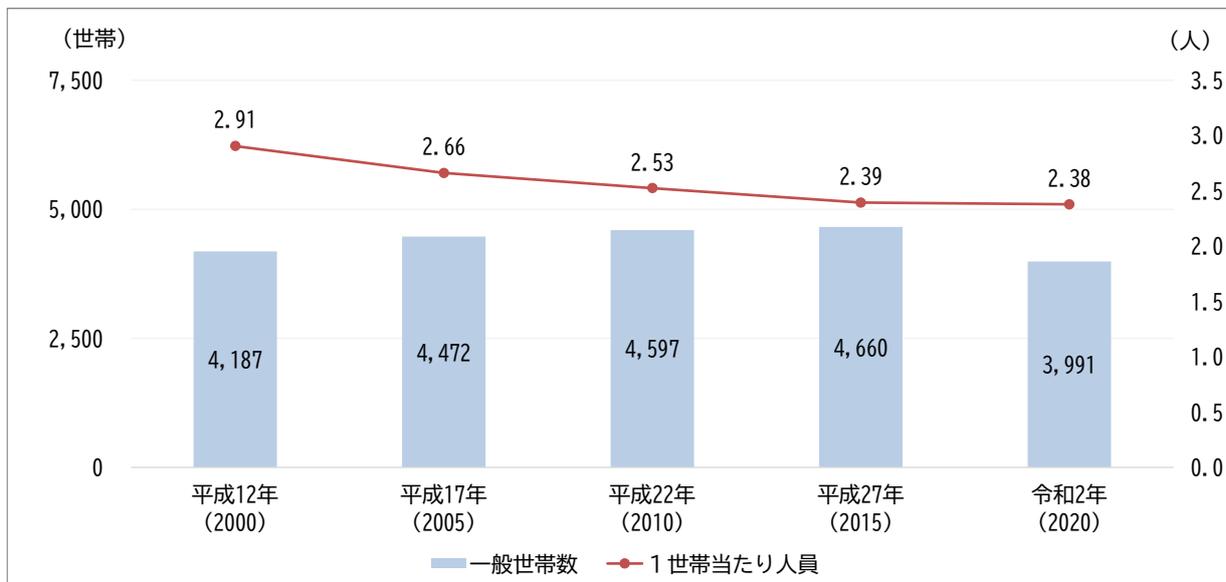


出典：国勢調査

(5) 世帯の状況

① 一般世帯数、1世帯当たり人員数の推移

令和2年の一般世帯数は3,991世帯、1世帯当たり人員数は2.38人となっています。一般世帯数、1世帯当たり人員数のいずれも平成27年と比較すると、減少しています。

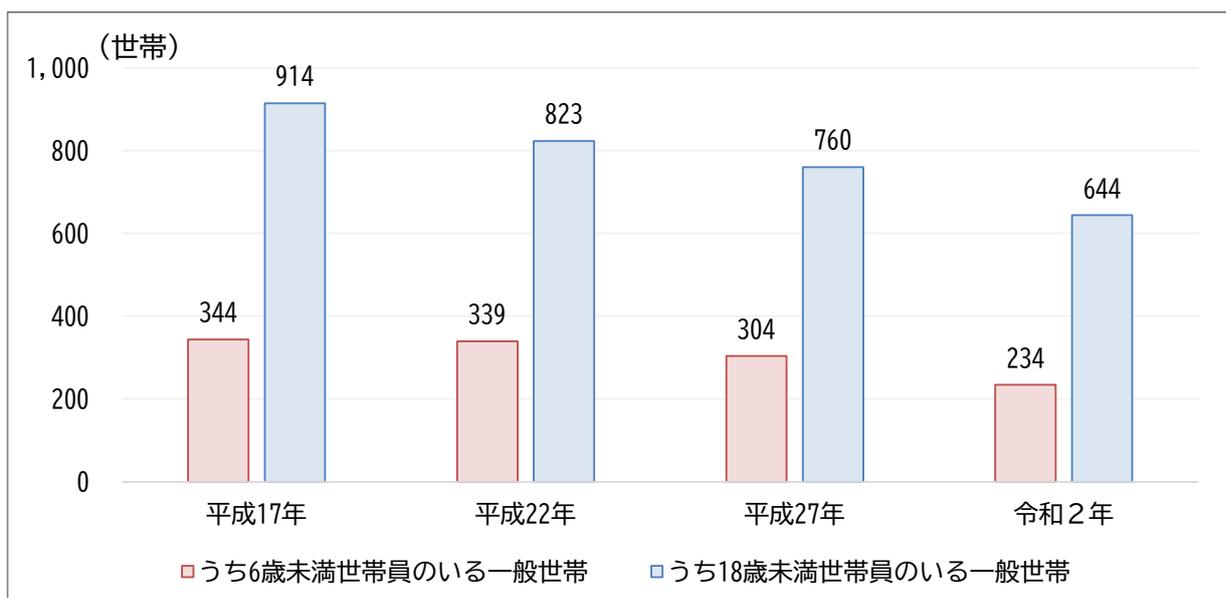


出典：国勢調査

(6) 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数

① 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満のこどものいる世帯数は234世帯、18歳未満のこどものいる世帯数は644世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

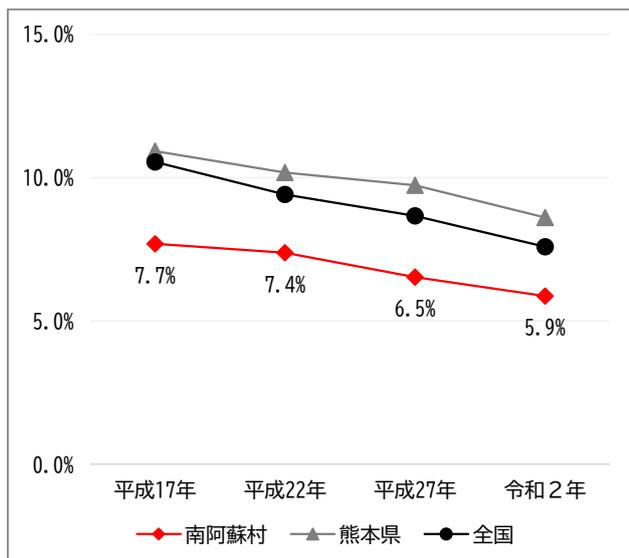


出典：国勢調査

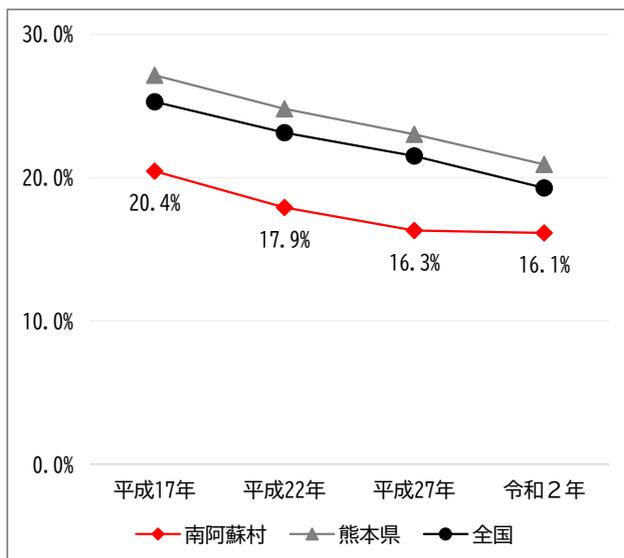
② 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満のこどものいる世帯数の構成割合は5.9%、18歳未満のこどものいる世帯数の構成割合は16.1%で、いずれも全国、熊本県平均を下回っています。

【6歳未満のこどものいる世帯数の構成割合】



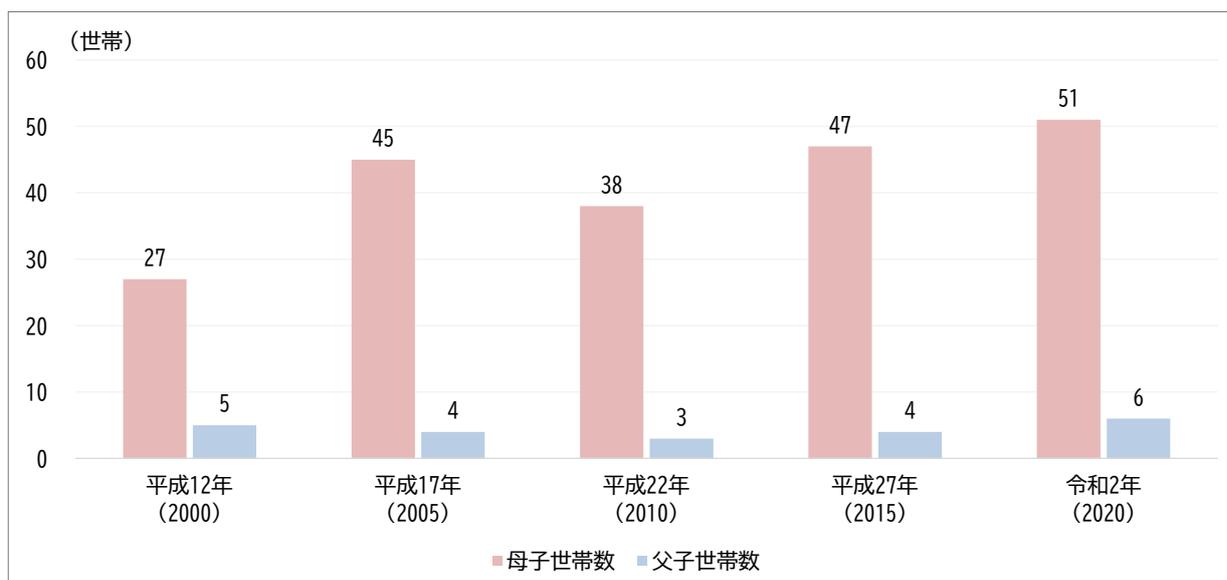
【18歳未満のこどものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

(7) ひとり親家庭の状況

令和2年の母子世帯数は51世帯、父子世帯数は6世帯となっています。父子世帯数に大きな変化はありませんが、母子世帯数は近年増加傾向で推移しています。



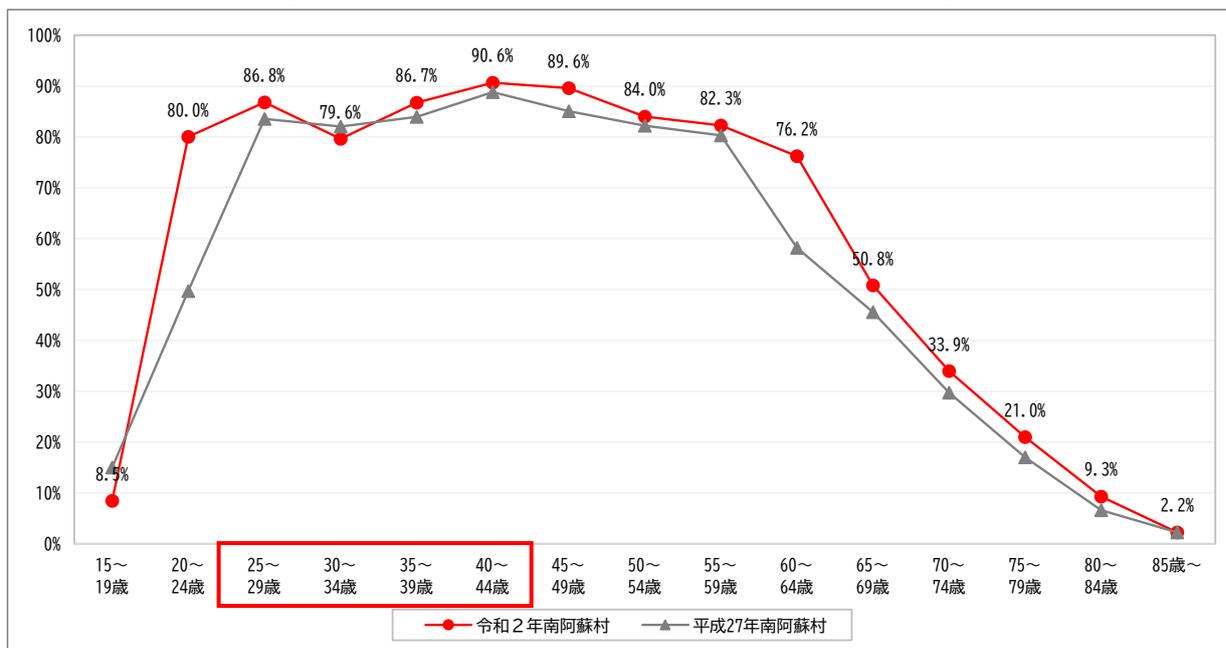
出典：国勢調査

(8) 女性の労働力率

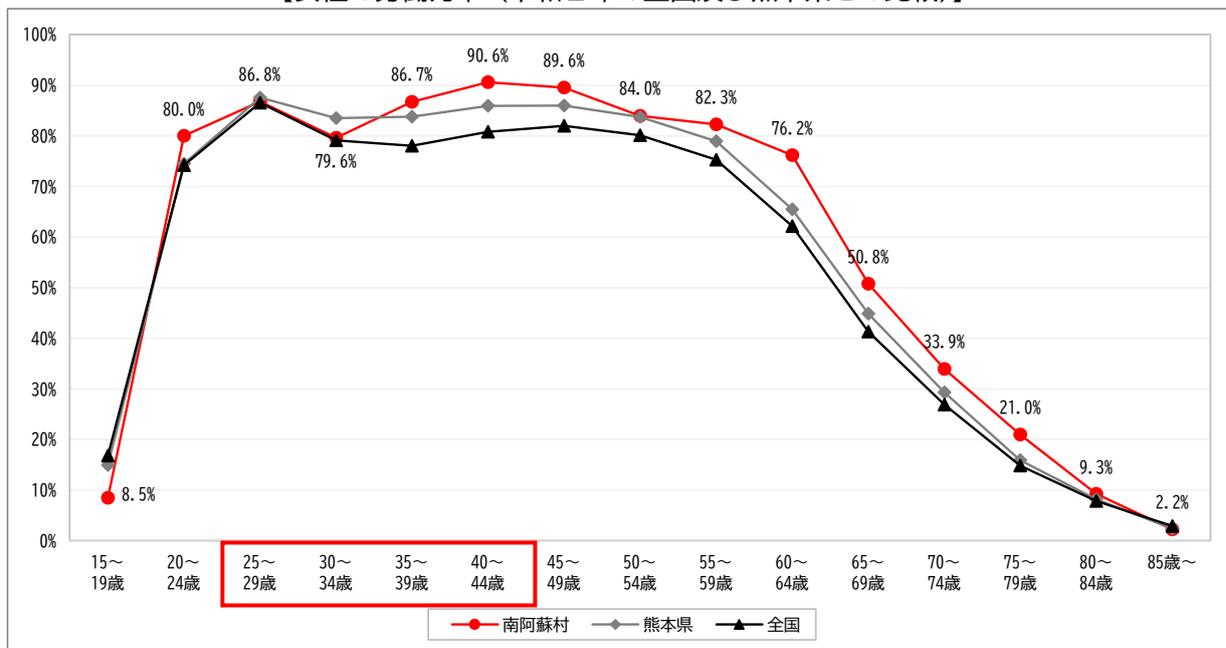
令和2年の本村の子育て世代の女性（25～44歳）の労働力率を平成27年と比較すると、30～34歳以外の年代で上回っています。

令和2年の本村の子育て世代の女性の労働力率を全国、熊本県平均と比較すると、35～39歳、40～44歳の年代で上回っています。

【女性の労働力率（本村の令和2年と平成27年の比較）】



【女性の労働力率（令和2年の全国及び熊本県との比較）】



出典：国勢調査

2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査実施方法

調査目的	調査種別	調査方法
I 主に子ども・子育て支援事業計画の基礎資料とするため	就学前児童保護者調査	直接配布、郵送及びWEBによる回収
	小学生保護者調査	
II 主に子どもの貧困対策計画の基礎資料とするため	こどもの生活状況調査（小学生票）	直接配布、郵送及びWEBによる回収
	こどもの生活状況調査（中学生票）	
	こどもの生活状況調査（中学生保護者票）	
III 主に子ども・若者計画の基礎資料とするため	こども・若者調査	郵送による配布、郵送及びWEBによる回収

② 配布回収の状況

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	190件	94件	49.5%
小学生保護者調査	350件	146件	41.7%
こどもの生活状況調査（小学生票）	190件	109件	57.4%
こどもの生活状況調査（中学生票）	190件	72件	37.9%
こどもの生活状況調査（中学生保護者票）	180件	99件	55.0%
こども・若者調査	1,600件	334件	20.9%

【注】

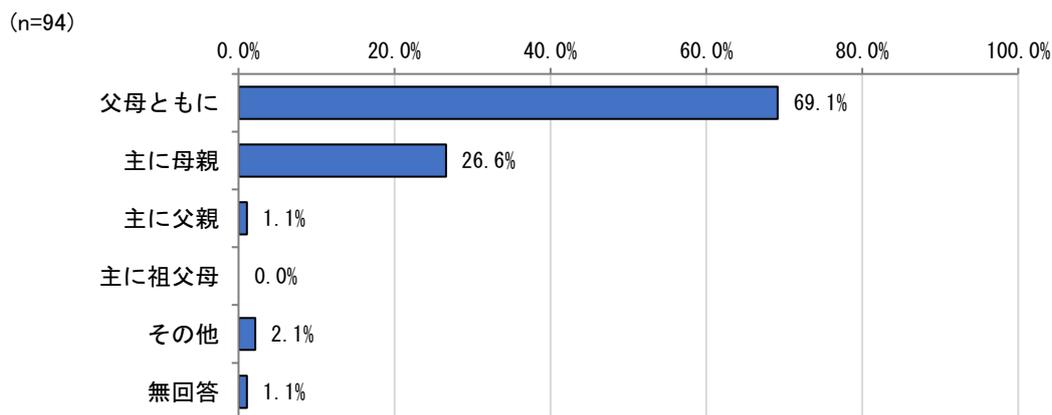
- ・図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

(2) 子ども・子育て支援事業計画に係る調査結果

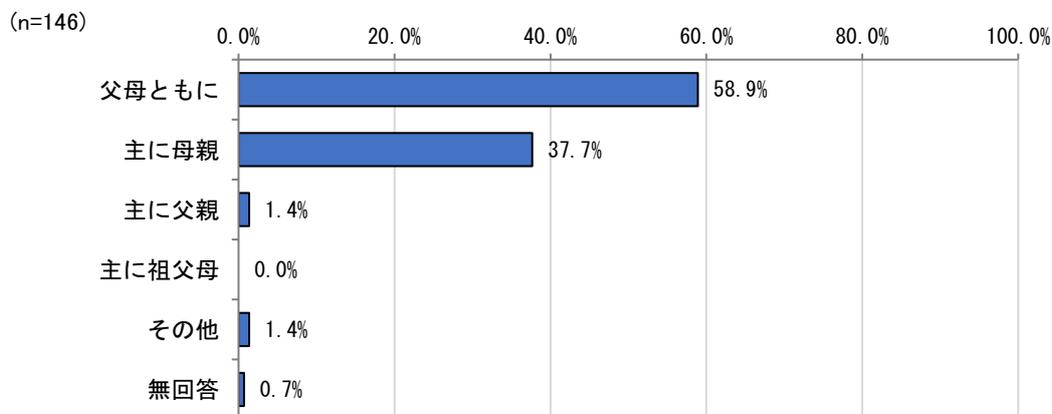
① 主に子育てを行っている人【1つ選択】

「父親・母親ともに」が就学前児童保護者 69.1%、小学生保護者 58.9%で、いずれも最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

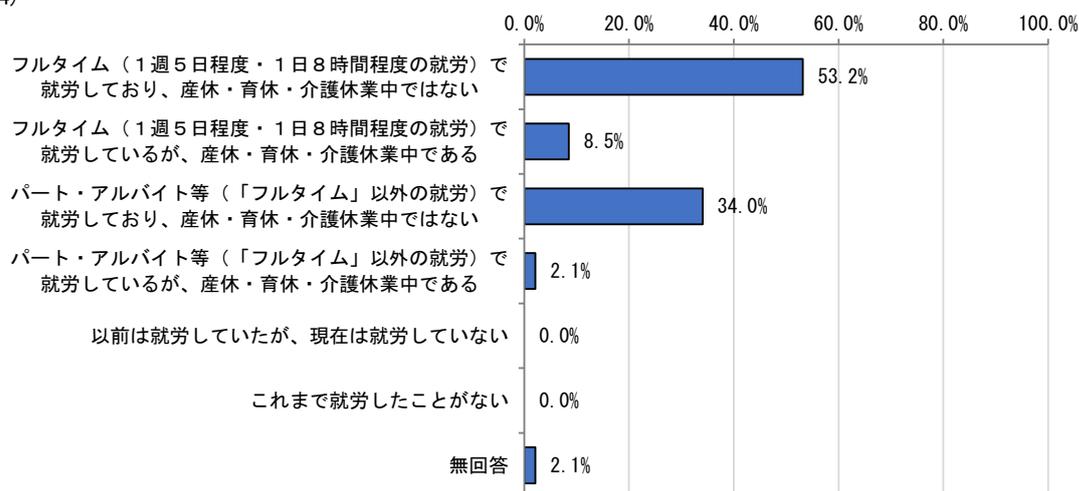


② 母親の就労状況【1つ選択】

「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」が就学前児童保護者 53.2%、小学生保護者 54.1%で、いずれも最も高くなっています。

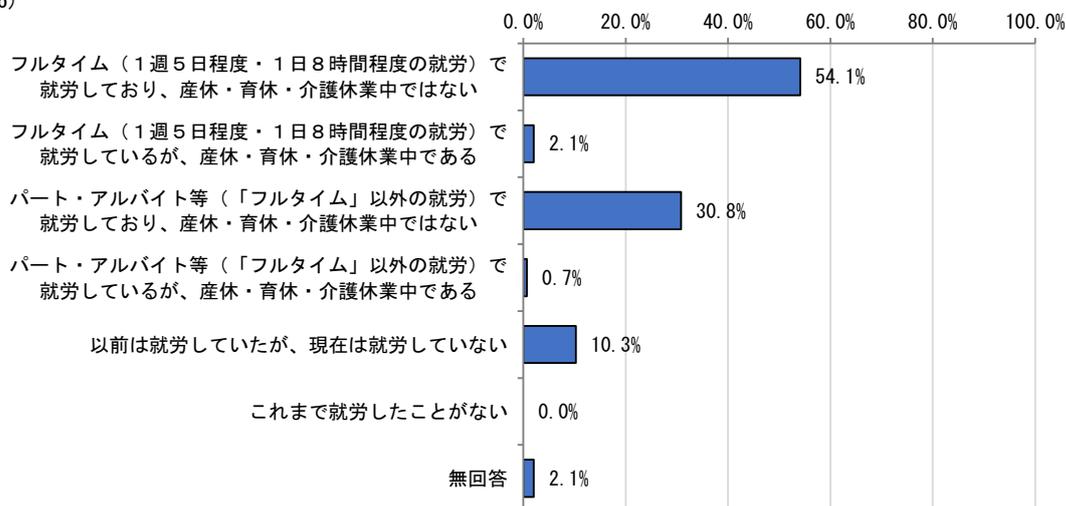
【就学前児童保護者】

(n=94)



【小学生保護者】

(n=146)

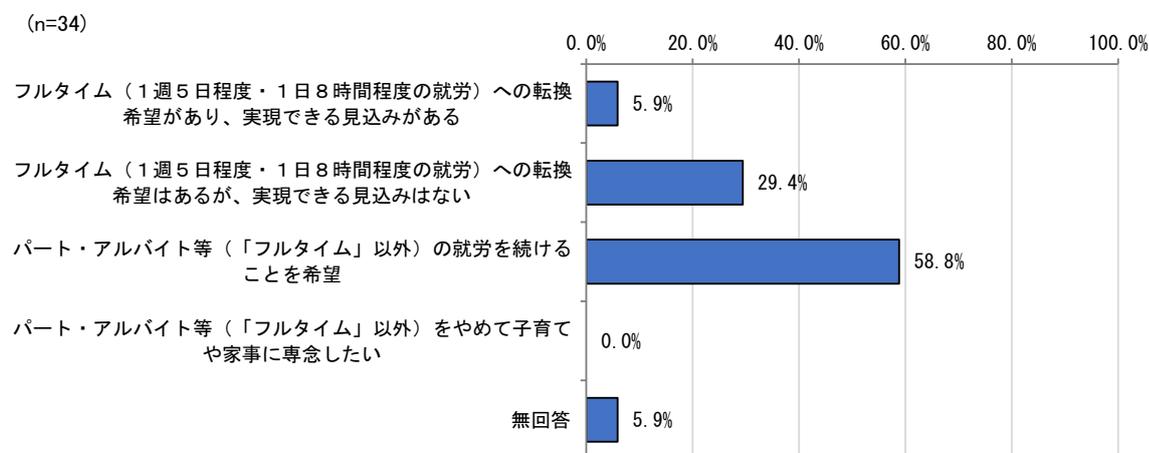


③ 母親の就労意向（パート・アルバイトからの転換意向）【1つ選択】

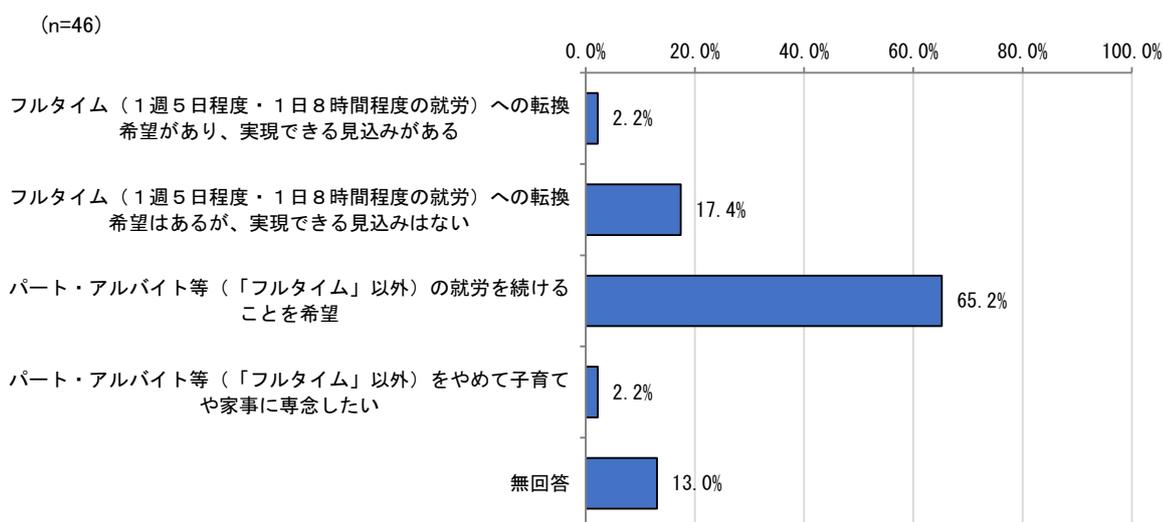
パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの就労意向については、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が就学前児童保護者 5.9%、小学生保護者 2.2%となっています。

一方、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」は就学前児童保護者 58.8%、小学生保護者 65.2%と、多くの方が現在の就労形態での就労を希望しています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

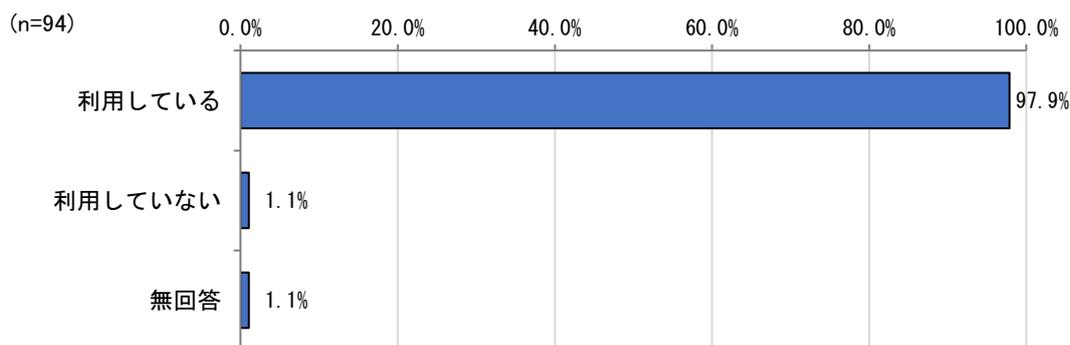


④ 定期的な教育・保育の利用について（就学前児童保護者）【1つ選択】

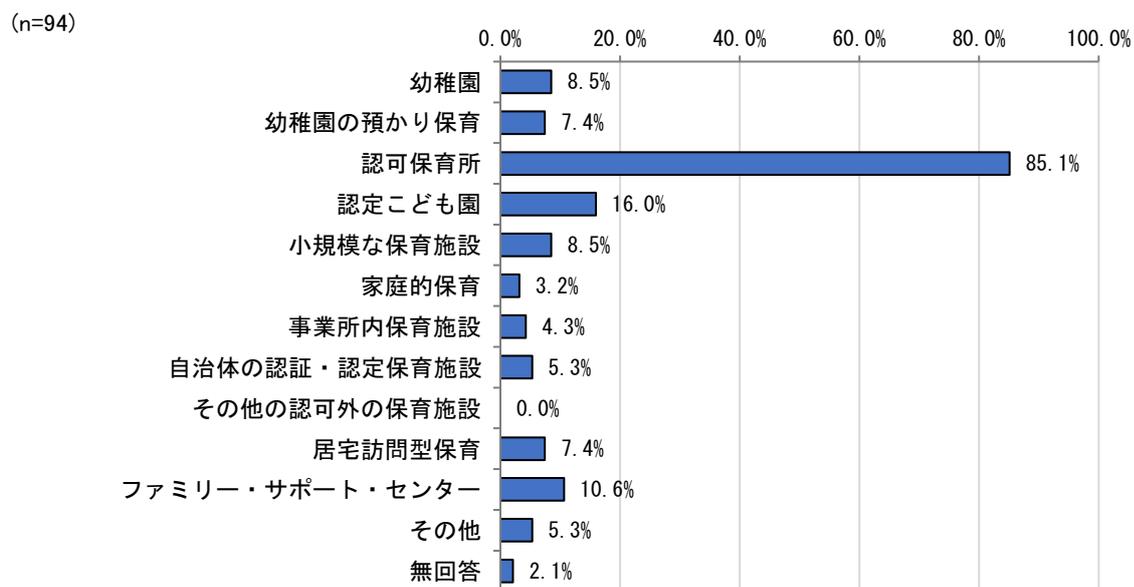
「利用している」が97.9%となっています。

利用している施設については、「認可保育所」が85.1%で、最も高くなっています。

【定期的な教育・保育の利用状況】

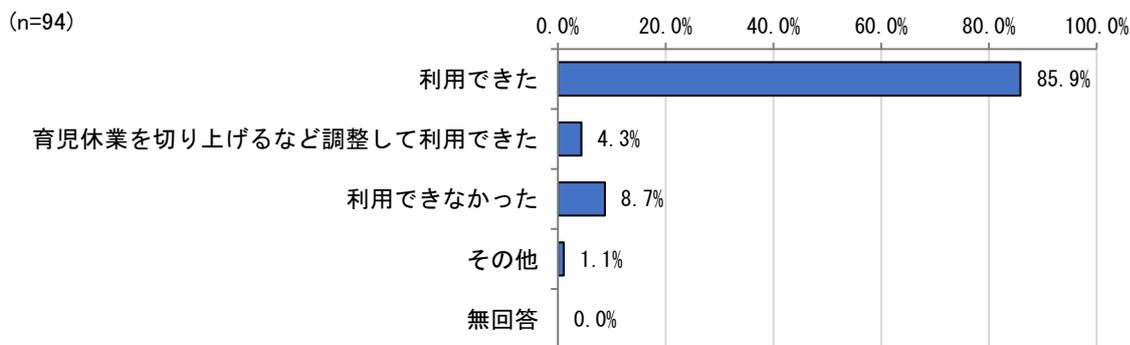


【利用している施設】



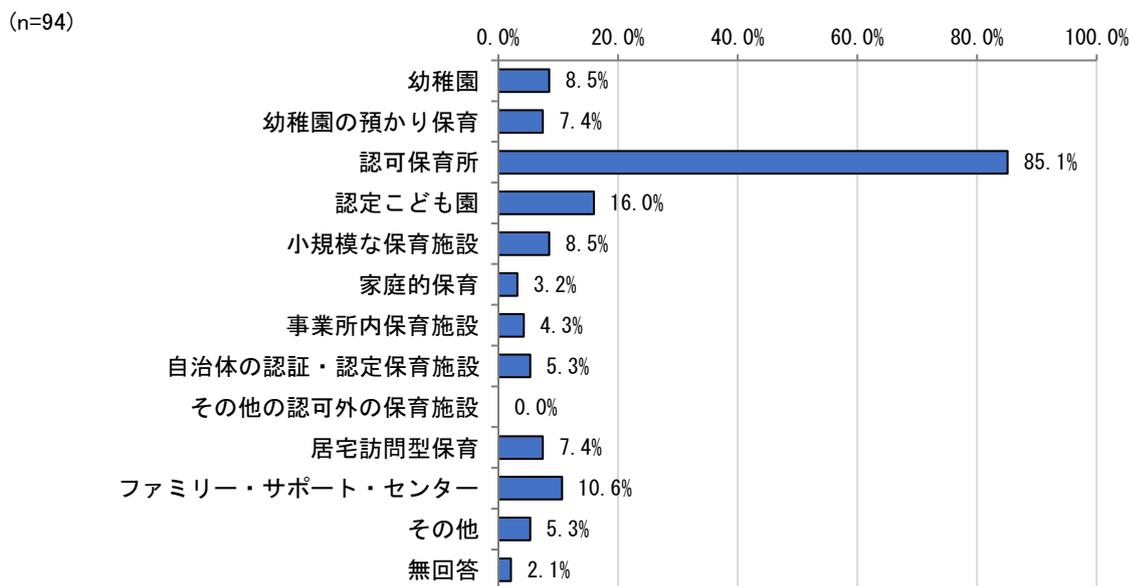
⑤ 希望した時期に保育サービス等を利用できたか【1つ選択】

「利用できた」が85.9%である一方、「利用できなかった」が8.7%、「育児休業を切り上げるなど調整して利用できた」が4.3%となっています。



⑥ 今後利用したい施設（就学前児童保護者）【全て選択】

「認可保育所」が85.1%で最も高く、次いで、「認定こども園」16.0%などとなっています。



⑦ 地域の子育て支援事業の認知度、利用経験等（就学前児童保護者）【1つ選択】

認知度については、「子育て支援センターわくわくひろば」が51.5%で最も高くなっています。

利用経験については、「すこやか赤ちゃん出産祝金」が42.6%で最も高くなっています。

満足度については、「チャイルドシート購入費助成」が45.7%で最も高くなっています。

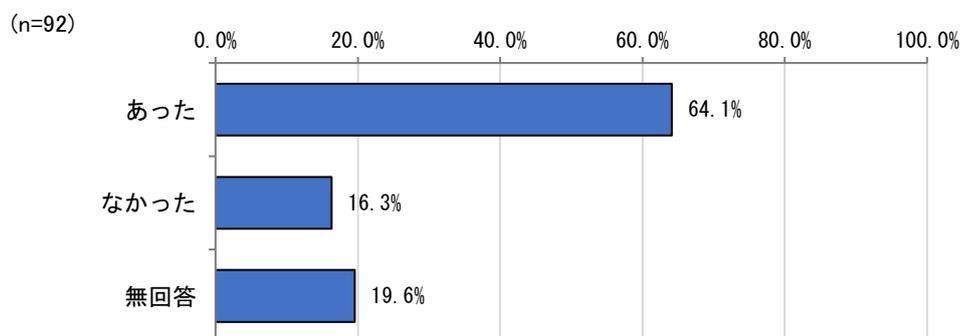
利用意向については、「すこやか赤ちゃん出産祝金」、「すこやか成長祝金」が43.6%で最も高くなっています。

	知っている	利用したことがある	満足している	今後利用したい
子育て支援センターわくわくひろば	51.1%	37.2%	36.2%	31.9%
育児相談	40.4%	21.3%	38.3%	33.0%
産後ケア事業	27.7%	5.3%	22.3%	23.4%
子育てヘルパー	20.2%	1.1%	16.0%	16.0%
チャイルドシート購入費助成	56.4%	41.5%	45.7%	41.5%
すこやか赤ちゃん出産祝金	52.1%	42.6%	41.5%	43.6%
すこやか成長祝金	38.3%	21.3%	36.2%	43.6%

⑧ 病児・病後児保育について（就学前児童保護者）

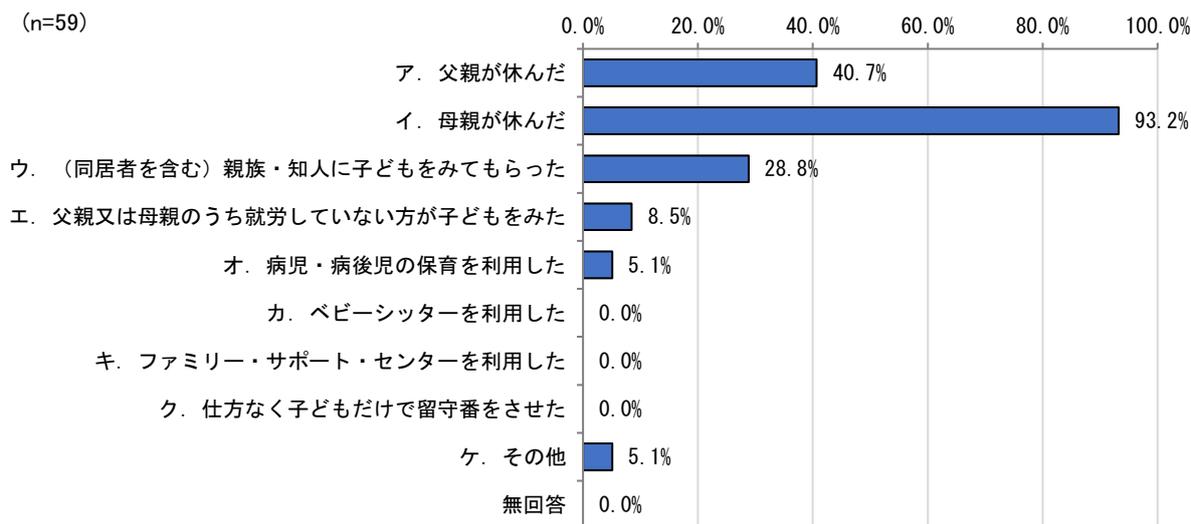
ア) こどもの病気やけがで保育所等を利用できなかった経験【1つ選択】

「あった」が64.1%となっています。



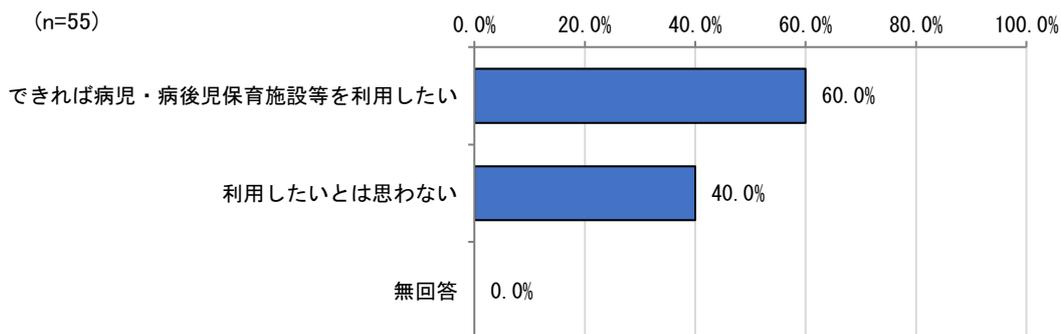
イ) こどもが病気やケガの時の対処方法【全て選択】

「母親が仕事を休んだ」が93.2%で最も高く、次いで、「父親が休んだ」40.7%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」28.8%となっています。



ウ) その際、病児・病後児保育施設を利用したいと思ったか【1つ選択】

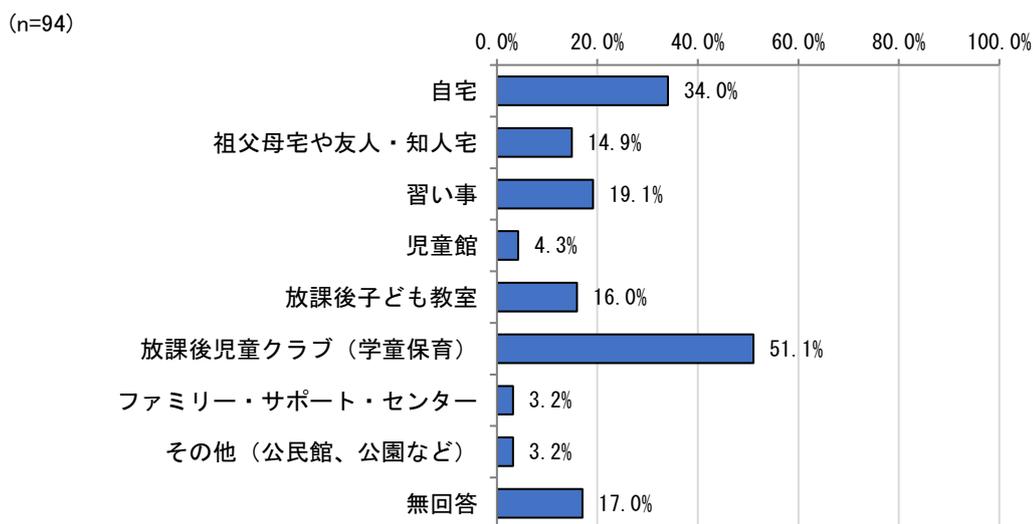
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が60.0%、「利用したいとは思わない」が40.0%となっています。



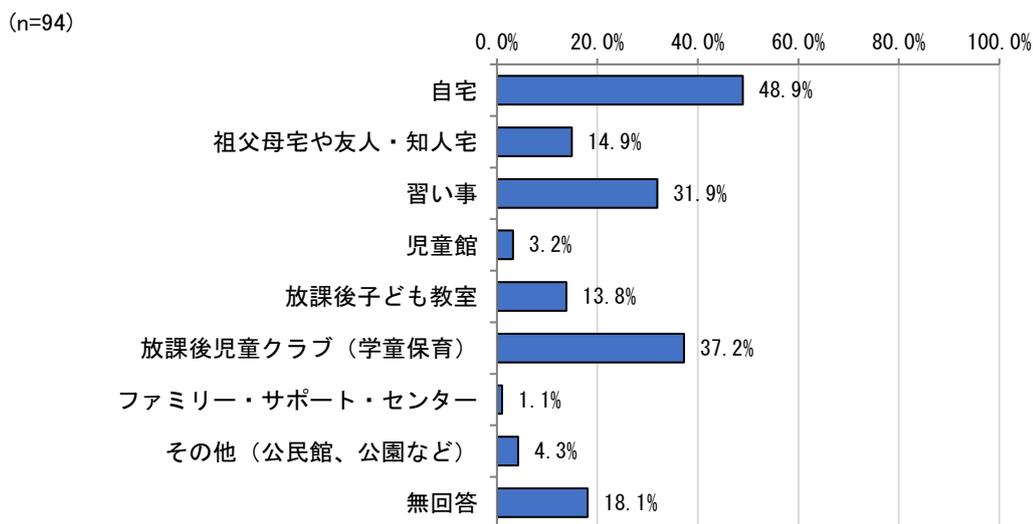
⑨ 低学年時に希望する放課後の過ごし方（就学前児童保護者）【全て選択】

「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した人の割合が、低学年 51.1%、高学年 37.2%となっています。

【低学年での放課後の過ごし方】



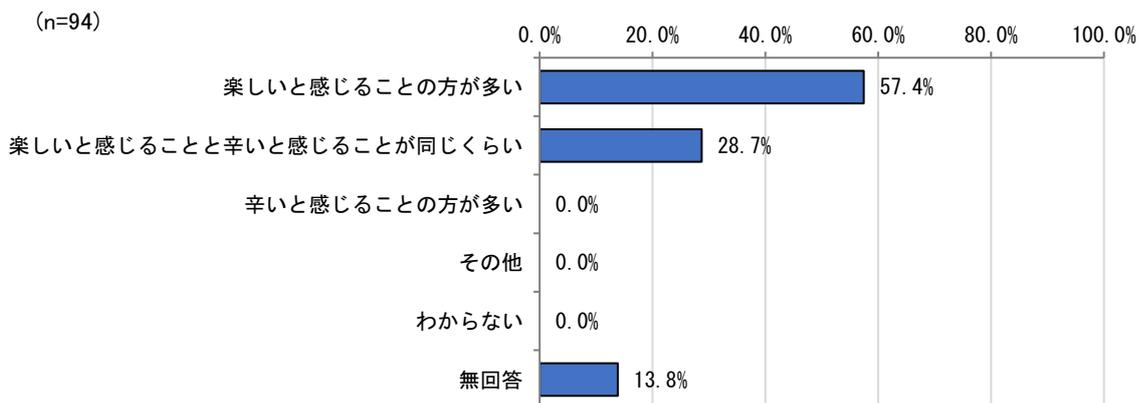
【高学年での放課後の過ごし方】



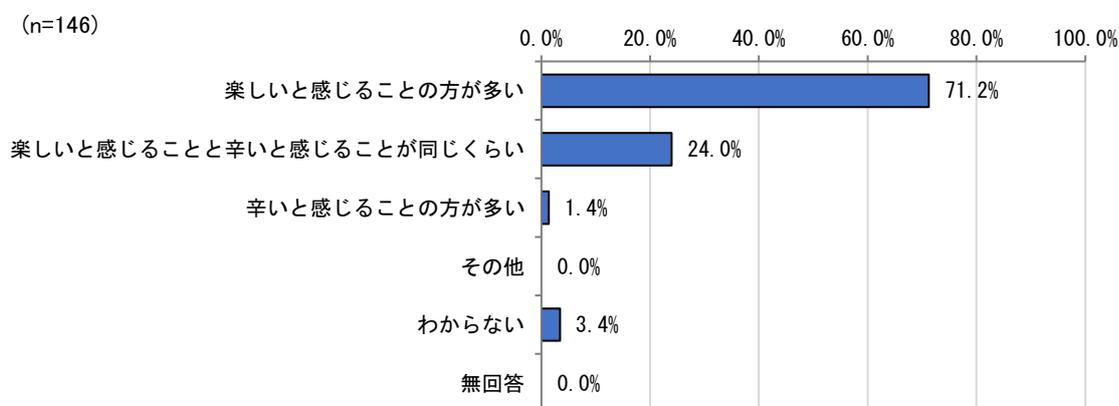
⑩ 子育てが楽しいと感じているか【1つ選択】

「楽しいと感じることの方が多い」と回答した人の割合が、就学前児童保護者 57.4%、小学生保護者 71.2%となっています。

【就学前児童保護者】



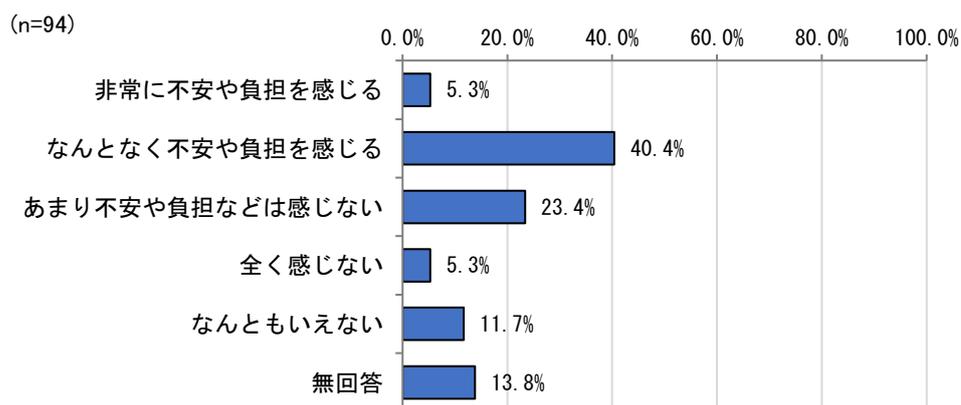
【小学生保護者】



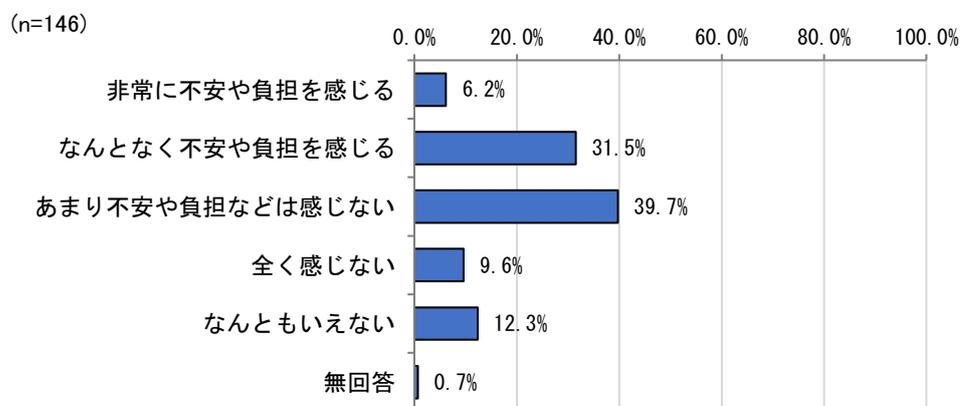
⑪ 子育てに関して不安感や負担感を感じているか【1つ選択】

「不安や負担を感じる」（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）と回答した人の割合が、就学前児童保護者 45.7%、小学生保護者 37.7%となっています。

【就学前児童保護者】



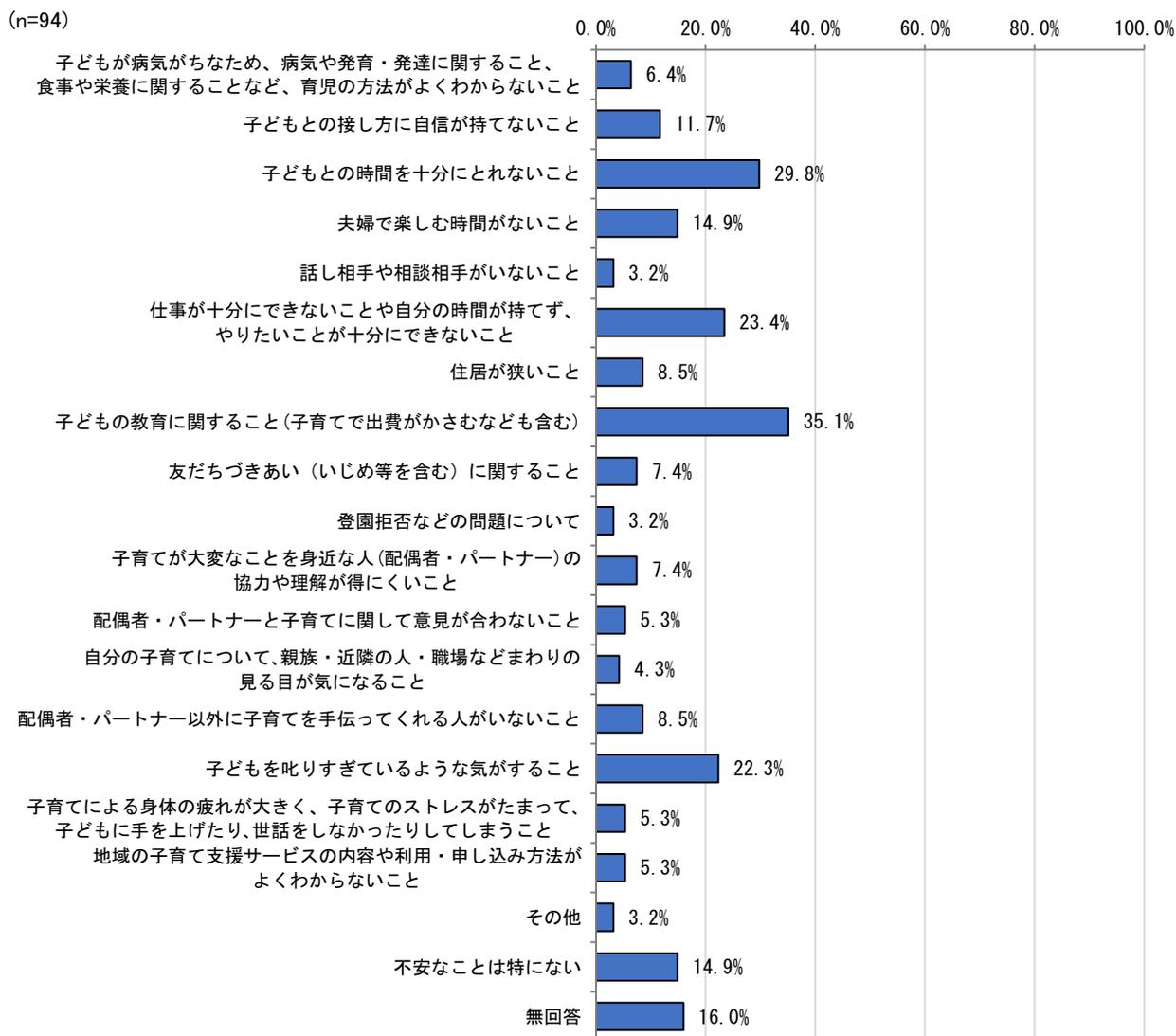
【小学生保護者】



⑫ 子育てをする上で日常悩んでいること【全て選択】

就学前児童保護者では、「こどもの教育に関すること(子育てで出費がかさむなども含む)」が35.1%で最も高く、次いで、「こどもとの時間を十分にとれないこと」29.8%、「こどもを叱りすぎているような気がする」と22.3%となっています。

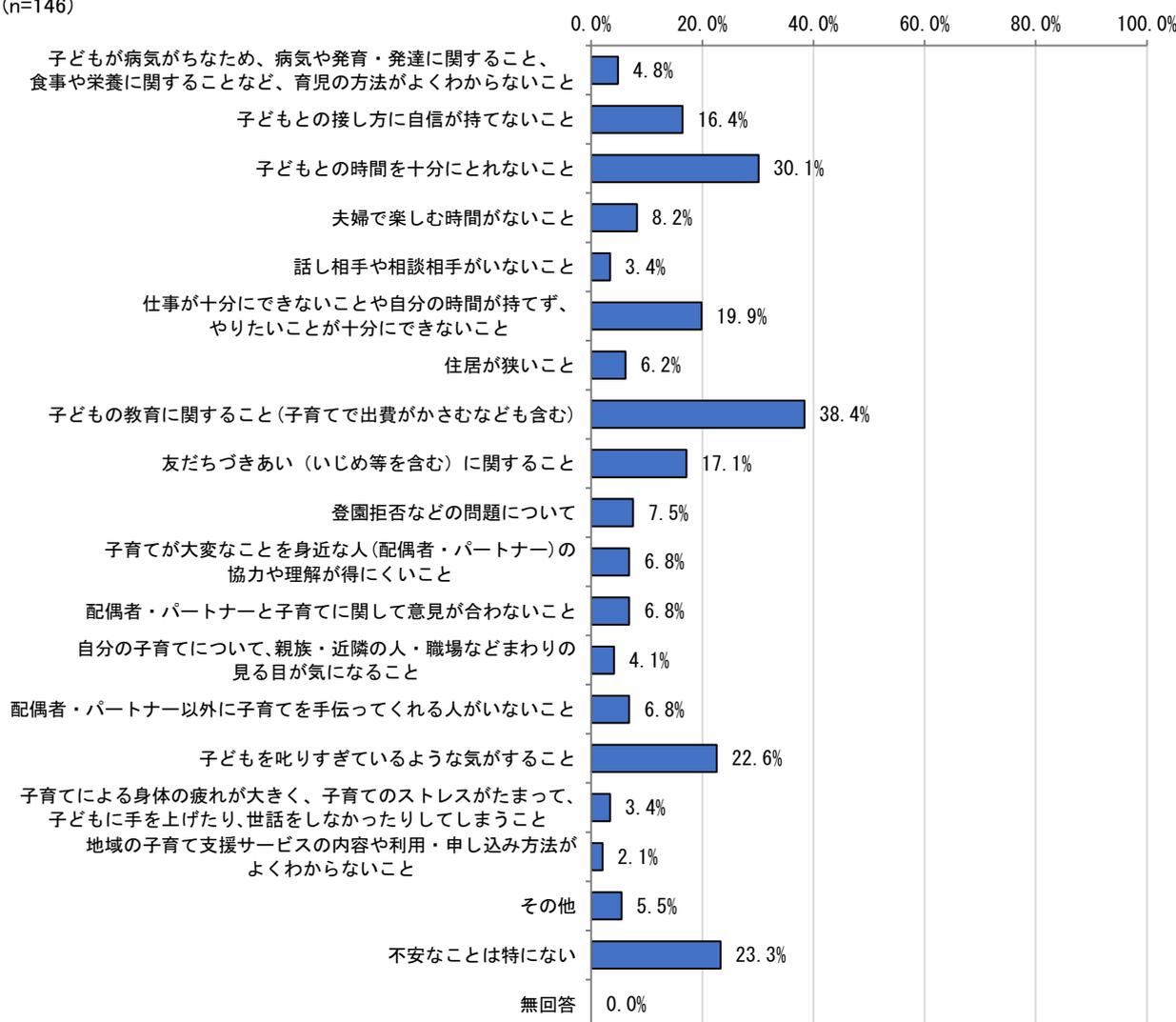
【就学前児童保護者】



小学生保護者では、「こどもの教育に関すること(子育てで出費がかさむなども含む)」が38.4%で最も高く、次いで、「こどもとの時間を十分にとれないこと」30.1%、「不安なことは特にない」23.3%となっています。

【小学生保護者】

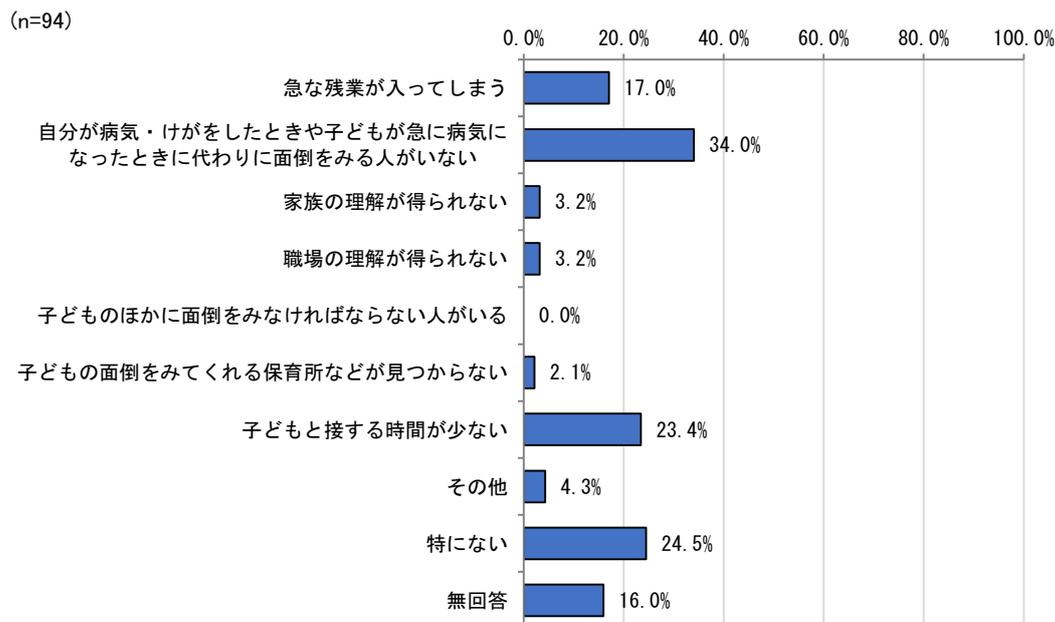
(n=146)



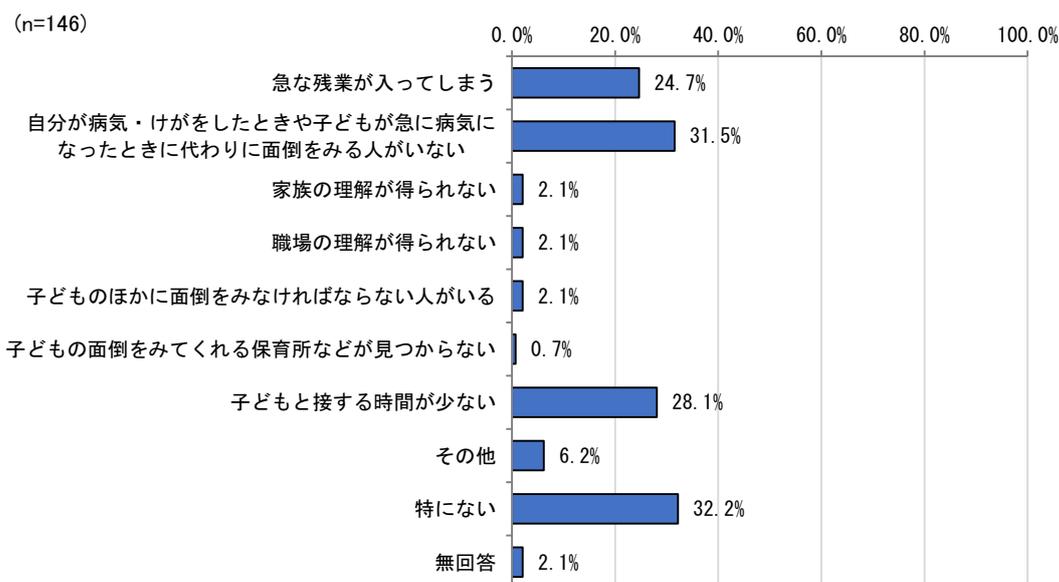
⑬ 仕事と子育てを両立させる上で大変なこと【全て選択】

就学前児童保護者では、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」が34.0%で最も高くなっています。小学生保護者では、「特にない」が32.2%で最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



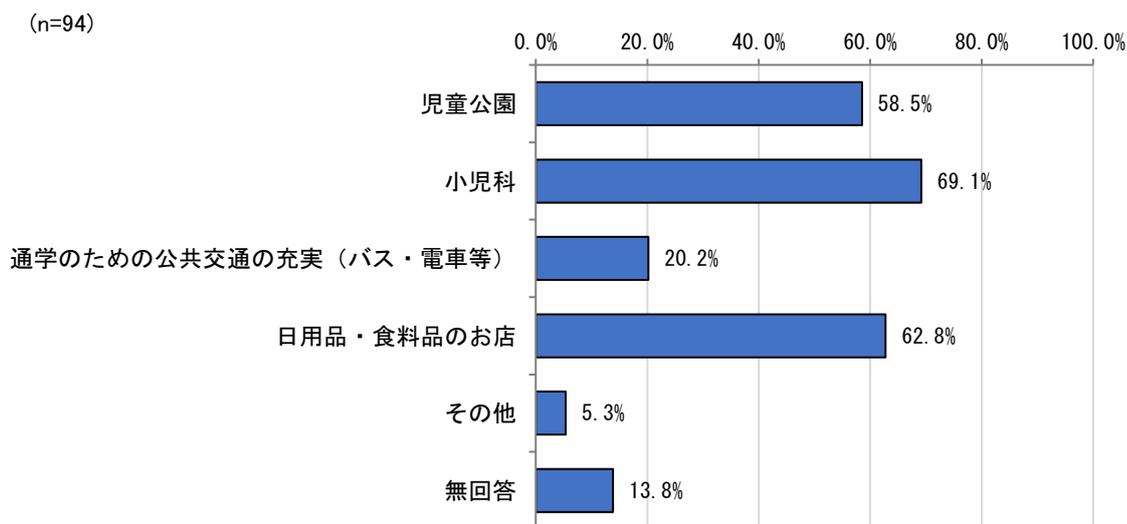
【小学生保護者】



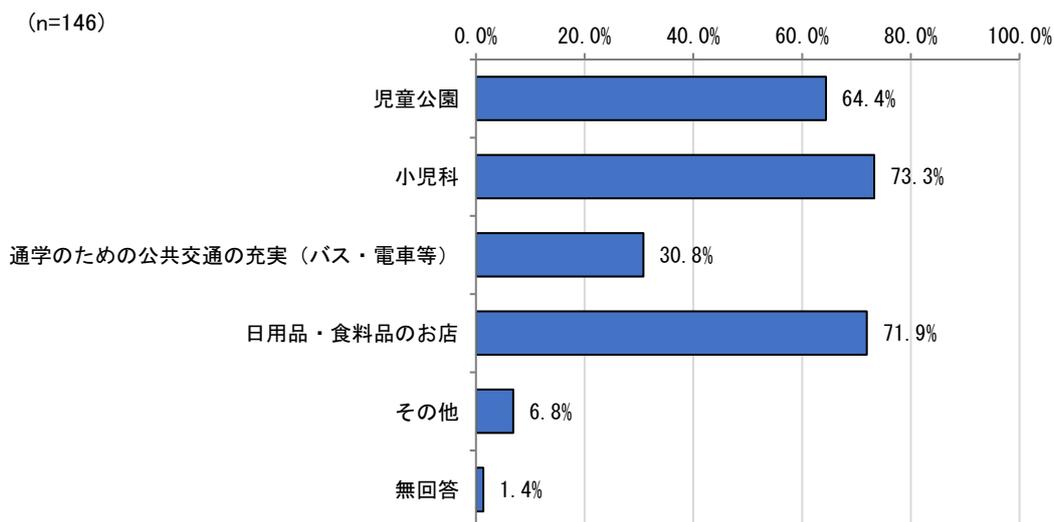
⑭ 村に必要だと思う子育て施設【全て選択】

就学前児童保護者、小学生保護者のいずれも、「小児科」が最も高く、次いで、「日用品・食料品のお店」、「児童公園」となっています。

【就学前児童保護者】



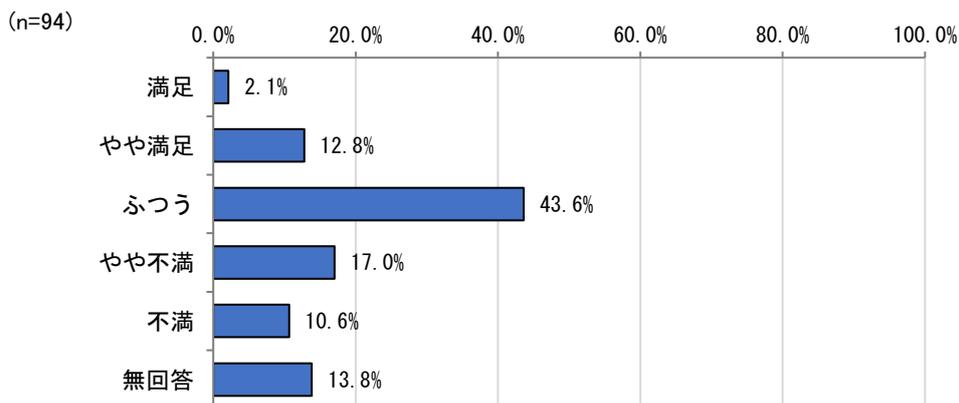
【小学生保護者】



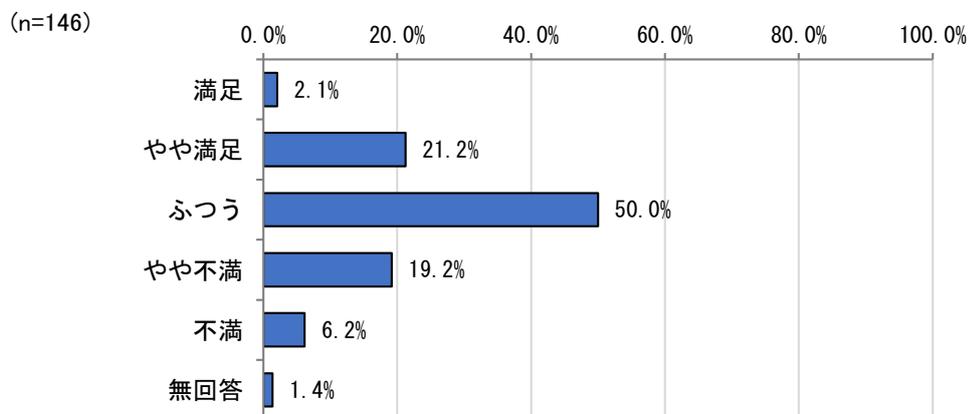
⑮ 村の子育て支援の満足度【1つ選択】

「満足」（「満足」と「やや満足」の合計）と回答した人の割合が、就学前児童保護者 14.9%、小学生保護者 23.3%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

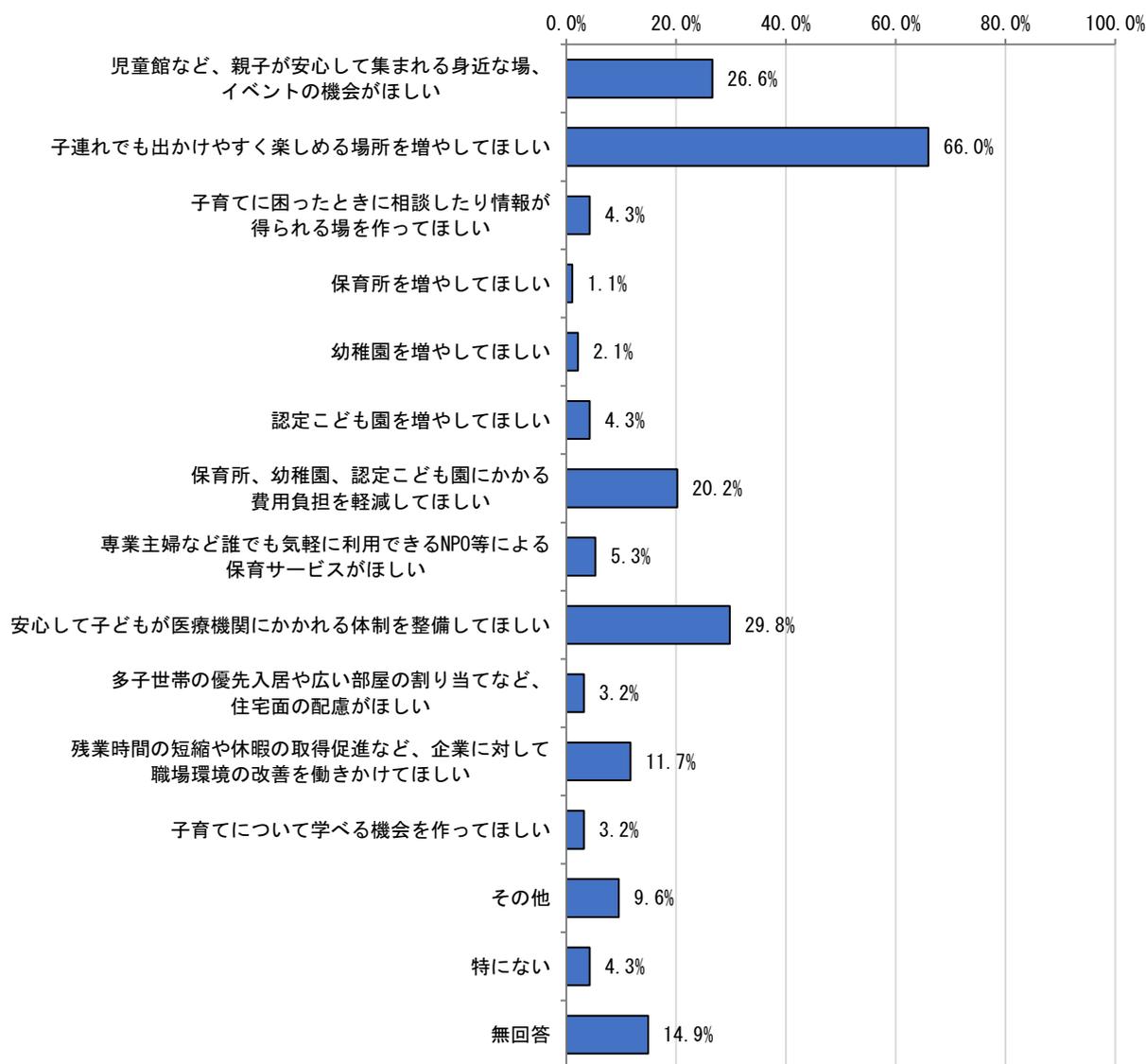


⑩ 充実を図ってほしい子育て支援施策【全て選択】

就学前児童保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が66.0%で最も高く、次いで、「安心してこどもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」29.8%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」26.6%となっています。

【就学前児童保護者】

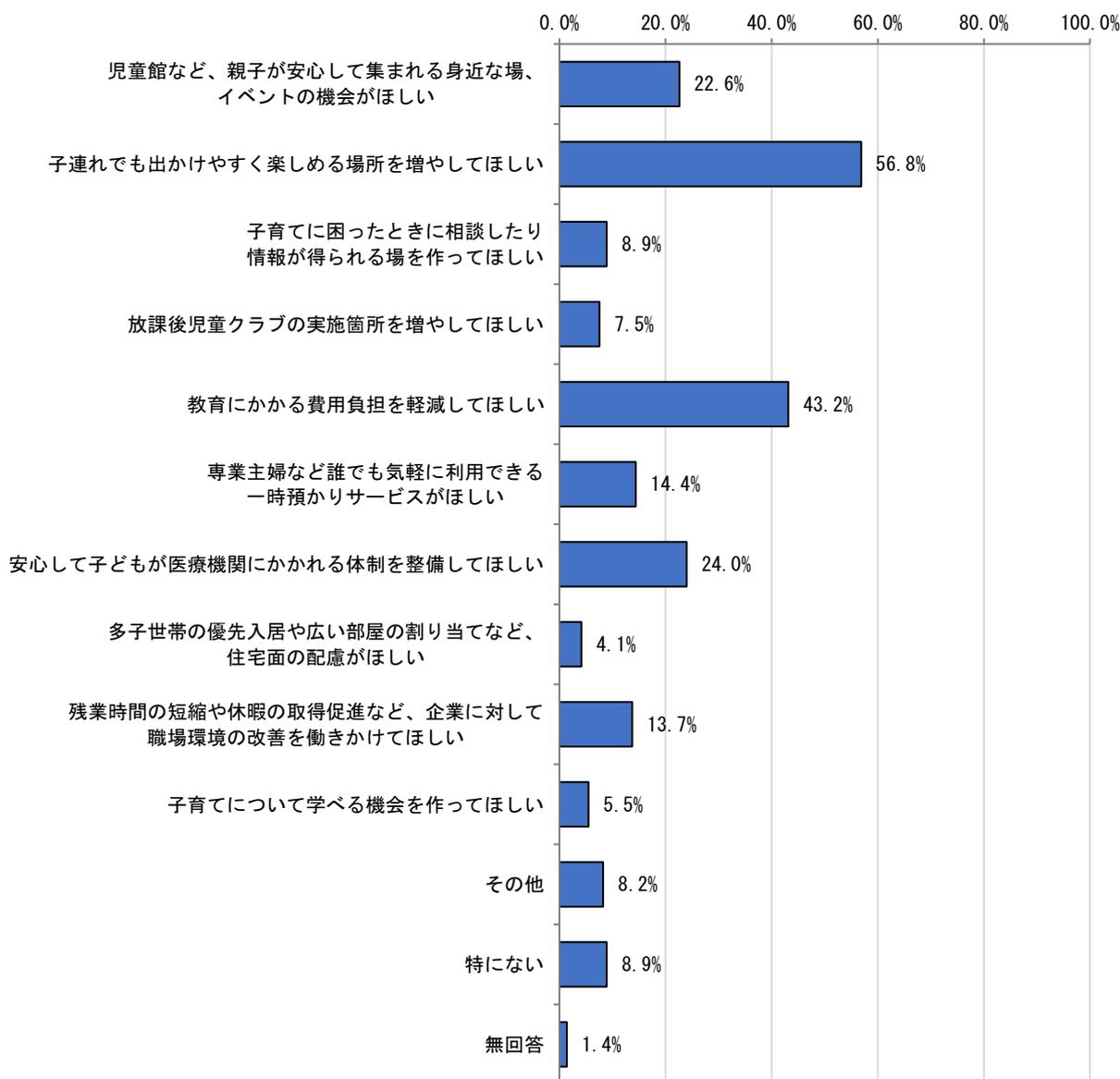
(n=94)



小学生保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が56.8%で最も高く、次いで、「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」43.2%、「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」24.0%となっています。

【小学生保護者】

(n=146)



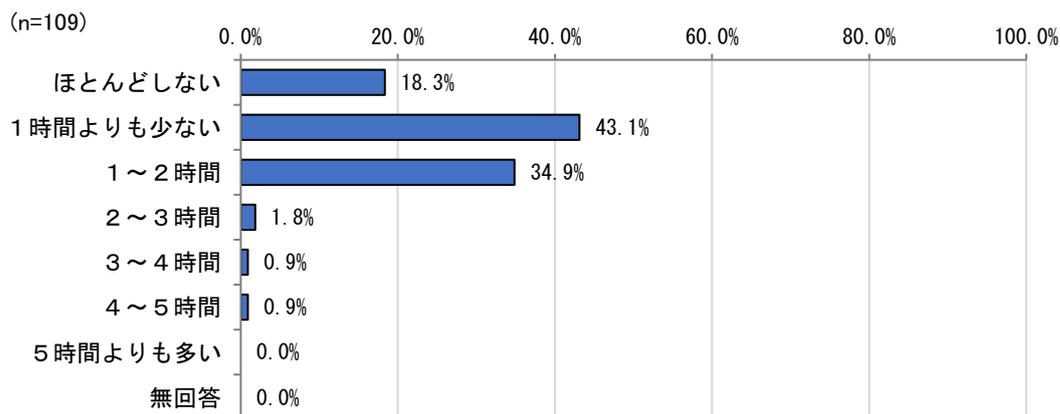
(3) 貧困対策計画に係る調査結果

① 小学生・中学生調査結果

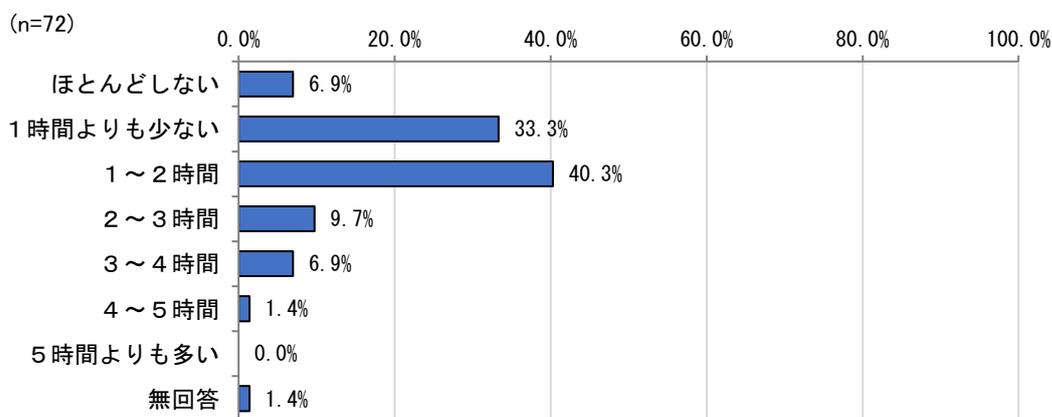
ア) 平日に勉強する時間（学校の授業以外）【1つ選択】

「ほとんどしない」と回答した人の割合は、小学生 18.3%、中学生 6.9%となっています。

【小学生】



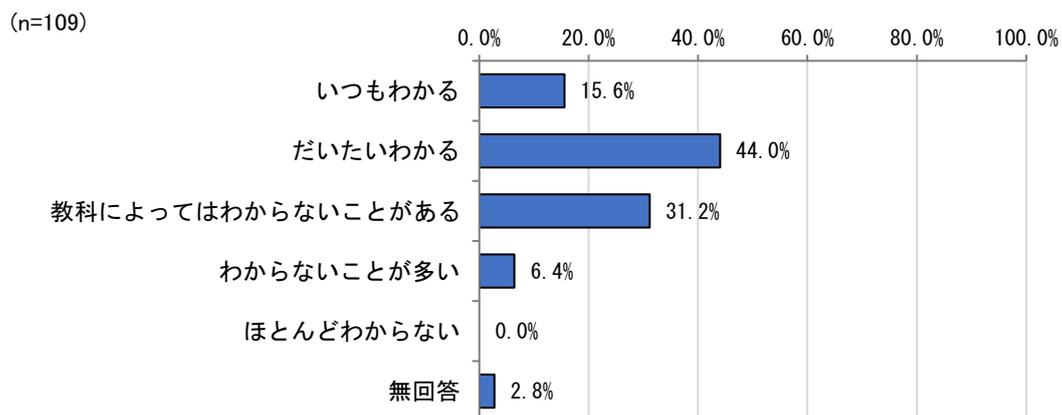
【中学生】



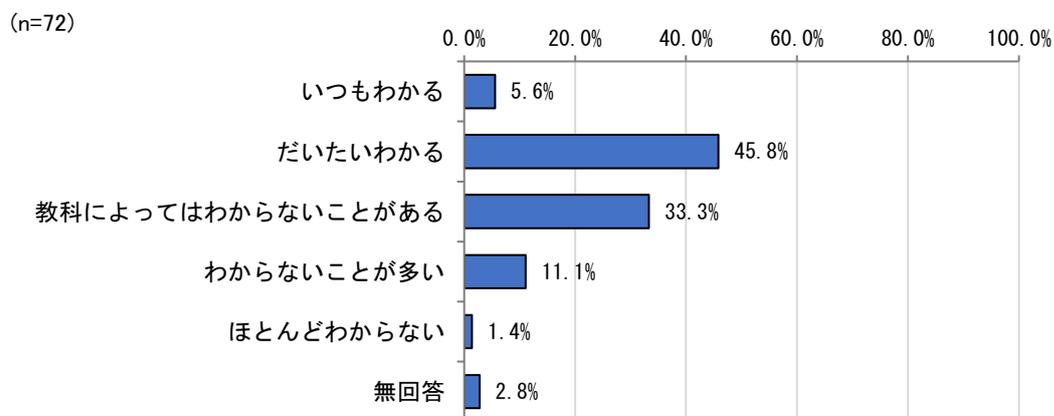
イ) 学校の授業内容がわかるか【1つ選択】

「わかる」（「いつもわかる」と「だいたいわかる」の合計）と回答した人の割合は、小学生 59.6%、中学生 51.4%となっています。

【小学生】



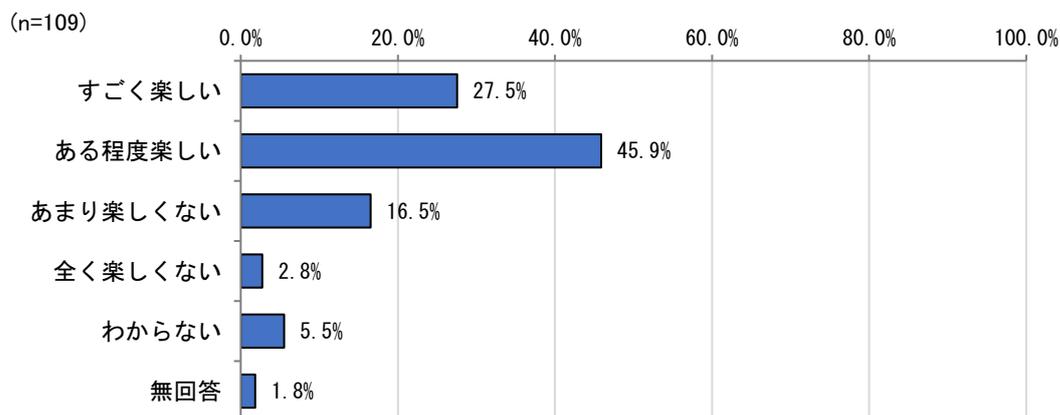
【中学生】



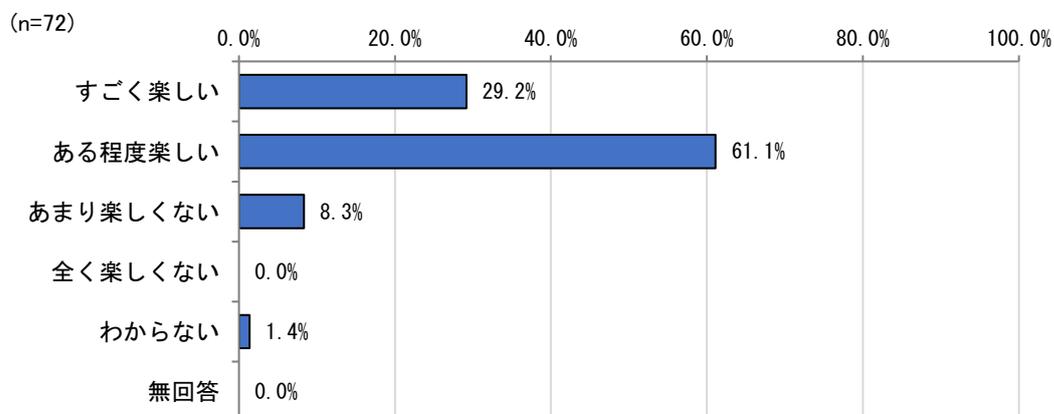
ウ) 学校に行くのが楽しいか【1つ選択】

「楽しい」（「すごく楽しい」と「ある程度楽しい」の合計）と回答した人の割合は、小学生 73.4%、中学生 90.3%となっています。

【小学生】



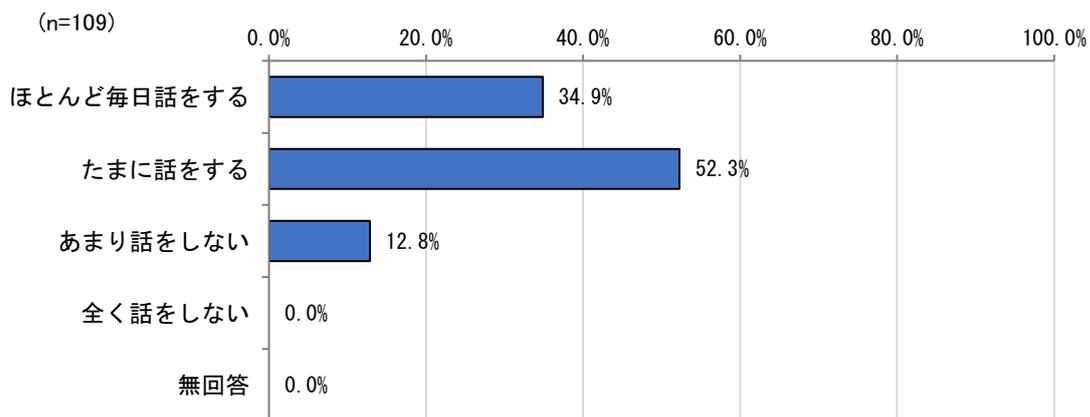
【中学生】



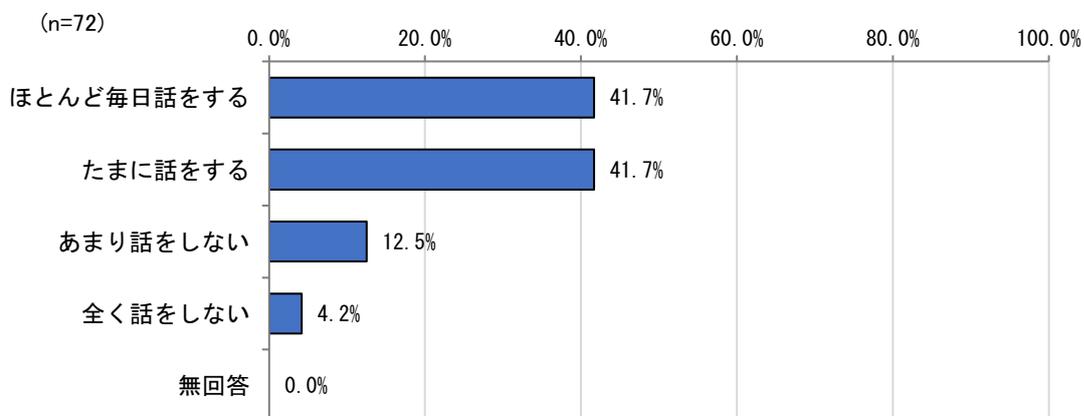
エ) 保護者の方と学校の出来事について話をするか【1つ選択】

「話をしない」（「あまり話をしない」と「全く話をしない」の合計）と回答した人の割合は、小学生 12.8%、中学生 16.7%となっています。

【小学生】



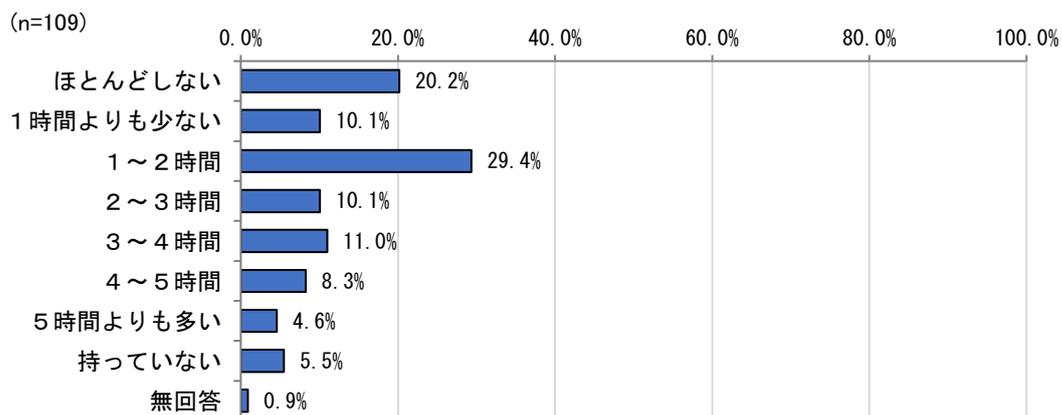
【中学生】



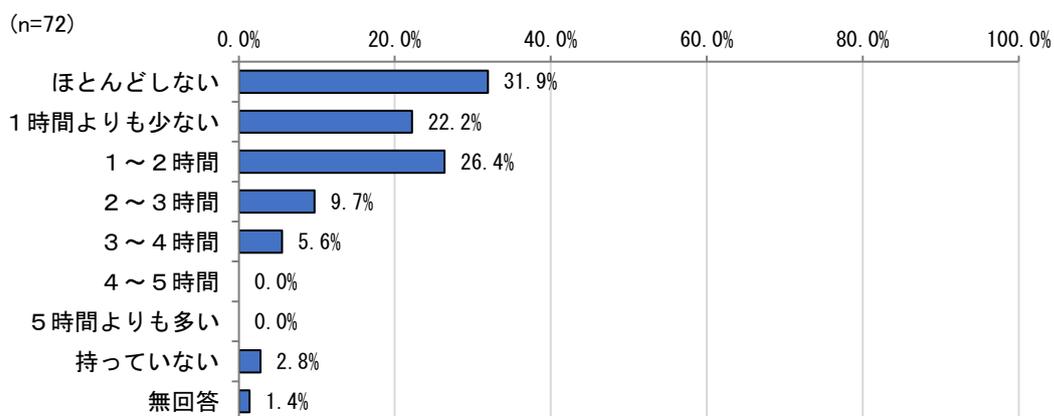
オ) 平日に何時間くらいゲームをするか【1つ選択】

「2時間以上」と回答した人の割合は、小学生 34.0%、中学生 15.3%となっています。

【小学生】



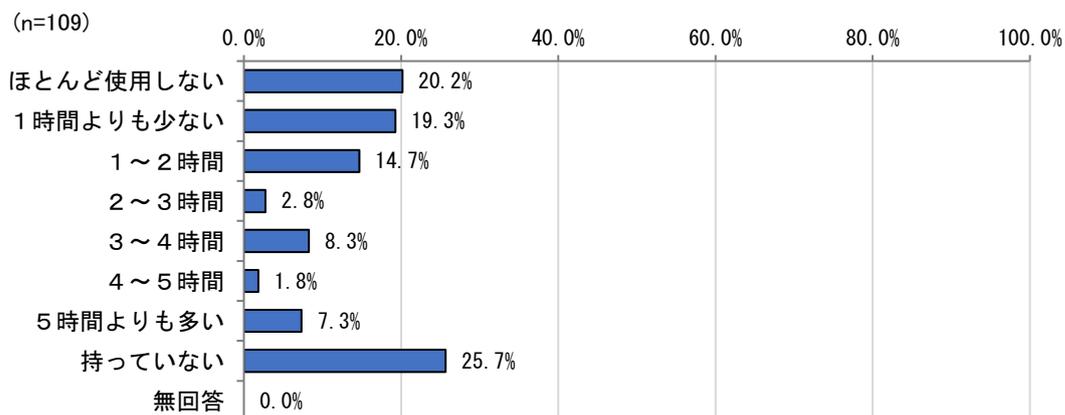
【中学生】



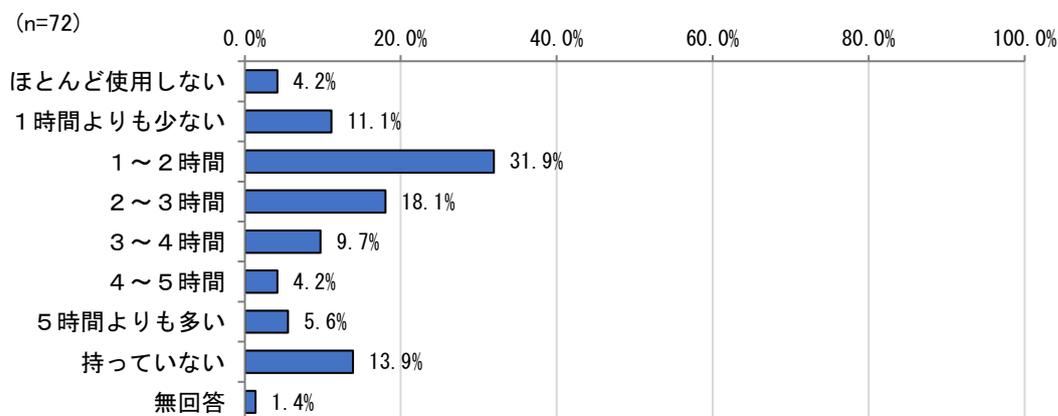
カ) 平日に何時間くらい携帯電話を使用するか【1つ選択】

「2時間以上」と回答した人の割合は、小学生 26.2%、中学生 37.6%となっています。

【小学生】



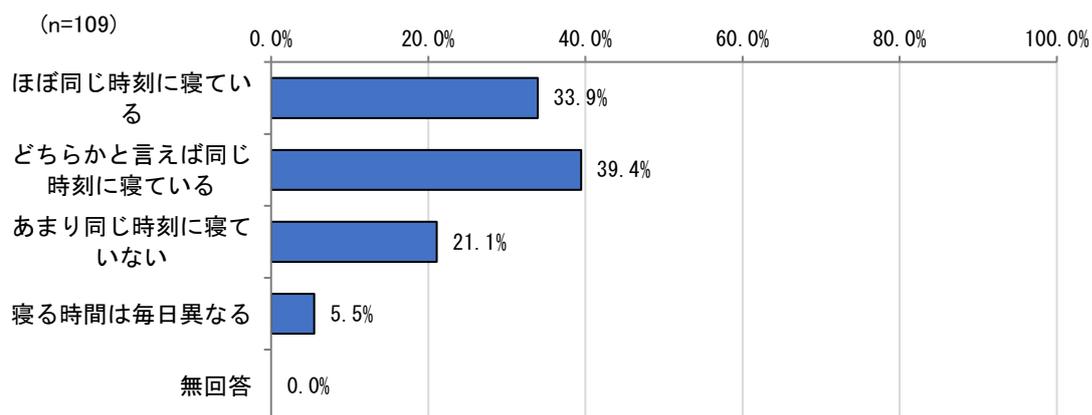
【中学生】



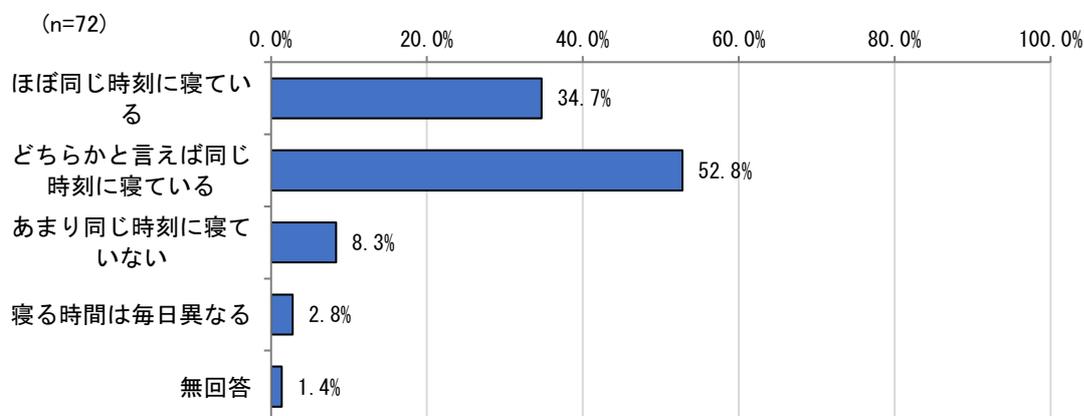
キ) 平日ほぼ同じ時刻に寝ているか【1つ選択】

「同じ時刻に寝ている」（「ほぼ同じ時刻に寝ている」と「どちらかと言えば同じ時刻に寝ている」の合計）と回答した人の割合は、小学生 73.3%、中学生 87.5%となっています。

【小学生】



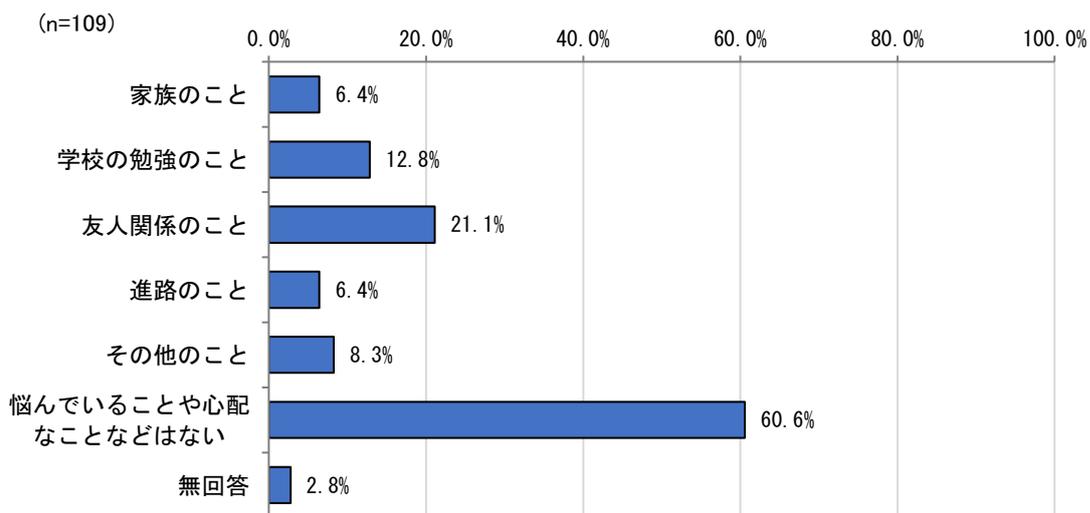
【中学生】



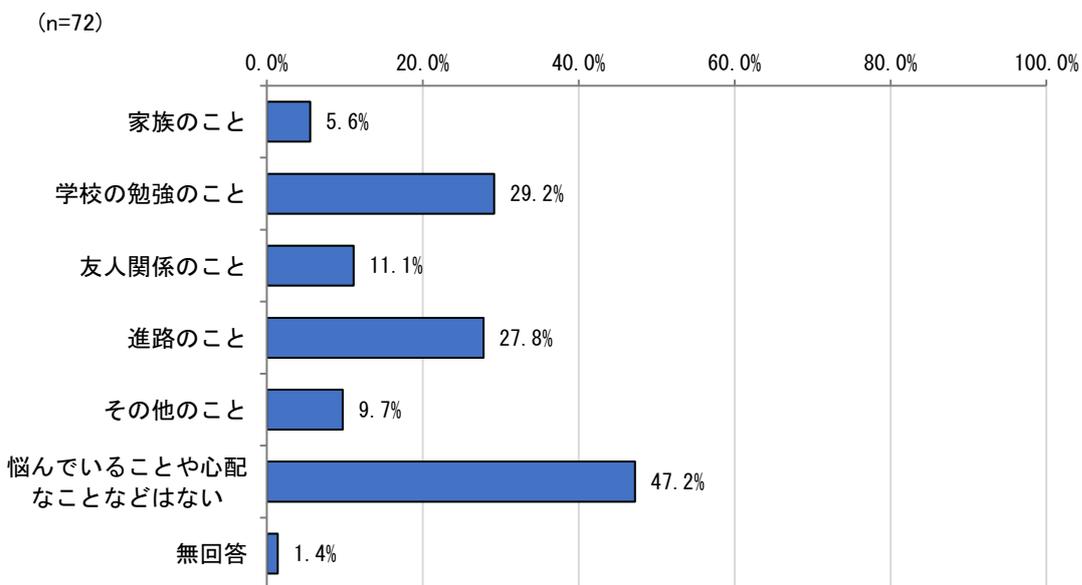
ク) 悩みごとや心配ごとがあるか【1つ選択】

「悩んでいることや心配なことなどはない」と回答した人の割合は、小学生60.6%、中学生47.2%となっています。

【小学生】



【中学生】

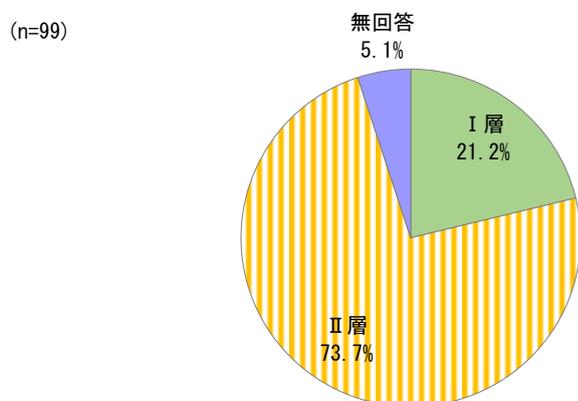


② 中学生保護者調査結果

※令和5年度に熊本県が実施した「令和5年熊本県子どもの生活に関する実態調査」において、内閣府の調査報告書の手法を参考に、調査の世帯全員のおおよその年間収入の回答から、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」（世帯収入の回答選択肢の中央値をとり、同居家族の人数の平方根をとったもので除す）を算出しており、等価世帯収入の「中央値の2分の1」の額を貧困線（約162万円）としています。本調査において、同線を下回る層をI層（それ以外をII層）とし、分類して掲載しています。

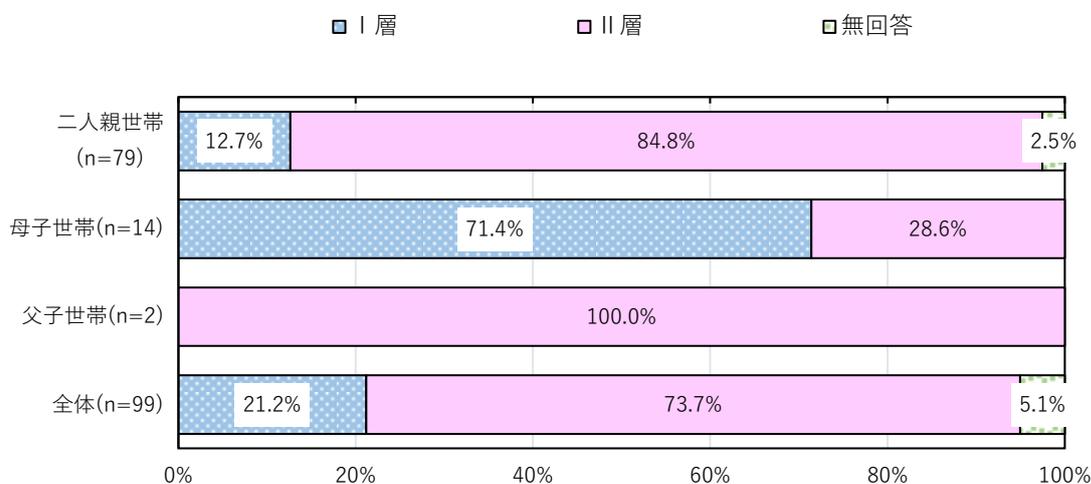
ア) 貧困線を下回る世帯の割合

貧困線を下回るI層の割合は21.2%となっています。



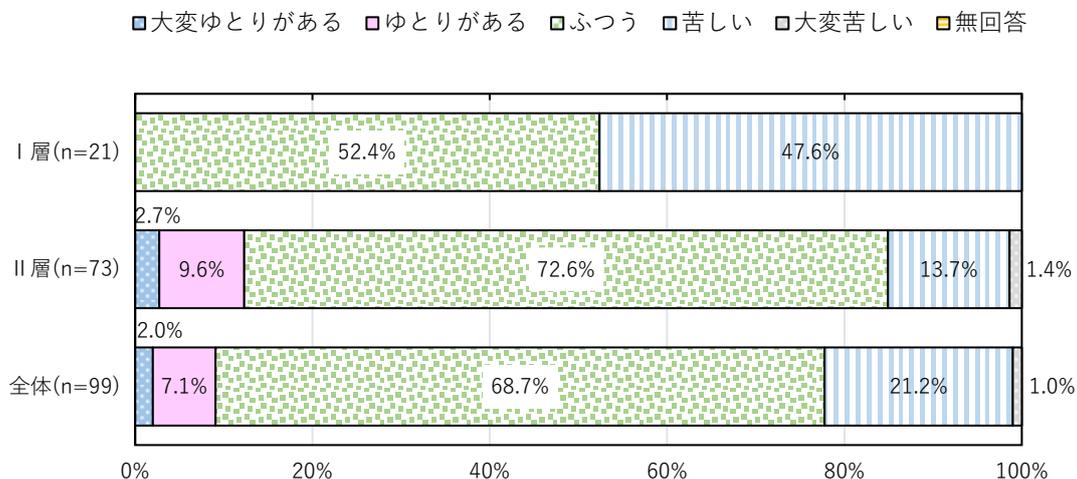
イ) 世帯別の状況

母子世帯のI層の割合が71.4%で、他世帯と比較して高くなっています。



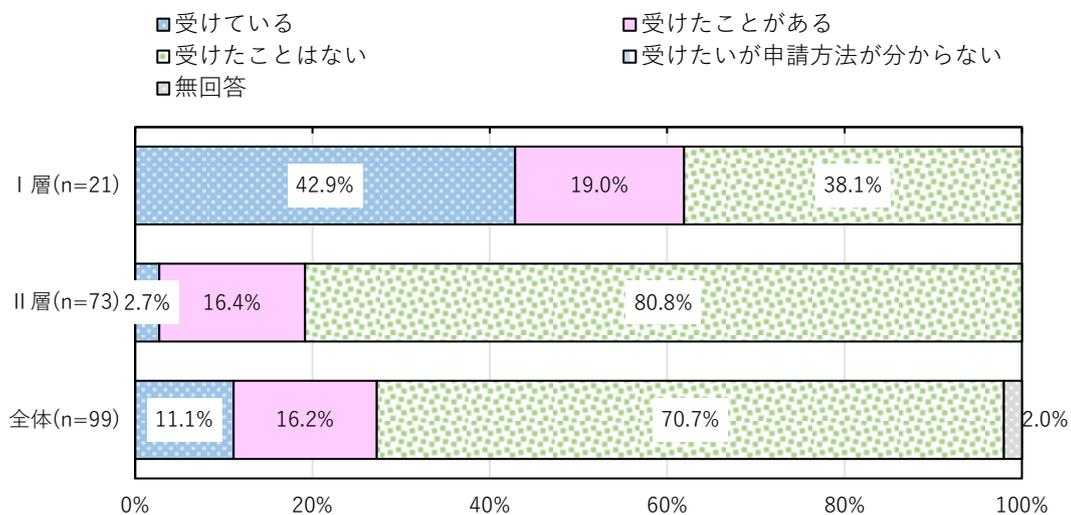
ウ) 現在の暮らしの状況【1つ選択】

「苦しい」（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）と回答した割合は、I層が47.6%で、II層と比較し32.5ポイント高くなっています。



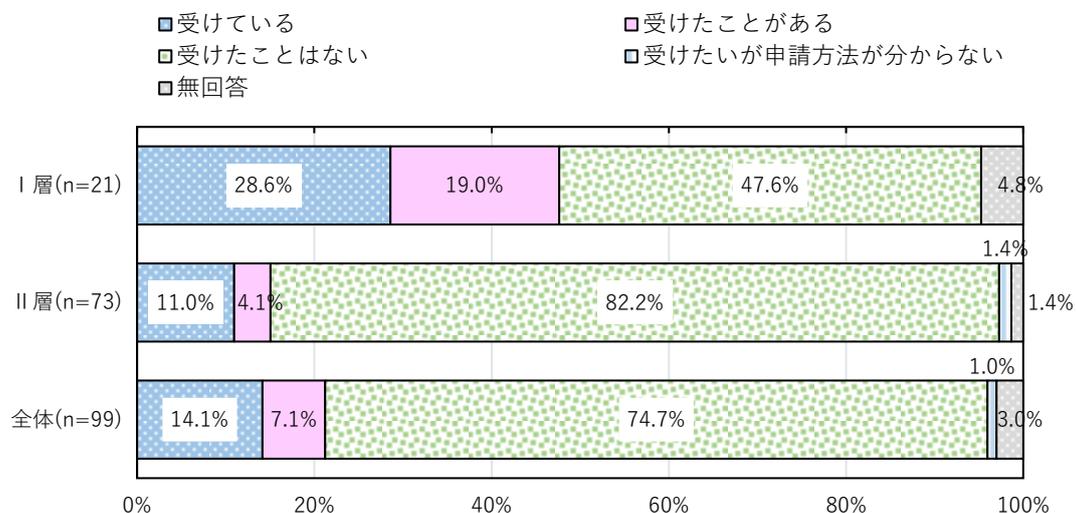
エ) 就学援助の利用状況【1つ選択】

I層で「受けている」が42.9%となっています。



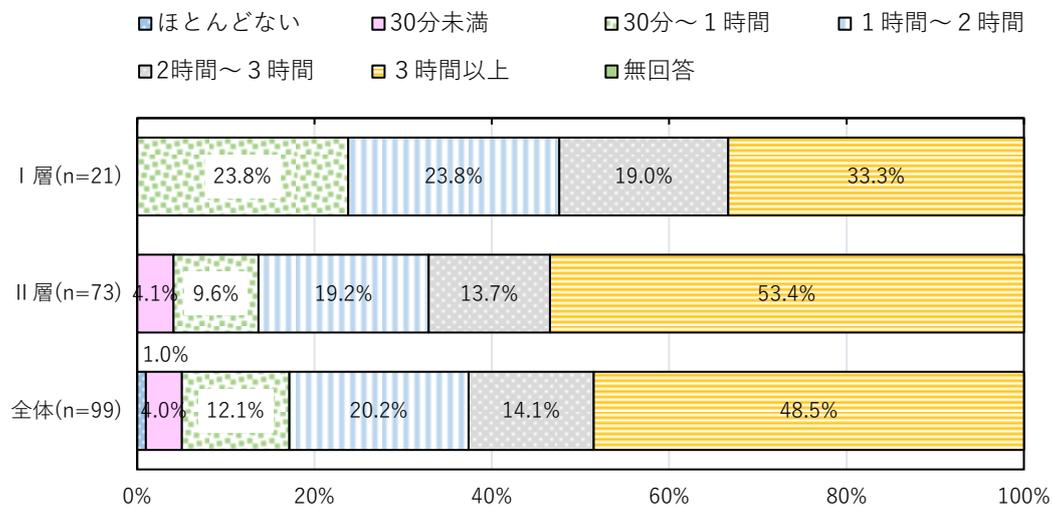
オ) 児童扶養手当の利用状況【1つ選択】

I層で「受けている」が28.6%となっています。



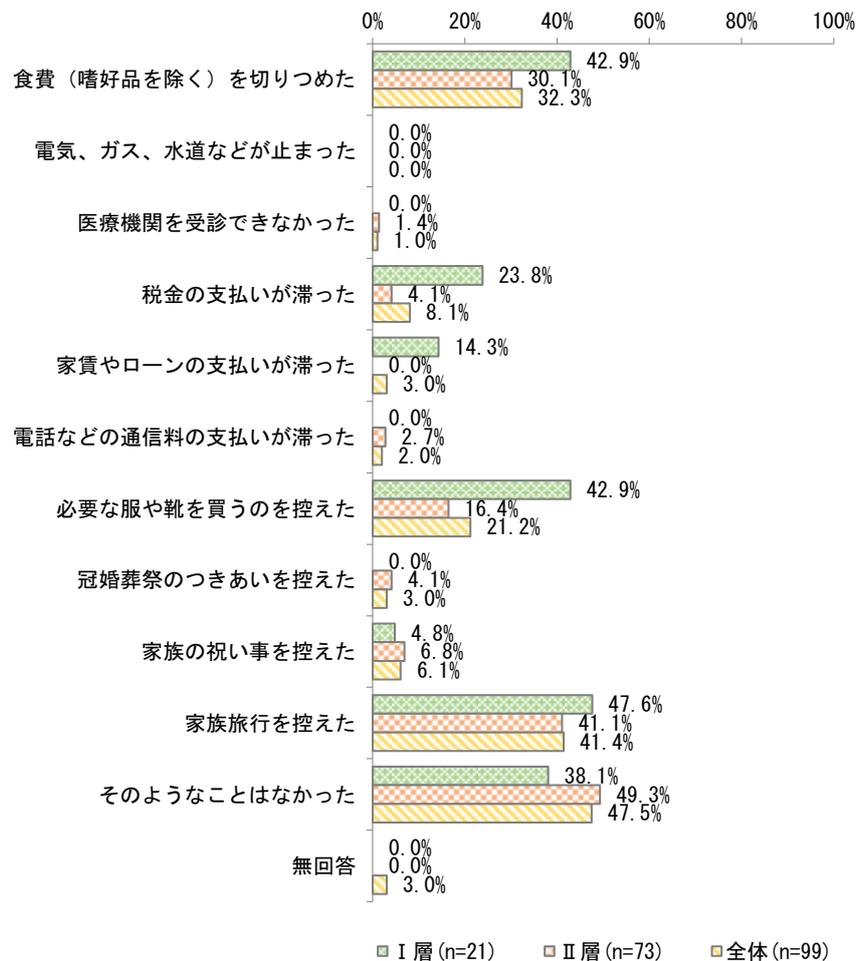
カ) 休日にお子さんと一緒に遊びや料理、会話等をする時間【1つ選択】

「1時間未満」と回答した人の割合はI層が23.8%で、II層と比較して10.1ポイント高くなっています。



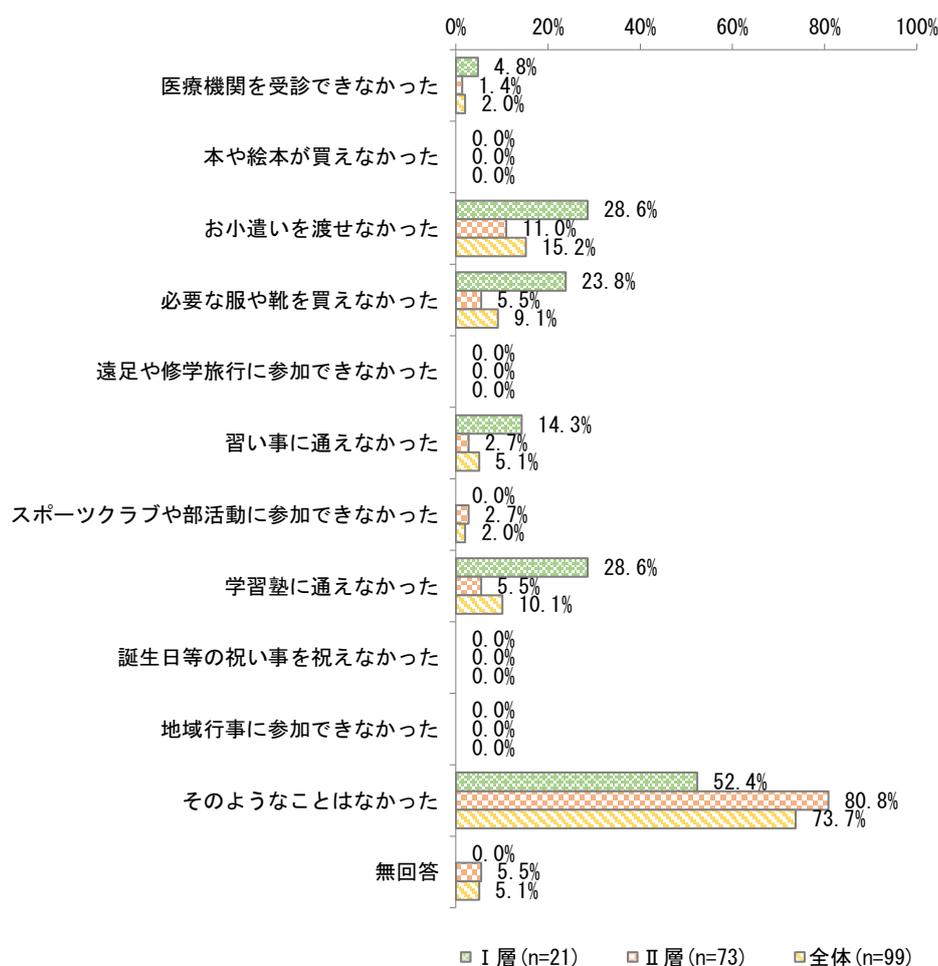
キ) 経済的理由で、次のような経験をしたことがあるか【全て選択】

I層において、おおむね全ての項目でII層と比較し高くなっています。また、I層において、「そのようなことはなかった」の割合は38.1%で、II層と比較して11.2ポイント低くなっています。



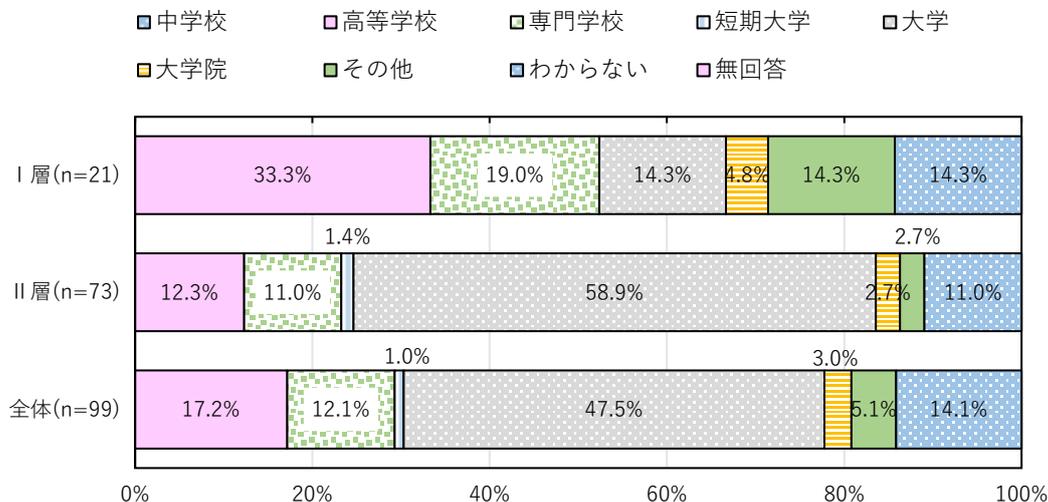
ク) 経済的理由で、お子さんが希望したにも関わらず次の経験をしたことがあるか
【全て選択】

I層において、おおむね全ての項目でII層と比較し高くなっています。また、I層において、「そのようなことはなかった」の割合は52.4%で、II層と比較して28.4ポイント低くなっています。



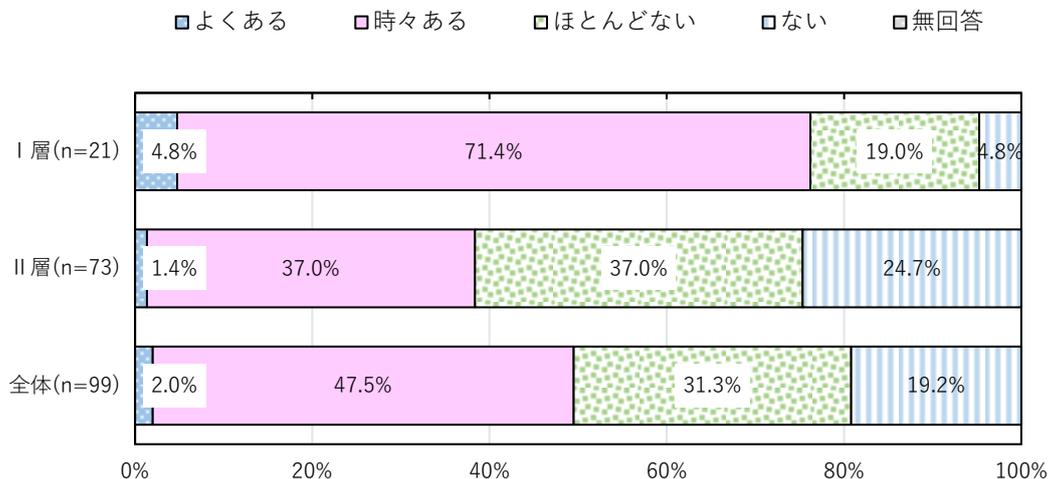
ケ) お子さんをどの学校まで進学させたいと希望しているか【1つ選択】

「大学」と回答した人の割合はI層が14.3%で、II層と比較して44.6ポイント低くなっています。



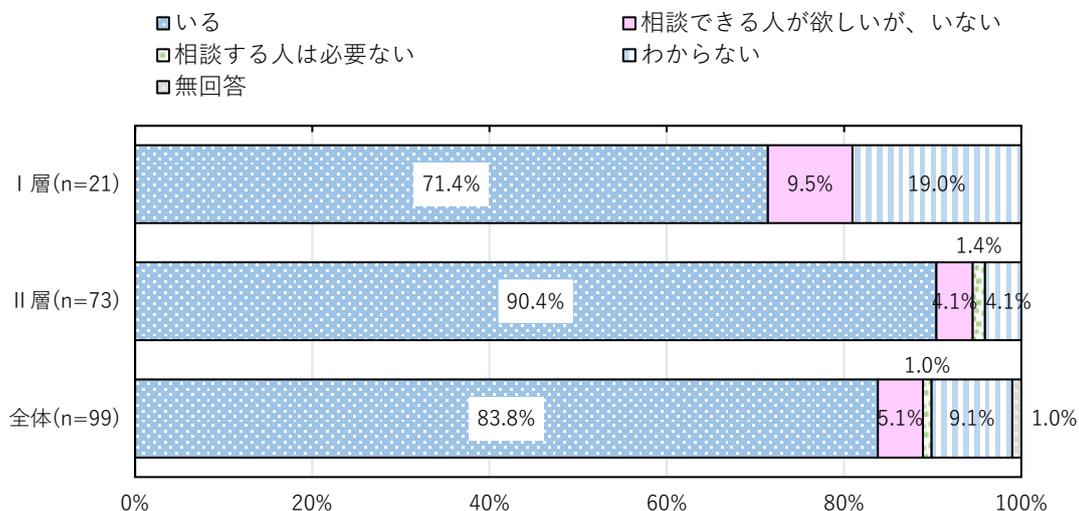
コ) 保護者の不安やイライラ等の感情をこどもに向けてしまうことがあるか【1つ選択】

「ある」（「よくある」と「時々ある」の合計）と回答した人の割合はI層が76.2%で、II層と比較して37.8ポイント高くなっています。



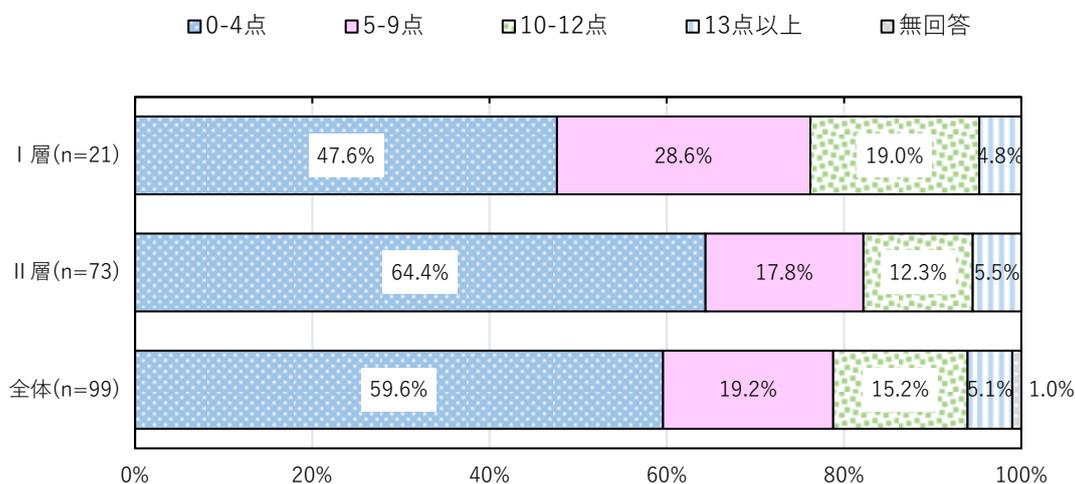
サ) 悩みや子育ての相談などをできる人がいるか【1つ選択】

「いる」と回答した人の割合はI層が71.4%で、II層と比較して19.0ポイント低くなっています。



シ) 心理的苦痛を感じている割合【6つの設問から判定】

「心理的苦痛を感じている」と言われている10点以上の割合は、I層が23.8%で、II層と比較し6.0ポイント高くなっています。

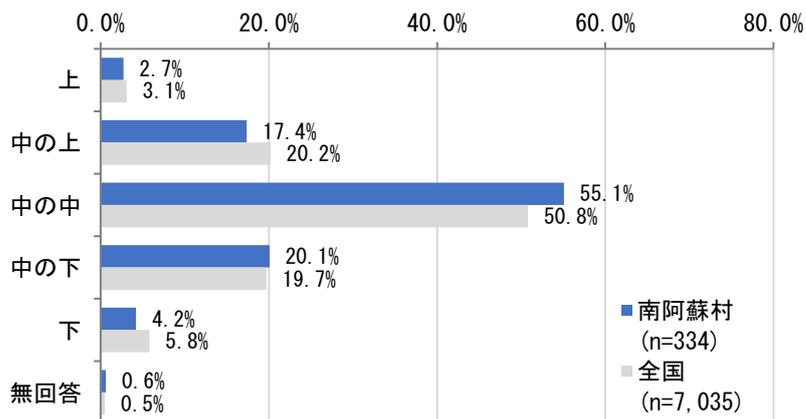


(4) 子ども・若者計画に係る調査結果

① あなたの暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準）

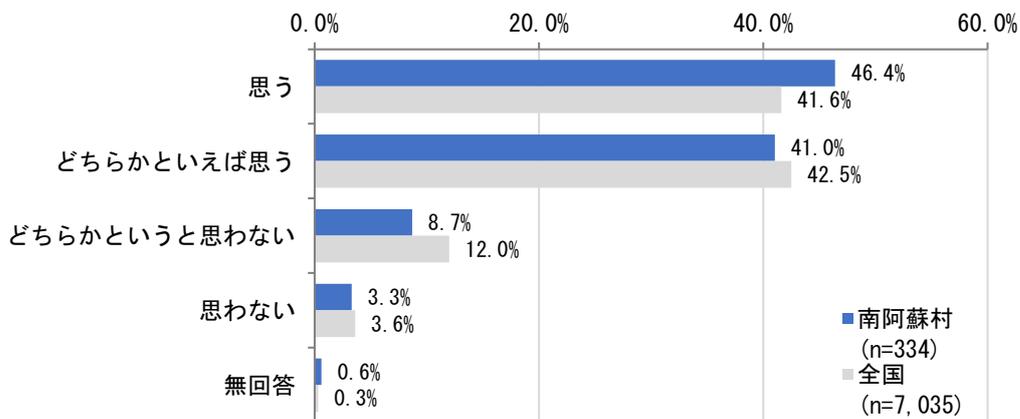
【1つ選択】

暮らし向きが世間一般と比べて「上」と「中の上」と回答した割合の合計が20.1%で、全国結果と比較し3.2ポイント下回っています。



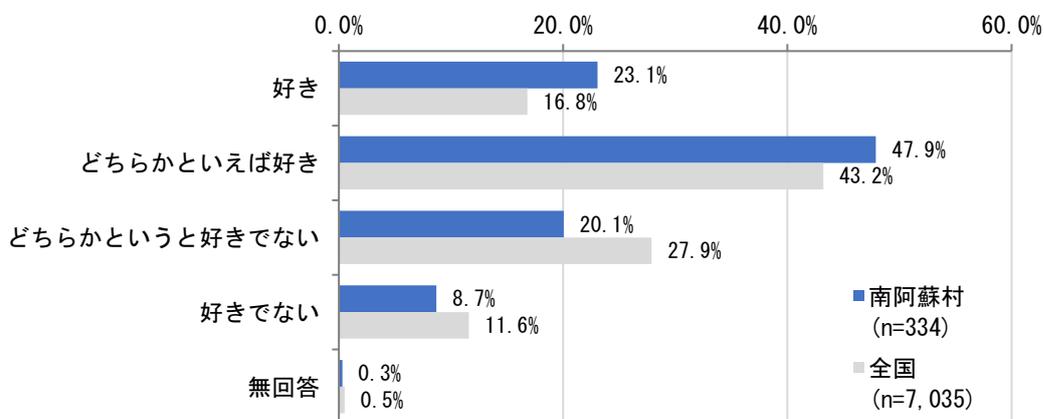
② 自分には自分らしさというものがあると思うか【1つ選択】

「思う」（「思う」、「どちらかといえば思う」の合計）と回答した割合が87.4%で、全国結果と比較し3.3ポイント上回っています。



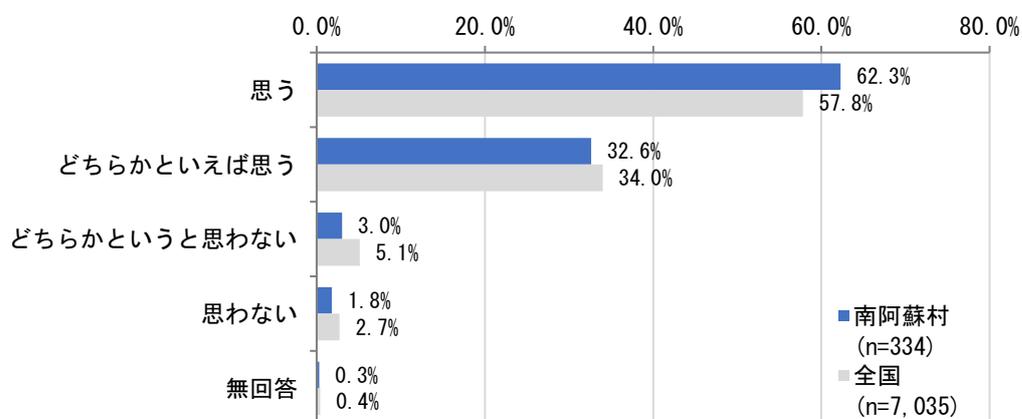
③ 今の自分が好きか【1つ選択】

「好き」（「好き」、「どちらかといえば好き」の合計）と回答した割合が71.0%で、全国結果と比較し11ポイント上回っています。



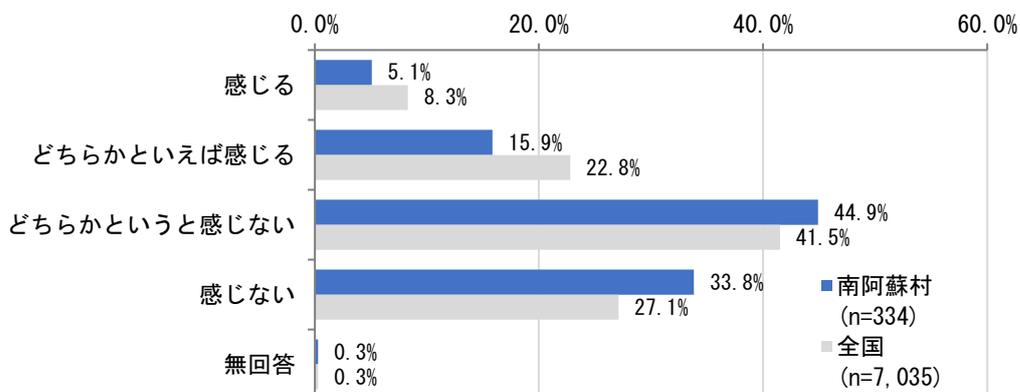
④ 自分の親（保護者）から愛されていると思うか【1つ選択】

「思う」（「思う」、「どちらかといえば思う」の合計）と回答した割合が94.9%で、全国結果と比較し3.1ポイント上回っています。



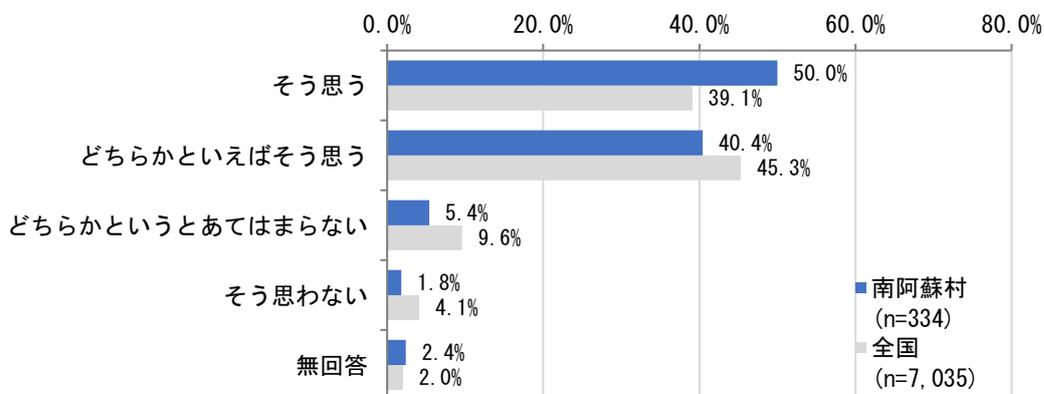
⑤ 自分は役に立たないと強く感じる【1つ選択】

「感じる」（「感じる」、「どちらかといえば感じる」の合計）と回答した割合が21.0%で、全国結果と比較し10.1ポイント下回っています。



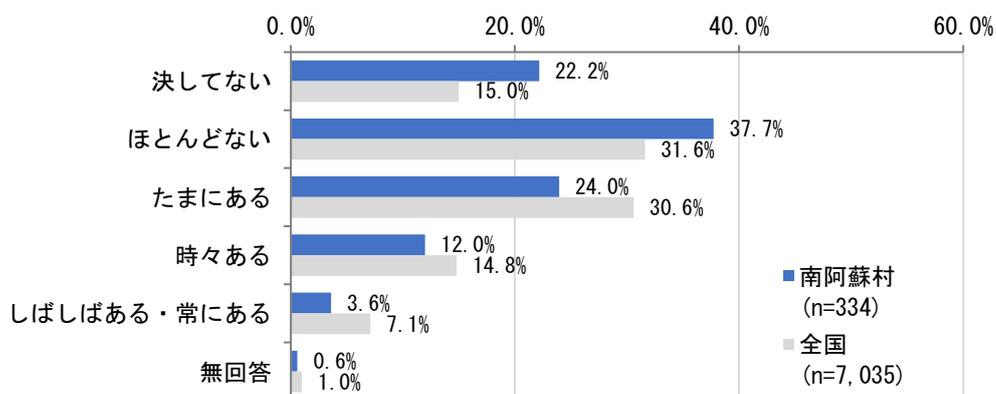
⑥ 自分が幸せだと思うか【1つ選択】

「そう思う」（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答した割合が90.4%で、全国結果と比較し6ポイント上回っています。



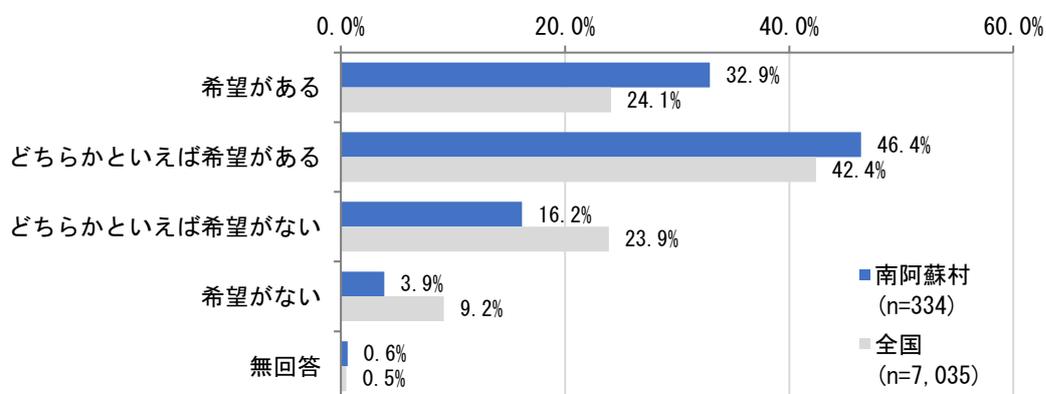
⑦ 孤独であると感じることがあるか【1つ選択】

「ない」（「決してない」、「ほとんどない」の合計）と回答した割合が 59.9% で、全国結果と比較し 13.3 ポイント上回っています。



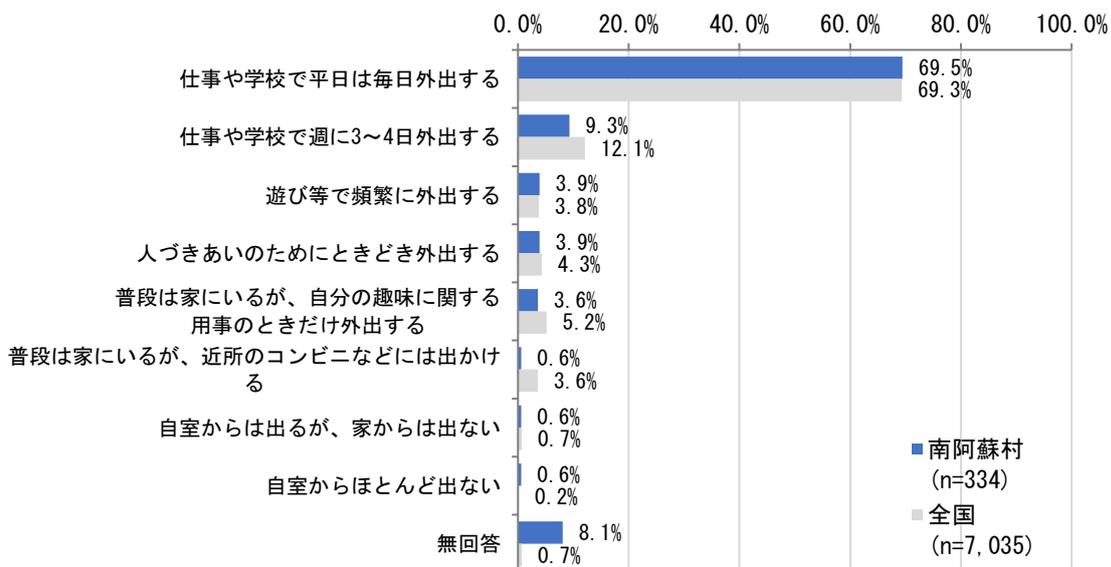
⑧ 自分の将来に明るい希望を持っているか【1つ選択】

「希望がある」（「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」の合計）と回答した割合が 79.3% で、全国結果と比較し 12.8 ポイント上回っています。



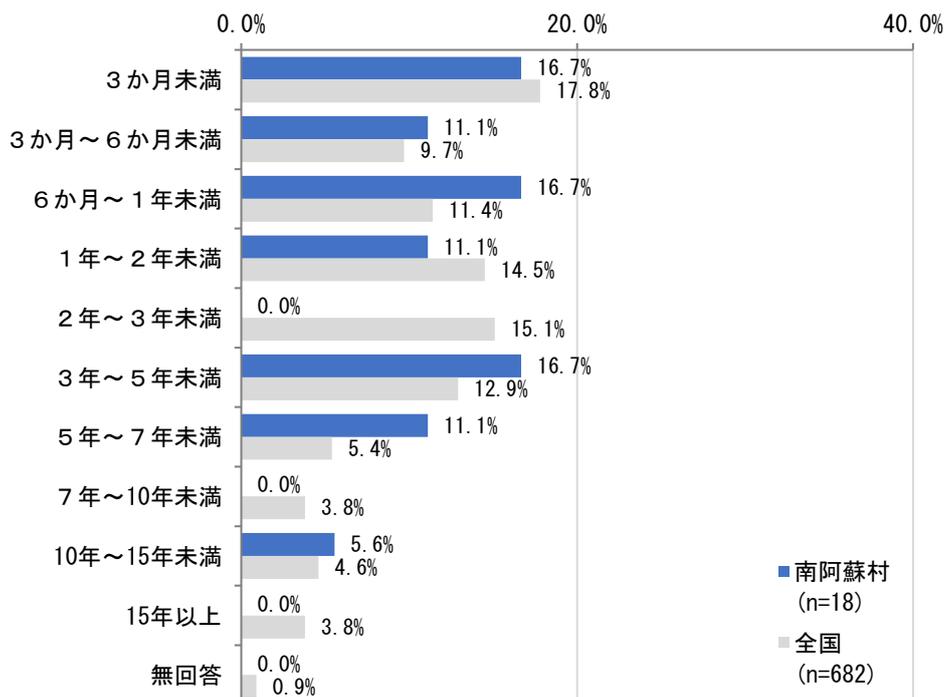
⑨ 外出の頻度【1つ選択】

「ほとんど外出しない」（「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」の合計）と回答した割合が5.4%で、全国結果と比較し4.3ポイント下回っています。



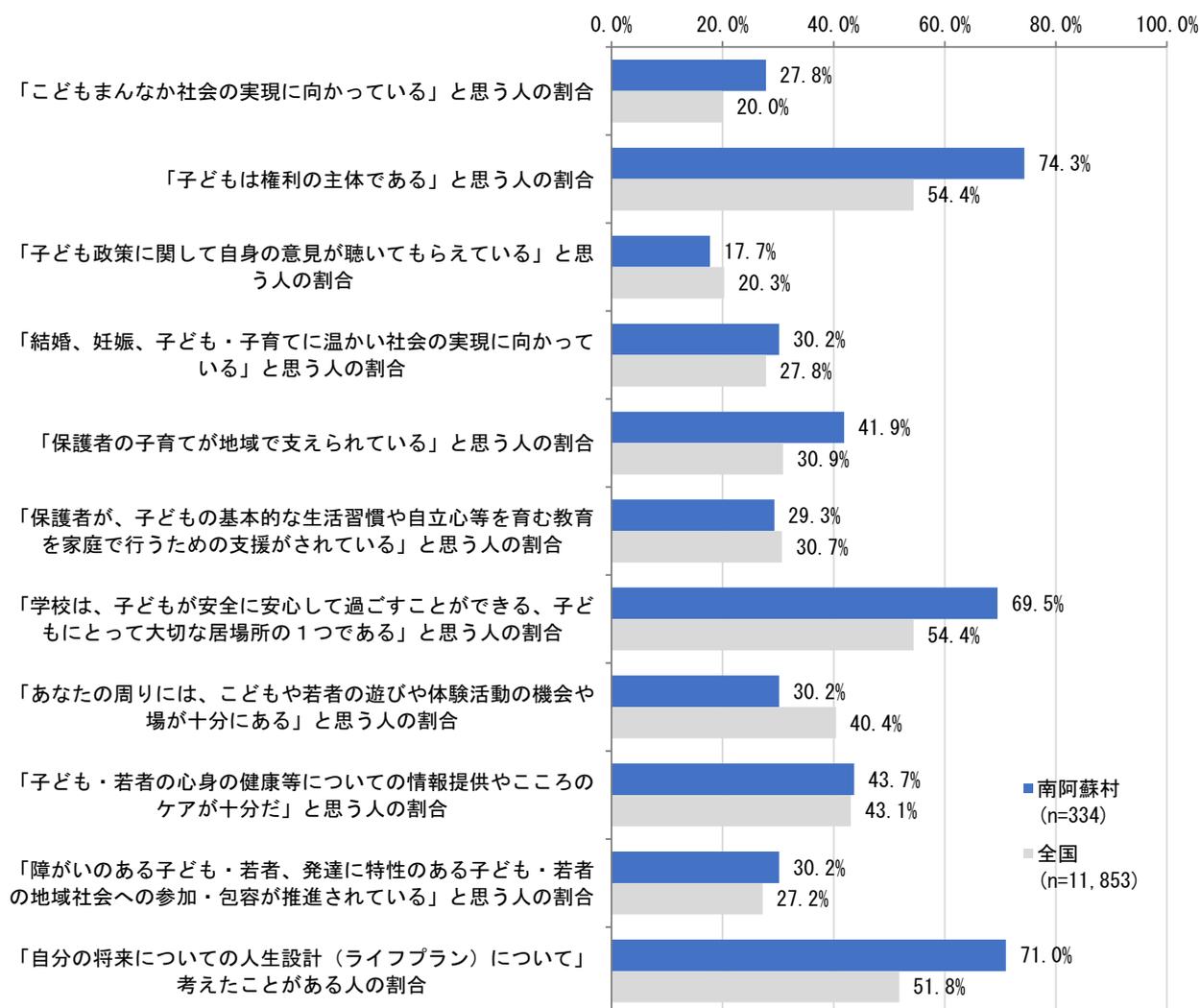
⑩ ほとんど外出しなくなった期間【1つ選択】

「3か月未満」、「6か月～1年未満」、「3年～5年未満」が16.7%で最も高くなっています。



⑪ こども大綱で設定されている数値目標に関する調査結果【1つ選択】

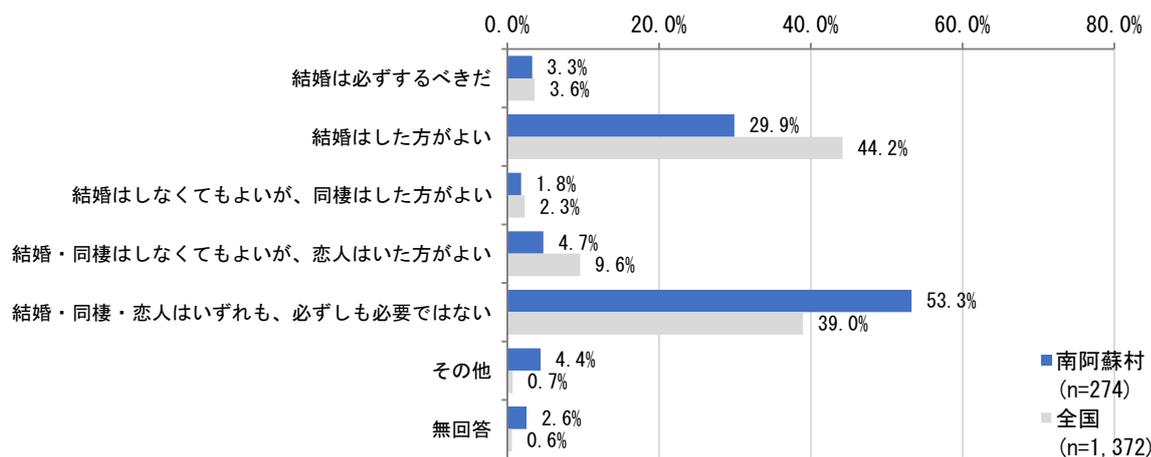
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う人の割合」、
 「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされていると思う人の割合」、「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思う人の割合」を除き、全国結果を上回っています。



⑫ 結婚や同棲の必要性に対する考え方【1つ選択】

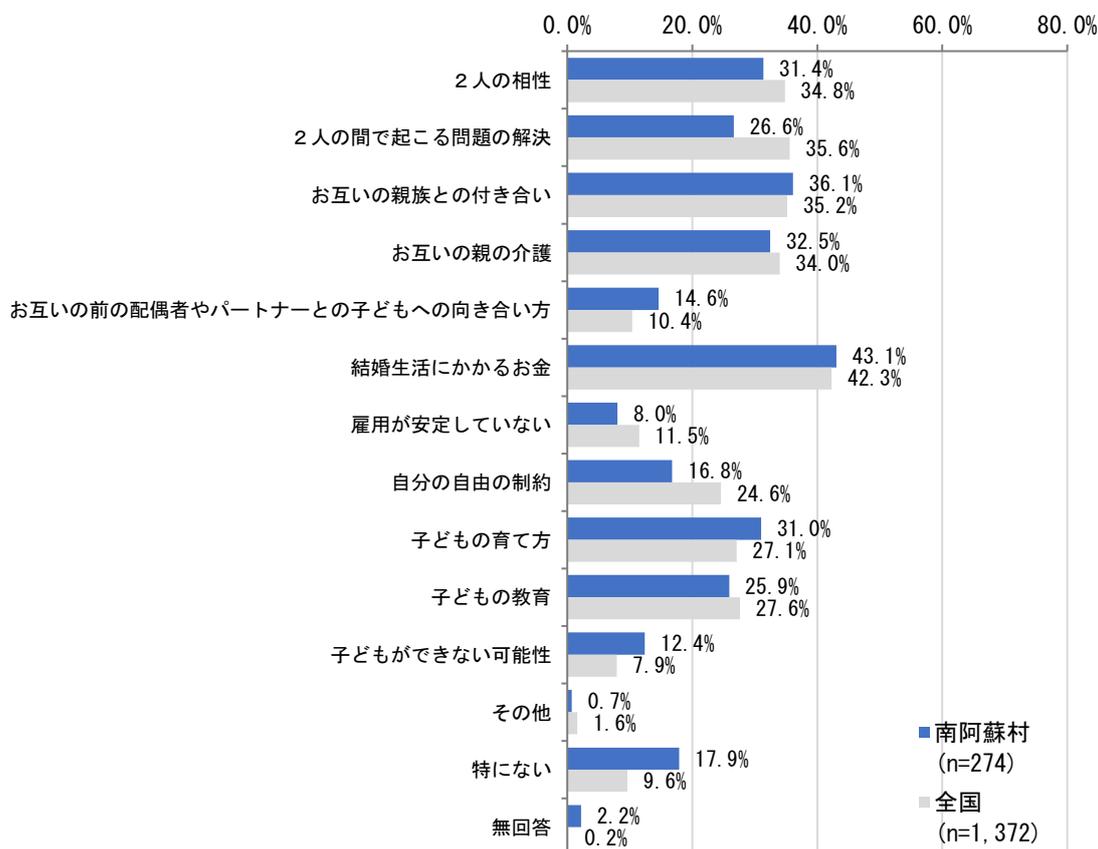
「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が53.3%で最も高くなっており、全国結果と比較し14.3ポイント上回っています。

また、「結婚はした方がよい」が29.9%で、全国結果と比較し14.3ポイント下回っており、結婚や同棲に対して必要性を感じていない方が多い結果となっています。



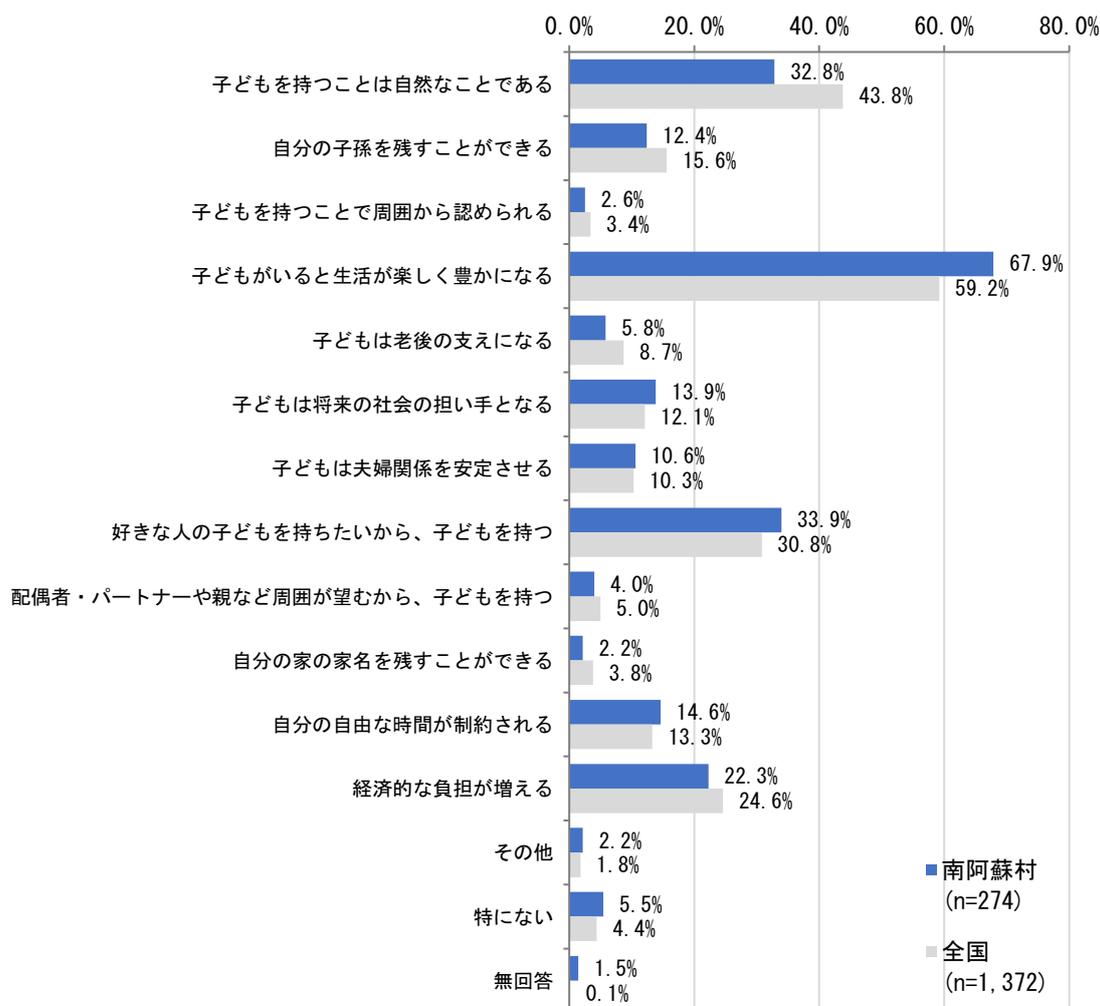
⑬ 結婚生活について不安に感じること【全て選択】

「結婚生活にかかるお金」が43.1%で最も高く、次いで、「お互いの親族との付き合い」36.1%などとなっています。



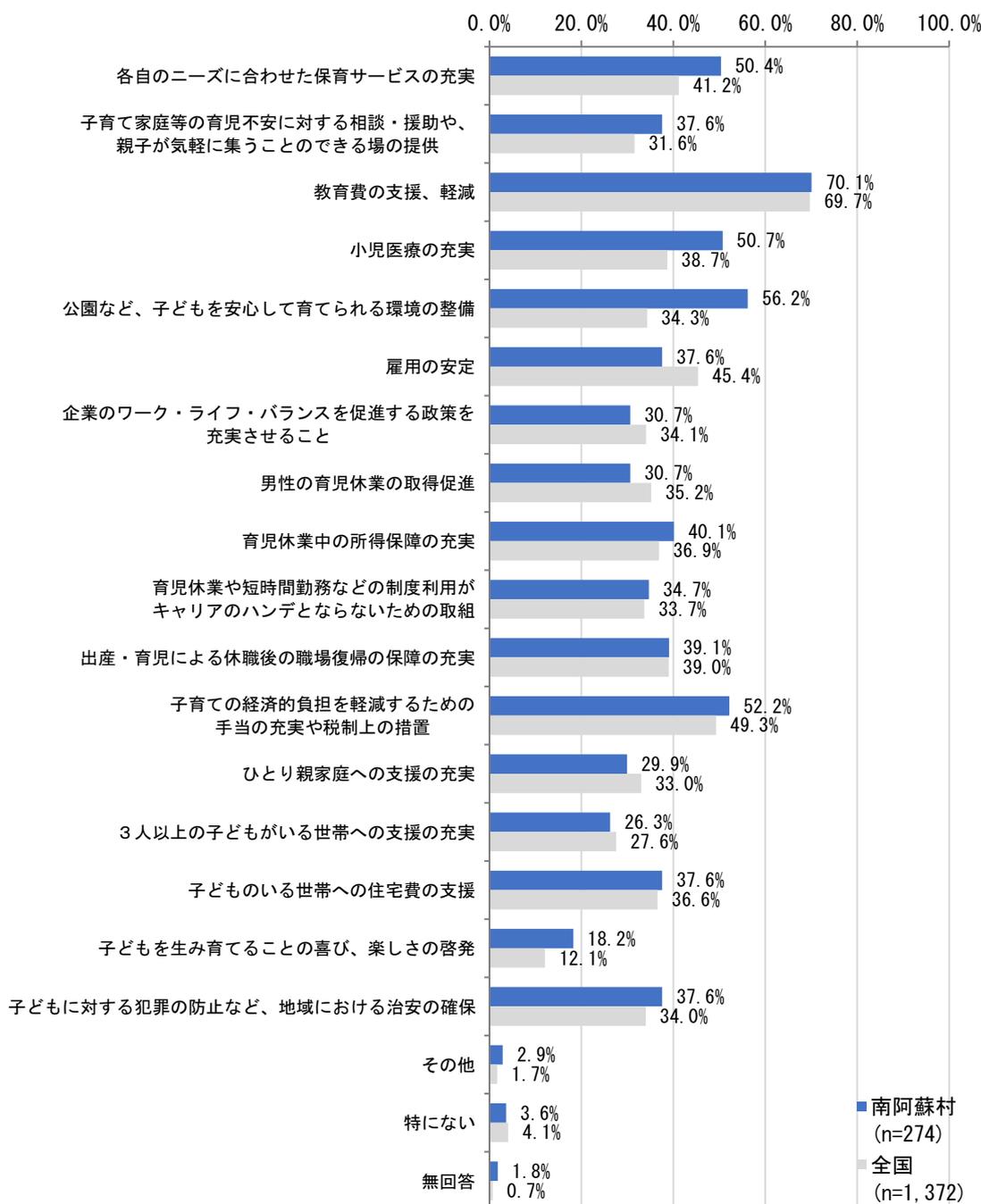
⑭ 自分のこどもを持つことに対してどのように考えるか【3つまで選択】

「こどもがいると生活が楽しく豊かになる」が67.9%で最も高く、次いで、「好きな人のこどもを持ちたいから、こどもを持つ」33.9%、「こどもを持つことは自然なことである」32.8%となっています。



⑮ 育児を支援する施策として何が重要だと思うか【全て選択】

「教育費の支援、軽減」が70.1%で最も高く、次いで、「公園など、こどもを安心して育てられる環境の整備」56.2%、「子育ての経済的負担を軽減するための手当の充実や税制上の措置」52.2%となっています。



第3章 第2期計画の実施状況及び本村の課題

1 第2期計画の実施状況

(1) 教育・保育の実施状況

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和 2 年度	計画	12人	155人	23人	99人	122人
	実績	12人	167人	4人	81人	85人
	差異(実績-計画)	0人	12人	▲19人	▲18人	▲37人

令和 3 年度	計画	12人	152人	23人	113人	136人
	実績	14人	158人	4人	81人	85人
	差異(実績-計画)	2人	6人	▲19人	▲32人	▲51人

令和 4 年度	計画	15人	186人	22人	93人	115人
	実績	7人	171人	12人	68人	80人
	差異(実績-計画)	▲8人	▲15人	▲10人	▲25人	▲35人

令和 5 年度	計画	16人	203人	21人	90人	111人
	実績	7人	143人	4人	101人	105人
	差異(実績-計画)	▲9人	▲60人	▲17人	11人	▲6人

令和 6 年度	計画	17人	216人	20人	87人	107人
	実績	7人	164人	14人	103人	117人
	差異(実績-計画)	▲10人	▲52人	▲6人	16人	10人

※実績は各年度4月1日現在の認定者数

※1号認定：定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校入学前までの子ども

※2号認定：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校入学前の子ども

※3号認定：保育が必要な要件に該当する、0歳から2歳までの子ども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

① 利用者支援事業

【基本型・特定型】

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
実 績	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【母子保健型】

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

② 地域子育て支援拠点事業

月間延べ回数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	223 人回	246 人回	211 人回	198 人回
実 績	113 人回	405 人回	221 人回	300 人回
差異（実績-計画）	▲110 人回	159 人回	10 人回	102 人回

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

③ 妊婦健康診査事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	111 人	118 人	125 人	131 人
実 績	89 人	71 人	76 人	75 人
差異（実績-計画）	▲22 人	▲47 人	▲49 人	▲56 人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	60人	58人	57人	55人
実 績	57人	63人	50人	63人
差異（実績-計画）	▲3人	5人	▲7人	8人

⑤ 養育支援訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	-人	-人	-人	-人
実 績	0人	0人	0人	0人
差異（実績-計画）	0人	0人	0人	0人

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	0か所	0か所	0か所	0か所

⑥ 子育て短期支援事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	13人日	14人日	14人日	14人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-計画）	▲13人日	▲14人日	▲14人日	▲14人日

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	3人日	3人日	3人日	3人日
実 績	0人日	0人日	15人日	22人日
差異（実績-計画）	▲3人日	▲3人日	12人日	19人日

⑧ 一時預かり事業

【幼稚園型】

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画（1号認定）	0人日	0人日	0人日	0人日
計画（2号認定）	0人日	0人日	0人日	0人日
実績（1号認定）	0人日	0人日	0人日	0人日
実績（2号認定）	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-見込み）	0人日	0人日	0人日	0人日

【幼稚園型以外】

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	147人日	144人日	176人日	193人日
実 績	449人日	138人日	285人日	225人日
差異（実績-見込み）	302人日	▲6人日	109人日	32人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1か所	1か所	1か所	1か所

⑨ 延長保育事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	30人	30人	30人	30人
実 績	実施無し	52人	65人	88人
差異（実績-計画）	-人	22人	35人	58人

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	0か所	3か所	3か所	3か所

⑩ 病児保育事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	227 人日	237 人日	243 人日	251 人日
実 績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差異（実績-計画）	▲227 人日	▲237 人日	▲243 人日	▲251 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

⑪ 放課後児童健全育成事業

年間実人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1年生	40 人	40 人	40 人	40 人
	2年生	40 人	40 人	40 人	40 人
	3年生	40 人	40 人	40 人	40 人
	4年生	10 人	10 人	10 人	10 人
	5年生	10 人	10 人	10 人	10 人
	6年生	10 人	10 人	10 人	10 人
	合計	150 人	150 人	150 人	150 人
実 績	1年生	16 人	38 人	29 人	30 人
	2年生	23 人	33 人	40 人	33 人
	3年生	26 人	37 人	34 人	35 人
	4年生	12 人	27 人	26 人	28 人
	5年生	9 人	15 人	19 人	17 人
	6年生	6 人	2 人	6 人	7 人
	合計	92 人	152 人	154 人	150 人
差異（実績-計画）		▲58 人	2 人	4 人	0 人

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(3) 基本目標ごとの関連事業の実施状況

基本目標1 すべての子どもと家庭への支援

【主な事業・取組の実施状況】

母子健康手帳の交付（子育て支援課）				
概要	妊娠届出のあった妊婦について、妊婦と出生児の一貫した健康記録を記載する母子健康手帳を交付します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	52件	38件	56件	43件

妊婦への保健指導・栄養指導（子育て支援課）				
概要	母子健康手帳交付時等に、妊娠中の保健及び栄養に関する指導を保健師及び栄養士が実施します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	52件	38件	56件	43件

乳幼児健診（子育て支援課）				
概要	こどもの成長や運動発達の状況、病気や異常の有無等を確認すると共に、見及び保護者との面談を実施します。			
3～4か月児健診				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	53人	48人	46人	61人
受診率	98.1%	100.0%	97.8%	95.3%
7～8か月児健診				
受診者数	43人	54人	53人	60人
受診率	91.4%	94.7%	100.0%	98.3%
1歳児健診				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	39人	53人	60人	51人
受診率	84.7%	100.0%	100.0%	96.2%
1歳6か月児健診				
受診者数	60人	42人	54人	57人
受診率	98.3%	100.0%	94.7%	100.0%
3歳児健診				
受診者数	27人	54人	57人	56人
受診率	96.4%	72.9%	96.6%	98.2%

妊婦歯科健診無料受診券の配布（子育て支援課）				
概要	妊娠中、つわりやホルモンの影響でむし歯や歯周病が進みやすくなり、歯周病は早産の一因となることなどから、妊婦の口と歯の健康のために無料受診券を妊娠届出時に配布します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	13人	13人	9人	8人

むし歯予防事業（フッ素塗布事業）（子育て支援課）				
概要	1歳から就学前までの幼児に対し、むし歯予防のためのフッ素塗布が無料で受けられる受診券（上限12回）を保護者の希望に応じて交付します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	62人	96人	59人	87人

歯っぴい健診（1歳児健診）、1歳6か月児健診、3歳児健診（子育て支援課）				
概要	こどもの成長や運動発達の状況、病気や異常の有無等を確認すると共に、見及び保護者との面談を実施します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳児健診 むし歯有病率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1歳6ヶ月児健診 むし歯有病率	6.7%	2.4%	0.0%	0.0%
3歳児健診 むし歯有病率	14.8%	29.6%	5.3%	23.2%

要保護児童対策会議（子育て支援課）				
概要	要保護児童の早期発見やその適切な保護及び配偶者からの暴力防止を図るために対策会議を設置します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	21回	13回	4回	8回

保育料の減免措置（子育て支援課）				
概要	地震等の災害で被災した世帯に対する減免及びコロナ感染症による登園自粛を減免します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
減免件数	53件	45件	110件	0件

ひとり親家庭医療費助成（住民福祉課）				
概要	ひとり親家庭に対し、医療費の一部負担金の3分の2を助成します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	838件	616件	650件	707件

児童扶養手当（住民福祉課）				
概要	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給世帯数	84世帯	80世帯	82世帯	72世帯

巡回相談支援事業（住民福祉課）				
概要	相談員が保育所等を巡回し、困り感があるこどもについての関わり方についての助言等を行うと共に、必要に応じて療育及び育児相談につなげます。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	18件	18件	19件	25件

基本目標2 地域全体による子育て支援

【主な事業・取組の実施状況】

放課後子ども教室（教育委員会）				
概要	小学1、2年生を対象に、放課後の空き教室を利用し、こどもが安心して活動できる場の確保を図り、地域の方の参画を得て、こどもたちに季節ごとの制作や昔あそびなど、多様な活動を行います。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	130人	95人	80人	78人

子ども会（教育委員会）				
概要	村及び各行政区の単位子ども会がこどもたちに対する体験事業を実施。村の子ども会としては姉妹都市連携をしている新上五島町との育成キャンプや村子ども会大会を開催し、こどもたちが普段できない体験活動を行っており、令和4年度からは熊本県立高森高等学校と連携しています。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	216人	242人	207人	239人

こども会大会（教育委員会）				
概要	子ども会大会として村内小学生を対象に体験事業を実施。令和2年度から令和3年度についてはコロナで中止していたが、令和4年度からは熊本県立高等学校の生徒を講師として、企画運営をお願いし大会を実施しています。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	0人	0人	8人	10人

育成キャンプ（教育委員会）				
概要	姉妹都市提携を結んでいる長崎県新上五島町の子ども会と毎年実施している事業。隔年ごとで開催をしており、南阿蘇村と新上五島町で交互に実施しており、南阿蘇村ではトレッキングなどの自然の体験、新上五島町では海洋体験を実施しています。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	0人	0人	21人	24人

小学校親睦スポーツ大会（教育委員会）				
概要	村内の小学6年生を対象に、中学校入学前の生徒同士の交流と親睦を深める場として、親睦スポーツ大会を実施しています。ティーボールやモルックなどのニュースポーツを主に行っており、今後も引き続き継続していきます。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	0人	0人	24人	78人

中学校におけるスクールカウンセラー配置（教育委員会）				
概要	南阿蘇中学校に、非常勤のスクールカウンセラー2名の派遣を熊本県から受けており、児童、生徒、保護者へのカウンセリング、教職員に対する助言などを行っています。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣人数	2人	2人	2人	2人

防犯パトロール隊（総務課）				
概要	パトロール隊は、安心・安全なむらづくりを目指して、村民の防犯意識の高揚と普及の徹底を図り、正しい防犯の実践を習慣づけ、南阿蘇村地域の住民を各種犯罪から守るとともに、青少年の非行を防止することを目的として活動しています。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	4支部 30人	4支部 29人	4支部 36人	4支部 29人

チャイルドシート購入費助成（子育て支援課）				
概要	幼児の交通事故防止及び交通安全の確保に資するため、乳幼児補助装置の購入に要する経費を補助します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	37件	43件	47件	44件

基本目標3 子どもの心の豊かさ、たくましさを、たくましさを育む

【主な事業・取組の実施状況】

家庭教育講座（教育委員会）				
概要	保護者の子育てに対する悩みや不安の解消のために「親の学び」プログラムとして熊本県から学校や保育園といった団体に対してトレーナーの派遣を行っています。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	1回	1回	3回

南阿蘇村学習支援員（教育委員会）				
概要	南阿蘇村学校支援員を各校に配置しています。学級担任及び教科担任等教科担任等の補助として授業に入り、個に応じた学習・生活のサポート等を行っている。今後も継続して実施し、授業・指導等の充実を図ります。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	12人	12人	12人	12人

交通安全指導員（総務課）				
概要	交通安全指導員は、住民に対する交通安全思想の普及啓発活動及び村内の通学、通園路における学童、園児を重点に歩行者の保護誘導等の街頭活動を通じ、正しい交通ルールの励行を指導しながら、交通事故の防止に努めることを任務として活動しています。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	5支部 57人	5支部 57人	5支部 55人	5支部 55人

その他本村で実施した主な事業・取組

児童手当（子育て支援課）				
概要	「家庭等における生活の安定」及び「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を目的とした制度です。支給額は、3歳未満は月額15,000円、3歳以上小学校終了前までは月額10,000円（但し、3子目以降は15,000円）、中学生は月額10,000円、特例給付は月額5,000円。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	11,361件	11,081件	10,654件	10,541件

すこやか出産祝い金（子育て支援課）				
概要	新生児が誕生した日に住所を有し、かつ居住している期間が連続して1年以上経過している場合に支給します。支給額は、第1、2子が50,000円、第3子以降が100,000円。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	49件	33件	40件	35件

乳幼児・子ども医療費助成（子育て支援課）				
概要	南阿蘇村に住所を有し健康保険に加入している0歳から18歳までの子どもが対象。対象となる医療費は各種健康保険適用の一部負担金。ただし、入院食事療養費及び交通事故により第三者からの賠償として支払われる医療費は対象外です。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成金額	27,317,143円	29,750,334円	33,850,356円	38,025,191円

すこやか成長祝い金（子育て支援課）				
概要	第3子以降の子どもを南阿蘇村で出産し、かつ子どもが満3歳に到達する年度まで南阿蘇村に継続して在住していた場合に支給します。支給額は200,000円。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	10件	17件	7件	14件

給食費半額補助（教育委員会）				
概要	保護者の経済的な負担の軽減と子育て支援を目的として、給食費の半額を補助します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金額	31百万円	15百万円	14百万円	14百万円

第3章 第2期計画の実施状況及び本村の課題

就学援助（教育委員会）				
概要	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費等の補助を行います。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童生徒数	44人	58人	50人	47人

ランドセル支給（教育委員会）				
概要	新入学児童を対象に、入学祝いとしてランドセルの贈呈を行います。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	81件	70件	64件	63件

通学かばん支給（教育委員会）				
概要	新入学生徒を対象に、入学祝いとして通学カバンの贈呈を行います。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	84件	81件	77件	83件

奨学資金利子補給（子育て支援課）				
概要	教育資金を借入れた保護者に対し、当該学生の在学期間中の返済利子について年5万円を上限に補助します。（令和3年度末に廃止、令和4年度以降は経過措置）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補給件数	7件	8件	8件	4件

快速南郷ライナー定期券助成（教育委員会）				
概要	熊本地震により被災し、運休している南阿蘇鉄道の運賃と代替として利用する南郷ライナーの運賃の通学費の差額を補助します。（高校生）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
減免件数	26件	0件	0件	0件

母子栄養食品助成事業（子育て支援課）				
概要	住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に対し、1歳までのミルク購入費用を月1缶分助成します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成世帯数	3世帯	2世帯	2世帯	1世帯

ブックスタート（子育て支援課）				
概要	絵本を通じた親子の絆づくり等のため、7か月児健診時に絵本のプレゼントと読み聞かせを実施します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布件数	40件	55件	53件	61件

多子世帯支援事業（子育て支援課）				
概要	熊本県が独自に、高校生以下から数えて3人目の子供の保育料を無料にしている事業です。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	19件	17件	15件	26件

ここのとり支援事業（子育て支援課）				
概要	こどもを望む夫婦の不育・不妊治療にかかる医療費について、夫婦1組につき年度20万円を上限に助成します。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成組数	8組	5組	4組	4組

2 本村の課題

こども・若者に関するデータ及び各種アンケート調査の結果から、本村における主な課題を抽出しました。

(1) 少子化対策

本村の出生数は近年減少傾向で推移しており、令和4年は39人となっています。合計特殊出生率は、全国、熊本県平均より高い値ではあるものの平成30年から令和4年までの平均が1.70となっており、令和7年度以降の少子化の進行は進むものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

(2) 子育てしやすいむらづくり

村の子育て支援の満足度について、「満足」と回答した人の割合は、就学前児童保護者14.9%、小学生保護者23.3%なのに対して、「不満足」と回答した人の割合は、就学前児童保護者27.6%、小学生保護者25.4%となっています。

村に求める子育て支援策としては、経済的支援やこどもが遊ぶことができる場所の提供、こどもの医療体制の整備が高くなっています。

子育てしやすいむらを目指して、こどもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

(3) 相談支援体制の充実

子育てに関して気軽に相談できる人が「いる」と回答した人の割合が就学前児童保護者80.9%、小学生保護者91.1%である一方、「いない」と回答した人の割合が就学前児童保護者4.3%、小学生保護者8.2%となっています。

こども・若者調査では、孤独であると感じることが「しばしばある・常にあり」と回答した人の割合が3.6%となっています。また、「ほとんど外出しない」と回答した人の割合が5.4%となっています。

困りごとが起こった時に、相談できる人がいない保護者や孤独を感じている人、ほとんど外出しない人を相談支援に確実につなげていく必要があります。また、身近に相談できる人がいる場合でも、その人たちとのつながりが絶たれた場合を考慮し、相談窓口の受け皿を準備しておくことも重要です。

(4) 幼児期までのこどもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、こどもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全てのこどもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

(5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。こどもが病気やケガ等で保育所等を休んだ場合の対処方法については、「親族・知人にこどもをみてもらった」と回答した人の割合は28.8%で約3割にとどまっています。

令和6年4月に開設した「こども家庭センター『みなっこ』」を中心として、関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての方が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

(6) 仕事と子育ての両立支援

こども・若者調査では、育児を支援する施策として「企業のワーク・ライフ・バランスを促進する政策を充実させること」と回答した人の割合が3割を超えていました。核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、こどもを自宅で見ることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、一時預かりや病児保育など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

(7) ひとり親家庭への支援

中学生保護者調査では、貧困の課題を抱えていると思われる世帯「(等価世帯収入の)中央値の2分の1未満の世帯」の割合は、母子世帯においては71.4%と高くなっています。仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。それぞれの世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援や就労支援等、最適な支援につなげていく必要があります。

(8) 出合いや結婚への支援

こども・若者調査では、「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が53.3%で、全国結果と比較し14.3ポイント上回っています。一方、「結婚はした方がよい」が29.9%で、全国結果と比較し14.3ポイント下回っており、結婚や同棲に対して必要性を感じていない方が多い結果となっています。

結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」が43.1%で最も高くなっています。

若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができるように、出会いや結婚への支援をより推進していく必要があります。

(9) こどもの貧困対策

中学生保護者調査では、貧困の課題を抱えていると思われる世帯の割合は、全体で21.2%、母子世帯においては71.4%となっています。家庭の経済状況は、こどもの進路選択や家庭環境にも影響を及ぼしている可能性があります。調査結果では、世帯の収入の水準が低くなると、大学までの進学を希望する割合も低くなる傾向がみられました。また、経済的な理由で「食費を切りつめた」、「必要な服や靴を買えなかった」などと回答した人の割合が、貧困の課題を抱えていると思われる世帯において高くなっています。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

(10) 障がい児等への支援

国が2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」やこども基本法の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもと一緒に教育・保育を受けることができる、インクルーシブな教育・保育の体制づくりを推進していく必要があります。

障がい児等への支援を推進することによって、「障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容が推進されている」と思う人の割合（現状値30.2%）を高めていきます。

(11) こども・若者や子育て世帯の意見反映

こども基本法において、こどもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。本村においては、こどもや若者を対象とした調査を実施し、当事者の状況把握を行いました。また、令和6年12月7日に小学生から高校生までを対象としたワークショップを開催し、意見聴取を行いました。

一方で、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と回答した人の割合は、17.7%と低くなっており、こどもの意見表明権について、広く周知・啓発に努めていく必要があります。

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 基本理念

将来を担う子ども・若者は社会の希望であり、未来をつくる存在です。子ども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや若者、子育て当事者の幸せにつながりますが、地域社会にとっては重要な課題となります。

近年、経済的な問題や家族関係の問題などで、子ども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活を送ることができるようになります。

子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、子どもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるむらを目指すため、次の基本理念を掲げます。

子ども・若者が安心して、楽しく、豊かに暮らせる村

なお、子ども大綱では、子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国における子ども施策の基本的な方針としています。本計画においても、子ども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるむらづくり

子どもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実を図ります。

基本目標2 子どもが成長できるむらづくり

子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、夢や志をもち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本目標3 若者が自立できるむらづくり

若者が社会の一員として役割を果たせるよう、関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

基本目標4 全ての子どもが幸せな状態で成長できるむらづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、子どもの成長過程全体を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

基本目標5 子育て当事者が子どもに向き合えるむらづくり

家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な取組
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">こども・若者が安心して、楽しく、豊かに暮らせる村</p>	<p>基本目標1 安心してこどもを生き育てることができるむらづくり (こどもの誕生前から幼児期まで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 親と子の健康づくりに向けた支援 2 乳幼児期の教育・保育の充実 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実
	<p>基本目標2 こどもが成長できるむらづくり (学童期・思春期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 2 居場所づくり 3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	<p>基本目標3 若者が自立できるむらづくり (青年期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 未来へ踏み出す若者応援 2 出会いや結婚への支援
	<p>基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるむらづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 5 こども・若者の権利の尊重 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	<p>基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるむらづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭教育支援 3 共働き・共育ての推進

第5章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるむらづくり

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育て」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにすることが必要です。

1 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後までこどもの生涯にわたる心と身体健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

(1) 母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図り、母子の健康管理を推進していきます。

(2) 乳幼児健康診査等の充実

乳幼児の適切な保健指導と病気や発達に不安のあるこどもの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

(3) 産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、出産後に家族からの支援が受けられない等の家庭については、一定期間の宿泊等による母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。

(4) 小児医療体制の情報提供

小児医療体制の確保や切れ目のない支援に向けて連携強化を図るとともに、こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。

(5) 食育の推進

保育所等、学校における教育の場において、給食等に地元産の食材を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用し、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食に関する知識や生きる力を育みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出のあった妊婦について、妊婦と出生児の一貫した健康記録を記載する母子健康手帳を交付します。	子育て支援課
妊婦への保健指導・栄養指導	母子健康手帳交付時等に、妊娠中の保健及び栄養に関する指導を保健師及び栄養士が実施します。	
乳幼児健診	こどもの成長や運動発達の状況、病気や異常の有無等を確認すると共に、児及び保護者との面談を実施します。	
妊婦歯科健診無料受診券の配布	妊娠中、つわりやホルモンの影響でむし歯や歯周病が進みやすくなり、歯周病は早産の一因となることなどから、妊婦の口と歯の健康のために無料受診券を妊娠届出時に配布します。	
むし歯予防事業（フッ素塗布事業）	1歳から就学前までの幼児に対し、むし歯予防のためのフッ素塗布が無料で受けられる受診券(上限12回)を保護者の希望に応じて交付します。	
おやつクッキング教室とエプロンシアターによる食育講話	食育の一環として、外部より講師を招いてクッキング教室や食育講話を行います。(コロナ感染症の影響により令和2年から未実施。)	保育所
在宅当番医制事業	休日に怪我や病気をした方の治療を行うため、阿蘇郡市医師会の医療機関を当番制で開院します。	健康推進課
病院群輪番制病院運営事業	休日の夜間及び休日の昼夜間の救急医療に対応するため、阿蘇郡市内の5病院で実施します。	

2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心してこどもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(1) 生きる力を育む幼児教育・保育の推進

こどもの主体的な活動を大切に、指針等に基づく教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、適切な指導監査などによる質の向上を図るとともに、小学校、家庭や地域との連携を深め円滑な接続によるこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

(2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

預かり保育、延長保育等の充実に向けた取組を支援するとともに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施について検討を進めます。

(3) こども・子育てを支える人材の確保・育成

保育士等を安定的に確保するため、潜在保育士等の掘り起こしや新規卒業者の確保、就業中である保育士等への負担軽減や、処遇改善、職員配置基準の改善による就業継続の支援を図るとともに、中高生等に対して保育士の魅力を発信するなど次世代の人材の育成に努めます。

(4) こどもが健やかに育つ環境づくり

乳幼児と保護者が絵本を通して心触れ合うひとときを持つきっかけを作ったり、スキンシップを介したコミュニケーションを通して、親と子の心がふれあう活動を推進します。また、保護者への各種相談や教室等を通じてこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
ブックスタート	絵本を通じた親子の絆づくり等のため、7か月児健診時に絵本のプレゼントと読み聞かせを実施します。	子育て支援課
延長保育事業	保護者の就労状況により通常の保育時間を超える保育が必要な場合(保育短時間認定については8時間を超えた部分、保育標準時間については11時間を超えた部分)、保育施設での保育時間を延長して預かりを行います。	

一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、地域の実情に応じた活用を考慮しながら、一時的な預かりを通じた必要な保育を行います。	子育て支援課
こども家庭センター事業	保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう必要な情報提供を行います。	
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とした通園制度により、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会をつくることで、こどもの成長を促します。	

3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、家庭の状況に応じた相談窓口が選択できるよう、窓口の体制強化や子育てに関する情報の周知啓発を行い、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

(1) こども家庭センターの機能強化

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業等の充実

子育て支援センター「わくわくひろば」で実施している地域子育て支援拠点や保育所の各種行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

(3) 子育て支援情報の発信

村ホームページによる子育てカレンダーの公開を継続するとともに、電子母子手帳アプリの導入を図り、子育て支援情報の発信の充実に努めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センター事業	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が、一体的に相談支援を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援センターにおいて、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	
子育て支援情報の提供	村広報紙及び村ホームページなどの活用を図り、子育て支援情報を提供します。	
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員となって、子育ての相互援助活動を行う組織です。それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。	
電子母子手帳アプリの導入	電子母子手帳アプリを導入することにより、成長記録等を共有し子育て世帯が抱える孤独や不安を解消します。	

基本目標2 こどもが成長できるむらづくり

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが重要です。

1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

こどもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう、技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、すべてのこどもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

(1) 次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

(2) 安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化を推進します。

(3) 情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。また、プログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。

(4) 全てのこどもの学びの保障

国や県と連携し、経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援を行います。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による学習環境の維持確立に努めます。

(5) いじめや不登校のこどもへの支援

いじめや不登校等の支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県立教育センターによる教育相談支援体制を整えます。保護者や学校、関係機関と連携して学習支援や生活支援を行うとともに、学校以外の居場所の充実を図りながら、自発性や社会性、社会への適応力を育みます。

(6) 障がいや多様な教育的ニーズへの対応

小・中校各段階に応じて、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を熊本県と連携して推進します。

(7) スポーツ・文化芸術環境の整備

将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

(8) 体育の授業の充実・こどもの体力向上

体育の授業の充実を図るとともに、学校やこどもの体力の向上のための取組を推進します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
中学校におけるスクールカウンセラー配置	南阿蘇中学校に、非常勤のスクールカウンセラー2名の派遣を熊本県から受けており、児童、生徒、保護者へのカウンセリング、教職員に対する助言などを行っています。令和7年度以降は阿蘇教育事務所配置のスクールカウンセラーを活用し、引き続き対応します。	教育委員会
家庭教育講座	保護者の子育てに対する悩みや不安の解消のために「親の学び」プログラムとして熊本県から学校や保育園といった団体に対してトレーナーの派遣を行っています。	

南阿蘇村学習支援員	南阿蘇村学校支援員を各校に配置しています。学級担任及び教科担任等教科担任等の補助として授業に入り、個に応じた学習・生活のサポート等を行っています。今後も継続して実施し、授業・指導等の充実を図ります。	教育委員会
放課後子ども教室	小学1、2年生を対象に、放課後の空き教室を利用し、こどもが安心して活動できる場の確保を図り、地域の方の参画を得て、こどもたちに季節ごとの制作や昔あそびなど、多様な活動を行います。	
小学校親睦スポーツ大会	村内の小学6年生を対象に、中学校入学前の生徒同士の交流と親睦を深める場として、親睦スポーツ大会を実施しています。ティーボールやモルックなどのニュースポーツを主に行っており、好評であるため今後も引き続き継続していきます。	

2 居場所づくり

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進めます。

（1）こども・若者の視点に立った居場所づくり

その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

（2）放課後児童対策の推進

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め放課後児童対策に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 放課後子ども教室	小学1、2年生を対象に、放課後の空き教室を利用し、こどもが安心して活動できる場の確保を図り、地域の方の参画を得て、こどもたちに季節ごとの制作や昔あそびなど、多様な活動を行います。	教育委員会
子ども会	村及び各行政区の単位子ども会がこどもたちに対する体験事業を実施しています。村の子ども会としては姉妹都市連携をしている新上五島町との育成キャンプや村子ども会大会を開催しこどもたちが普段できない体験活動を行っており、令和4年度からは熊本県立高森高等学校と連携しています。	
放課後児童健全育成事業	労働などにより保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の余裕教室などを利用して放課後児童クラブを設置し、授業終了後にこどもを預かります。	子育て支援課

3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供

こどもが休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるように、広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業の周知を図ります。

こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるように、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

(1) 小児医療体制の情報提供

広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業の周知を図り、夜間・休日のこどもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

(2) 心身の健康等についての情報提供

小中学校において、こどもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導を実施します。

性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口について情報提供している、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」の周知を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 在宅当番医制事業	休日に怪我や病気をした方の治療を行うため、阿蘇郡市医師会の医療機関を当番制で開院します。	健康推進課
【再掲】 病院群輪番制病院運営事業	休日の夜間及び休日の昼夜間の救急医療に対応するため、阿蘇郡市内の5病院で実施します。	
子どもの生活習慣病予防健診事業	将来健康な子育て世代を増やすことを目的に、小学6年生の希望者に対して健康診査（身体測定・血液検査・尿検査等）を実施します。 その後保護者及び子どもへ健診結果の見方や糖尿病に関する説明を行うと共に、特に注意すべき数値等があった対象者には個別に保健指導等を行います。	子育て支援課
AEDの設置	万が一に備え、自動体外式除細動器（AED）を保育園、小中学校などの公共施設に設置します。	子育て支援課 教育委員会 健康推進課
学校訪問における体育科の授業に関する指導・助言	村内の公立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行っています。併せて、小学校の体育科や中学校の保健体育科の教科等、指導力の向上に向け指導・助言します。	教育委員会
ネットトラブル対策講座	学校からの依頼に応じ、ネットトラブル対策講座を実施します。	
薬物乱用防止教室	学校の依頼に応じ、薬物乱用防止教室を実施します。	
学校保健の充実	子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培うために、教育活動全体において組織的に健康教育を推進します。	

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

(1) 学校における主権者教育の推進

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これからの社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を実施します。

(2) 学校におけるライフデザインに関する教育の推進

家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての指導を実施します。

(3) 学校における労働に関する教育の推進

働き始める前に、勤労観や職業観を培うと共に、労働基準法など労働法制について理解するために、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、社会生活における職業の意義と役割や雇用と労働問題等についての指導を実施します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
学校訪問における主権者教育に関する指導・助言	村内の公立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、児童生徒が、良識ある主権者としての意識を高められるよう、社会科の授業において話し合いを通してより良い集団や社会づくりについて考え、判断する授業づくりに努めるよう指導・助言します。	教育委員会
学校における主権者教育の推進	社会科での学習を通して主権者としての意識や知識を身に付け、特別の教科道徳で民主社会の一員としての価値観や行動規範を学びます。また、総合的な学習の時間、特別活動での学級活動や生徒会活動において問題解決に向けて主体的に行動する力を養う教育を進めます。	
学校におけるライフデザインに関する教育の推進	生涯を見通した生活設計のために、発達段階に応じて、教科横断的な学習活動を通じた学習やキャリア教育におけるキャリアパスポートの活用を進め、こどもたちが自立した生活者として生きていくために必要な力を育む教育を進めます。	
学校における労働に関する教育の推進	小学校では、一日見学旅行での工場見学や地域学習でのゲストティーチャーとの出会いを通して仕事の種類や働くことの喜びを体験します。中学校では、校内ハローワークや職場体験学習を通して働くことを身近に感じ、働くことを理解する教育を進めます。	
こども議会の開催	中学校の生徒会執行部を中心に、村の課題や未来、環境についての課題意識を高めるとともに、村の政治について学び、将来の村民として積極的によりよい村づくりに参加する意識を高める活動を進めます。	

基本目標3 若者が自立できるむらづくり

若者一人一人の状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望がかなえられるよう、多様な価値観を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

1 未来へ踏み出す若者応援

若者のキャリア形成を図り、新たなことにチャレンジしていけるよう応援します。

また、悩みや不安を抱える若者が、自らのペースで歩みを進められるよう、一人一人に合った支援を行います。

(1) 若者のキャリア形成

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、地域における若者の雇用機会の創出を推進します。

(2) 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境は、生活様式の変化、価値観の多様化、情報化の進展などにより、年々厳しさを増しています。非行や犯罪、問題行動を防止するためには、親や大人が姿勢を正し、社会全体のモラルの向上を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の改善と整備に努めます。

(3) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発

子ども・若者が、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮して様々な可能性を広げ、一人一人の人権が尊重され、性の多様性を認め合うために、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

(4) 子どもを産み育てる準備への普及啓発

男女を問わず、性と妊娠に関する知識を正しく身に付け、将来の子どもを生み育てる準備としてのプレコンセプションケアの啓発を行うとともに、不妊治療に関する支援を行います。

(5) 気軽に相談できる窓口の情報提供

若者の悩みや不安を受け止める県の相談窓口の情報発信を図るとともに、身体とこころの健康に関する支援を行います。

(6) 若者による社会活動の促進

ボランティアについての啓発講座や社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知するとともに若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
男女共同参画社会を目指す学校教育の推進	学校教育において、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導を行うとともに、男女平等の視点に立った生徒指導・進路指導を推進します。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。	教育委員会
青少年健全育成村民会議の活動	青少年の健全な育成を図ることを目的に、各小学校区の関係団体と連携・協調し地域性を活かしながら、世代間交流、地域交流、非行防止、環境改善などの活動に取り組みます。	
ジュニアリーダーの活動	ボランティア活動や野外体験活動、村子ども会イベント活動の支援を行い、思考力と行動力を育成します。	
学生ボランティアの活動	座学や野外活動の実技・実習を支援し、高校生のボランティア活動を促進します。	
地域おこし協力隊	一定期間居住し、地域の人たちと一緒に地域力の維持や地域の活性化につながる活動を行う「地域おこし協力隊」を募集し、隊員の定住・定着を図ります。	定住促進課

2 出合いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児の希望を叶えられるよう、ライフデザインや出合い、結婚への支援を推進します。

(1) 多様な出合いの機会提供

若者が交流できる場づくりや婚活イベントを支援して、結婚を後押しします。

(2) ライフデザインを考えるきっかけづくり

仕事や働き方、出合い・結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供するセミナーやシンポジウムを実施するなど、若者が人生設計を考える機会を設け、ライフデザインを考えるきっかけづくりに取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
このとり支援事業	こどもを望む夫婦の不育・不妊治療にかかる医療費について、夫婦1組につき年度20万円を上限に助成します。	子育て支援課
結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活に係る支援を行うことにより少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯に対して、新居の住居費(住宅取得・賃貸)と引越費用を補助します。	総務課
出会いイベント	出会いを望む独身男女に対して出会いと交流の場(山コン・南鉄コンなど)を提供し、恋愛・結婚へと進展を促すことで、少子化の要因の1つである未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的とした出会いの場を創出します。	
恋活・婚活サポート事業	結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供し、結婚のきっかけづくりを行うとともに、社会全体で結婚を応援する機運を高めるため連携中枢都市圏※で構成する「くまもと出会いサポートセンター」事業に参加しています。村ではAIマッチングシステムを活用したマッチングアプリの登録窓口や婚活イベント・セミナーの情報提供等行います。 ※熊本連携中枢都市圏で参加希望した13市町村構成(熊本市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町)	
恋活・婚活サポート事業	村では、地域における出会い又は結婚を支援する「婚活サポーター」を募集しています。登録された婚活サポーターが出会い又は結婚を希望する地域の未婚の男女に新たな出会いの機会や結婚に関する情報提供などしています。	

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるむらづくり

本村のこども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要なこどもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てできるように、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、こどもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう、機会あるごとに啓発していきます。

特に取組の必要が高い経済的に困窮している世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、こどもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立によるこどもの生活環境の改善につなげます。

(4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や村などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率を高めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
母子栄養食品助成事業	住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に対し、1歳までのミルク購入費用を月1缶分助成します。	子育て支援課
母子家庭に対する保育所入所時の優先入所	保育所入所判定の際、母子家庭に対して優先して入所できるようにします。	
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	住民福祉課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭に対し、医療費の一部負担金の3分の2を助成します。	
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費等の補助を行います。	教育委員会

2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援

障がいのあるこども・若者や発達に不安のあるこどもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。こどもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのあるこどもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
巡回相談支援事業	相談員が保育所等を巡回し、発達に不安のあること もについての関わり方についての助言等を行うと共 に、必要に応じて療育及び育児相談につなげます。	住民福祉課
障害通所給付費支給	児童福祉法に基づき、障がいのある児童やその家族 に対し、安心して社会との交流や必要な療育を受け るための支援を提供します。	
特別児童扶養手当	政令で定める程度以上の知的、精神または身体障が い（内部障がいを含む）等がある20歳未満の児童 について、児童の福祉を図ることを目的として、手 当を支給します。	
障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする状態にあ る在宅の20歳未満の政令で定める程度以上の重度 障がい者に対して手当を支給します。	

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けたこどもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要なこどもや家庭に寄り添いながら、「こども家庭センター」を中心に、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

(1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「要保護児童対策会議」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

(4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センター事業	妊産婦、育児やこどもについての相談などを受け付けます。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見やその適切な保護及び配偶者からの暴力防止を図るために対策会議を設置します。	
【再掲】 家庭教育講座	保護者の子育てに対する悩みや不安の解消のために「親の学び」プログラムとして熊本県から学校や保育園といった団体に対してトレーナーの派遣を行っています。	教育委員会

4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

(1) こども・若者の自殺対策

こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱えるこどもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組めます。

(3) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、こどもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、見守り活動の充実を図り、こどもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

(4) 非行防止と自立支援

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
チャイルドシート購入費助成	幼児の交通事故防止及び交通安全の確保に資するため、乳幼児補助装置の購入に要する経費を補助します。	子育て支援課
防犯パトロール隊	パトロール隊は、安心・安全なむらづくりを目指して、村民の防犯意識の高揚と普及の徹底を図り、正しい防犯の実践を習慣づけ、南阿蘇村地域の住民を各種犯罪から守るとともに、青少年の非行を防止することを目的として活動しています。	総務課
交通安全指導員	交通安全指導員は、住民に対する交通安全思想の普及啓発活動及び村内の通学、通園路における学童、園児を重点に歩行者の保護誘導等の街頭活動を通じ、正しい交通ルールの励行を指導しながら、交通事故の防止に努めることを任務として活動しています。	
学校における相談支援体制	県配属の活用事業を利用した「心の専門家」であるスクールカウンセラーや「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒や保護者等の心の相談及び児童生徒を取り巻く環境支援を行います。	教育委員会

通学路における安全確保	「通学路交通安全プログラム」により、関係機関と連携しながら、合同点検や安全対策を実施します。	教育委員会
【再掲】 ネットトラブル対策講座	学校からの依頼に応じ、ネットトラブル対策講座を実施します。	
【再掲】 薬物乱用防止教室	学校の依頼に応じ、薬物乱用防止教室を実施します。	
防犯教室	保育園や小学校に対して関係機関と連携した防犯教室を実施します。	総務課 教育委員会 子育て支援課
交通安全教室	関係機関と連携し、子ども向けの交通安全教室を実施します。	

5 こども・若者の権利の尊重

こども・若者が権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こども・若者の権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で共有し、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

(1) こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもや若者が人権問題への理解を深め、人権意識を高められるよう、こども基本法、こども大綱、本計画など、様々な機会・媒体を活用して、こども・若者の権利について、周知・啓発を推進します。

(2) こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども施策を進めるに当たり、こども・若者や子育て世帯の声を聴く方法について検討を進めるとともに、こどもの意見表明の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

(3) こども・若者の意見表明・参加

こどもや若者の生活や将来に影響を及ぼす計画などを審議する際には、こどもや若者が学び、意見表明する機会を創出するとともに、参加しづらいこどもにも配慮した取組に努めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども・若者へのこども基本法等に関する周知・啓発	こども計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約の内容について、パンフレットの作成・配布等様々な方法により、当事者であるこども・若者への周知・啓発を行います。	子育て支援課
施策や施設の運営に当たってのこども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討	こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりについて検討します。	

【再掲】 こども議会の開催	中学校の生徒会執行部を中心に、村の課題や未来、環境についての課題意識を高めるとともに、村の政治について学び、将来の村民として積極的によりよい村づくりに参加する意識を高める活動を進めます。	教育委員会
子ども会学習会の実施	村内の小中学生を対象に、一人一人の人権意識の高揚や学力向上を目指し、あらゆる人権課題に対する正しい理解と意識を深める学習や、教科学習を行います。	

6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

創造力や好奇心などを育むため、民間団体等と連携・協働して、自然体験、職業体験、環境体験など多様な体験活動に取り組むとともに、家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体等とより一層の連携を図り、青少年の体験活動、交流活動等を充実させ、青少年の健やかな育ちを支援します。また、村の活性化につながる先進的な技術や知識を学ぶための支援を行います。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
地域子育て支援拠点における親子交流の場の提供	子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	子育て支援課
【再掲】 放課後子ども教室	小学1、2年生を対象に、放課後の空き教室を利用し、こどもが安心して活動できる場の確保を図り、地域の方の参画を得て、こどもたちに季節ごとの制作や昔あそびなど、多様な活動を行います。	教育委員会
【再掲】 子ども会	村及び各行政区の単位子ども会がこどもたちに対する体験事業を実施しています。村の子ども会としては姉妹都市連携をしている新上五島町との育成キャンプや村子ども会大会を開催しこどもたちが普段できない体験活動を行っており、令和4年度からは熊本県立高森高等学校と連携しています。	
子ども会大会	南阿蘇村子ども会大会として村内小学生を対象に体験事業を実施しています。令和2年度から令和3年度についてはコロナで中止していましたが、令和4年度からは熊本県立高等学校の生徒を講師として企画運営をお願いし、大会を実施しています。	
育成キャンプ	姉妹都市提携を結んでいる長崎県新上五島町の子ども会と毎年実施している事業。隔年ごとで開催しており、南阿蘇村と新上五島町で交互に実施しており、南阿蘇村ではトレッキングなどの自然の体験、新上五島町では海洋体験を実施しています。	

【再掲】 小学校親睦スポーツ大会	村内の小学6年生を対象に、中学校入学前の生徒同士の交流と親睦を深める場として、親睦スポーツ大会を実施しています。ティーボールやモルックなどのニュースポーツを主に行っており、好評であるため今後も引き続き継続していきます。	教育委員会
学校における自然にふれる 体験活動の充実	村内の公立小・中学校に対し、職業体験や職業講和等を通して、働くことの意義や目的の理解、進んで働こうとする意欲や態度などを育むことができること、職業の意義についての基本的な理解・認識、自己を価値あるものとする自覚、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観、職業観を育むよう指導します。	
科学体験の充実	こどもたちの豊かな感性・創造性を育み、科学的なものの見方・考え方を育てる機会の創出が求められている中、こどもたちが自由な発想で楽しみながら創作活動（ものづくり）に取り組み、感動的で不思議な科学を体験することにより、創造性豊かで柔軟な思考力を育みます。	
スポーツ推進委員の設置	スポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進委員を設置し、スポーツの振興・普及を図るほか、運動のきっかけを作ります。	
文化活動の充実	地域に残る伝統行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れます。また、芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させ、豊かな感性や情操を育みます。	
学校図書館の充実	「ループみなみあそ」図書室の司書が、村内の小中学校の図書室に出張して、学校図書室の支援を図ります。	
野外活動の振興	姉妹町村である「長崎県新上五島町」との子供会交流において、キャンプなどの野外活動を行います。	

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるむらづくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

(1) 出産・子育て応援給付支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

(2) こども医療費助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）のこども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

(3) 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

(4) 学校給食費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学校の学校給食費の助成を継続します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 このとり支援事業	こどもを望む夫婦の不妊・不妊治療にかかる医療費について、夫婦1組につき年度20万円を上限に助成します。	子育て支援課
児童手当	高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に対して、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的として手当を支給します。	
すこやか出産祝い金	新生児が誕生した日に住所を有し、かつ居住している期間が連続して1年以上経過している場合に支給します。支給額は第1、2子は50,000円、第3子以降は100,000円となっています。	
乳幼児・子ども医療費助成	南阿蘇村に住所を有し健康保険に加入している0歳から18歳までのこどもが対象となっています。対象となる医療費は各種健康保険適用の一部負担金となります。ただし、入院食事療養費及び交通事故により第三者からの賠償として支払われる医療費は対象外となっています。	
【再掲】 チャイルドシート購入費助成	幼児の交通事故防止及び交通安全の確保に資するため、乳幼児補助装置の購入に要する経費を補助します。	
多子世帯支援事業	熊本県が独自に、高校生以下から数えて3人目のこどもの保育料を無料にしている事業です。	
すこやか成長祝い金	第3子以降のこどもを南阿蘇村で出産し、かつこどもが満3歳に到達する年度まで南阿蘇村に継続して在住していた場合に支給します。支給額は200,000円となっています。	
給食費半額補助	保護者の経済的な負担の軽減と子育て支援を目的として、給食費の半額を補助しています。	教育委員会
ランドセル支給	新入学児童を対象に、入学祝いとしてランドセルの贈呈を行っています。	
通学かばん支給	新入学生徒を対象に、入学祝いとして通学カバンの贈呈を行っています。	

2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応するため、また、一時預かり事業については利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施します。

ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員の増加を図り、引き続き、子育ての援助を受けたい人が必要なときに安心して利用できる体制整備を進めます。

そのほか、子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センター事業	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が、一体的に相談支援を行います。	子育て支援課
【再掲】 延長保育事業	保護者の就労状況により通常の保育時間を超える保育が必要な場合(保育短時間認定については8時間を超えた部分、保育標準時間については11時間を超えた部分)、保育施設での保育時間を延長して預かりを行います。	
【再掲】 一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、地域の実情に応じた活用を考慮しながら、一時的な預かりを通じた必要な保育を行います。	
【再掲】 ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が会員となって、子育ての相互援助活動を行う組織です。それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。	

3 共働き・共育ての推進

共働き・共育ての推進に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

（1）仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

（2）男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
男性の家事・育児等への参画促進	男女共同参画情報紙を活用し、男性の家事・育児等への参画促進を図ります。	総務課
家庭教育学級等における男女共同参画についての意識啓発	小・中学校の家庭教育学級担当者とPTA関係者を集めた家庭教育学級説明会を開催し、男女共同参画に関する出前講座に関する資料を配布し、こどものみならず、保護者などに対しても男女共同参画についての意識啓発を行うほか、保護者のみならず地域住民など、広く家庭教育等に関する学習機会や情報を提供します。	教育委員会

第6章 事業計画

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本村では前期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を村全体1区域として設定します。

2 量の見込み及び確保方策の概要

(1) 「量の見込み」を算出する事業

国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(以下、「国の手引き」という。)に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

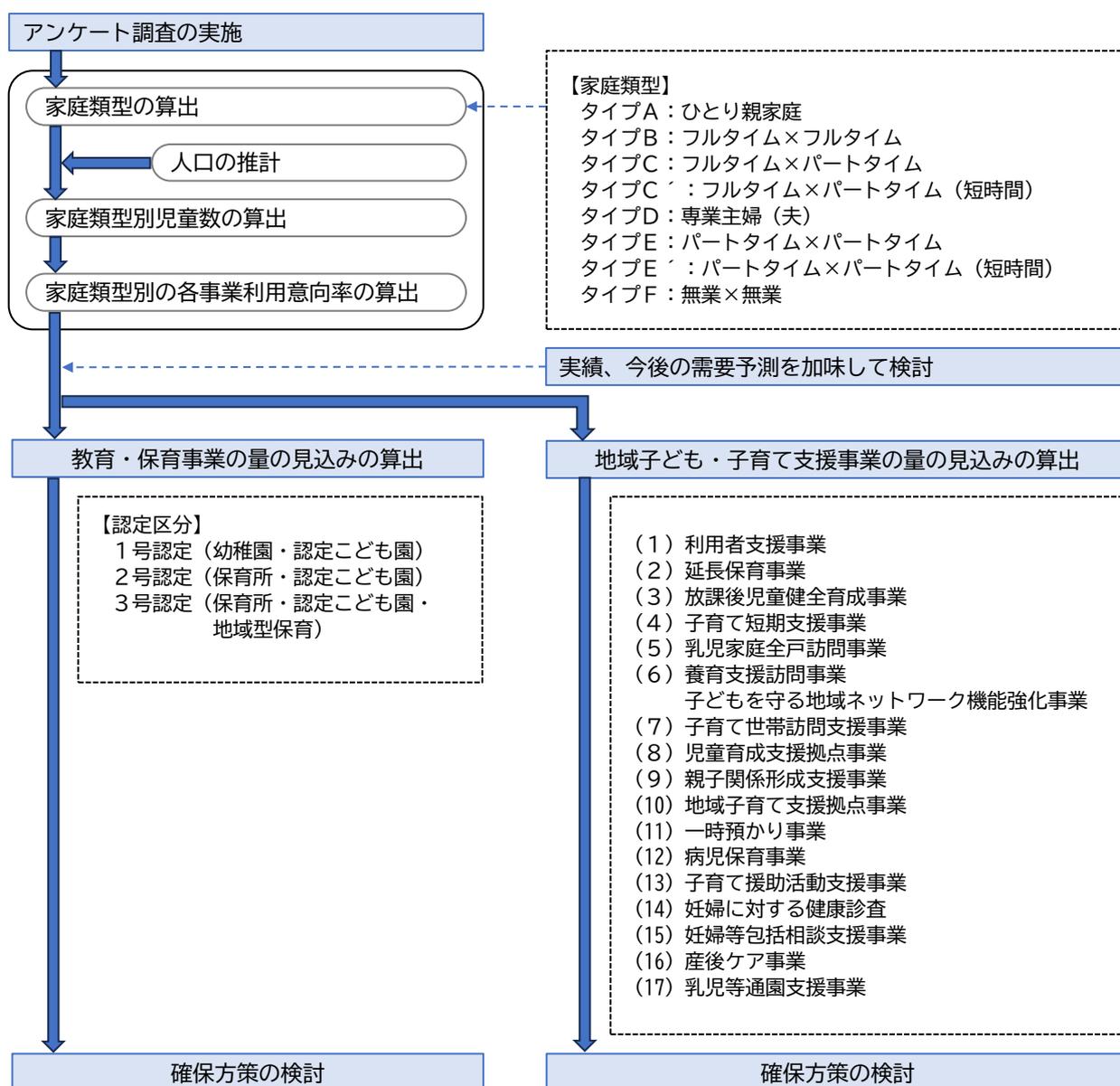
教育・保育	
1	子ども・子育て支援法第19条1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども(1号認定)
2	子ども・子育て支援法第19条2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども(2号認定、3号認定)
地域子ども・子育て支援事業	
1	利用者支援に関する事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
12	産後ケア事業
13	乳児等通園支援事業

(2) 量の見込みと確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本村においても、令和6年9月から10月まで実施したアンケート調査結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

【量の見込みの算出の流れ】



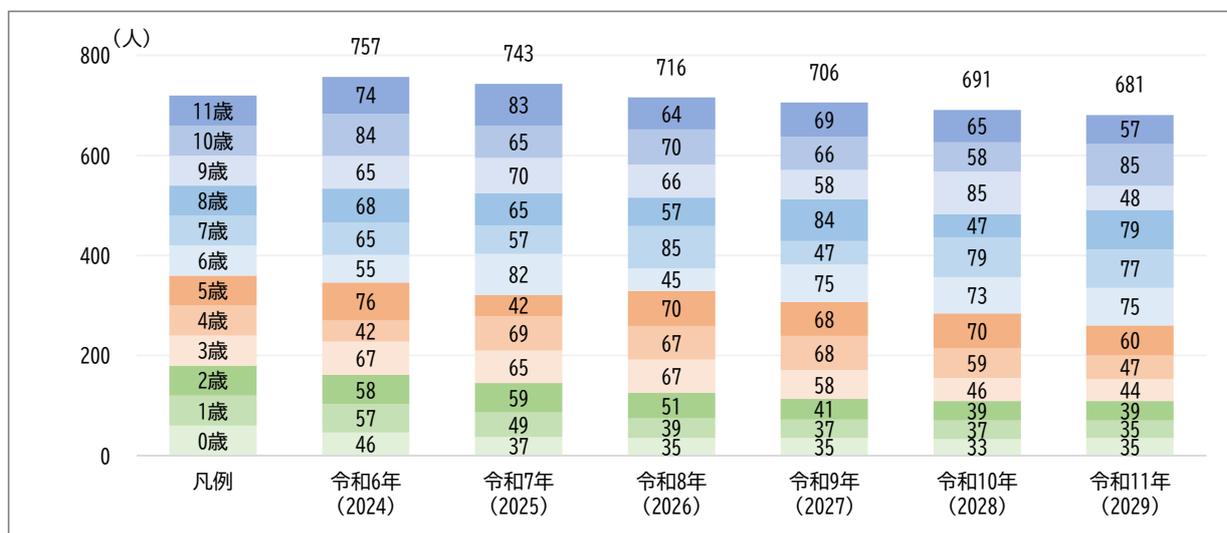
(3) 推計児童数の算出

各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法：同年または同期間のそれぞれの集団（「コーホート」という。）について、過去における実績人口の動態から求められる「変化率」に基づき、将来人口を推計する方法。

単位：(人)

	実績	推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	46	37	35	35	33	35
1歳	57	49	39	37	37	35
2歳	58	59	51	41	39	39
3歳	67	65	67	58	46	44
4歳	42	69	67	68	59	47
5歳	76	42	70	68	70	60
小計	346	321	329	307	284	260
6歳	55	82	45	75	73	75
7歳	65	57	85	47	79	77
8歳	68	65	57	84	47	79
9歳	65	70	66	58	85	48
10歳	84	65	70	66	58	85
11歳	74	83	64	69	65	57
小計	411	422	387	399	407	421
合計	757	743	716	706	691	681



3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) 対象となる家庭類型及び児童年齢

① 1号認定

【1号認定の3～5歳児】

対象となる家庭類型	タイプC´：フルタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプD：専業主婦（夫）家庭
	タイプE´：パートタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプF：無業・無業の家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

【2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

② 2号認定（保育の必要性あり 保育所等の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

③ 3号認定（保育の必要性あり 保育所等＋地域型保育の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳～2歳児

(2) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び各園の定員等を勘案した確保方策を以下のとおり設定します。

1年目 (令和7年度)		1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		7人	152人	24人	38人	54人	116人
確保方策	幼稚園	0人					
	認定こども園 (保育所部分)						
	保育所		148人	24人	37人	52人	113人
	② 合計	0人	148人	24人	37人	52人	113人
広域利用	③ 本村居住児童分	7人	4人				3人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	4人				
過不足 (②+③-①-④)		0人	▲4人				

2年目 (令和8年度)		1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		8人	171人	28人	38人	41人	107人
確保方策	幼稚園	0人					
	認定こども園 (保育所部分)						
	保育所		166人	28人	37人	40人	105人
	② 合計	0人	166人	28人	37人	40人	105人
広域利用	③ 本村居住児童分	8人	5人				2人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	4人				
過不足 (②+③-①-④)		0人	▲4人				

3年目（令和9年度）		1号認定 （教育ニーズ）	2号認定 （保育ニーズ）	3号認定 （保育ニーズ）			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		8人	152人	25人	44人	39人	108人
確保 方策	幼稚園	0人					
	認定こども園（保育所部分）						0人
	保育所		145人	25人	43人	38人	106人
	② 合計	0人	145人	25人	43人	38人	106人
広域 利用	③ 本村居住児童分	8人	7人				2人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	3人				0人
過不足（②+③-①-④）		0人	▲3人				0人

4年目（令和10年度）		1号認定 （教育ニーズ）	2号認定 （保育ニーズ）	3号認定 （保育ニーズ）			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		8人	138人	24人	39人	47人	110人
確保 方策	幼稚園	0人					
	認定こども園（保育所部分）						0人
	保育所		131人	24人	38人	45人	107人
	② 合計	0人	131人	24人	38人	45人	107人
広域 利用	③ 本村居住児童分	8人	7人				3人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	4人				0人
過不足（②+③-①-④）		0人	▲4人				0人

5年目（令和11年度）		1号認定 （教育ニーズ）	2号認定 （保育ニーズ）	3号認定 （保育ニーズ）			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		7人	132人	26人	36人	42人	104人
確保 方策	幼稚園	0人					
	認定こども園（保育所部分）						
	保育所		0人	0人	0人	0人	0人
	② 合計	0人	125人	26人	36人	41人	103人
広域 利用	③ 本村居住児童分	7人	7人				1人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	5人				0人
過不足（②+③-①-④）		0人	▲5人				0人

（3）保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当するこどもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 3歳未満推計人数	145人	125人	113人	109人	109人
② 3歳未満利用定員数	116人	107人	108人	110人	104人
③ 保育利用率（②÷①）	80.0%	85.6%	95.6%	100.9%	95.4%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【基本型・特定型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策 【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	村内の保育所3園で実施を継続

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】		84人	86人	80人	74人	68人
確保方策	【年間実人数】	84人	86人	80人	74人	68人
	【実施箇所数】	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	村内の放課後児童クラブ4か所で事業を継続

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	1年生	31人	28人	31人	30人	35人
	2年生	36人	33人	36人	35人	41人
	3年生	37人	34人	38人	36人	42人
	4年生	25人	23人	22人	24人	22人
	5年生	17人	15人	15人	16人	14人
	6年生	6人	6人	5人	6人	5人
	合計	152人	139人	147人	147人	159人
確保 方 策	【年間実人数】	152人	139人	147人	147人	159人
	【実施箇所数】	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援課で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	43人	41人	41人	39人	41人
確保方策 【実施箇所及び対応】	子育て支援課 で実施	子育て支援課 で実施	子育て支援課 で実施	子育て支援課 で実施	子育て支援課 で実施

(6) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策会議）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

量の見込み算出の考え方	要保護児童対策会議の機能を活用
確保方策の考え方	要保護児童対策会議の機能を活用

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出
確保方策の考え方	子育て支援課で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	49 人日	48 人日	47 人日	46 人日	45 人日
確保方策 【年間延べ人数】	49 人日	48 人日	47 人日	46 人日	45 人日

(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出
確保方策の考え方	教育委員会で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	13 人	12 人	12 人	12 人	12 人
確保方策 【年間実人数】	13 人	12 人	12 人	12 人	12 人

(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援センター「わくわくひろば」での実施を継続

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【月間延べ回数】		365 人日	314 人日	284 人日	274 人日	274 人日
確保方策	【月間延べ回数】	365 人日	314 人日	284 人日	274 人日	274 人日
	【実施箇所数】	1 か所				

(11) 一時預かり事業**① 幼稚園型**

幼稚園等における在園児のうち、1号認定のこどもを対象とした一時預かり事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	ちょうよう保育園で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		277 人日	284 人日	265 人日	245 人日	225 人日
確保方策 【年間延べ人数数】		277 人日	284 人日	265 人日	245 人日	225 人日

(12) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

(13) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	南阿蘇村ファミリーサポートセンター（南阿蘇村社会福祉協議会）で実施を継続

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	21人日	21人日	20人日	20人日	20人日
確保方策 【年間延べ人数】	21人日	21人日	20人日	20人日	20人日

(14) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	委託医療機関での実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	57人	57人	54人	57人	57人
確保方策 【実施箇所】	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の乳児家庭全戸訪問事業実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援課で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	43人	41人	41人	39人	41人
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談等実施合計回数	129回	123回	123回	117回	123回
確保方策 【面談等実施対応回数】		129回	123回	123回	117回	123回

(16) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の乳児家庭全戸訪問事業実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援課で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		43人日	41人日	41人日	39人日	41人日
確保方策 【年間延べ人数】		43人日	41人日	41人日	39人日	41人日

(17) 乳児等通園支援事業

保育所等に通園していない子どもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、子どもの良質な成育環境を支援する事業です。なお、令和8年度から本格実施の事業になります。

量の見込み算出の考え方	令和7年度以降の3号認定以外の0～2歳推計数から算出
確保方策の考え方	村内の保育所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
1歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定子ども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定子ども園の普及を図ることとしています。

認定子ども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本村においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全てのこどもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所等への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

教育・保育施設等と小学校との円滑な接続を推進する観点から、こどもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行のこどものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙や村ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

7 放課後児童対策

本村においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月策定)、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定)に基づき、放課後児童対策を推進してきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本村においても国の動向を踏まえながら、本村の実態に即した放課後児童健全育成事業に取り組みます。

第7章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

こども大綱に基づく、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に留まらず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、むらづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、住民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、NPOや活動団体、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成、若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども、若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加、参画を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「南阿蘇村子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、村ホームページ等で公開する等、当事者であるこども・若者及び子育て世帯への情報提供に努めます。

こども計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】

